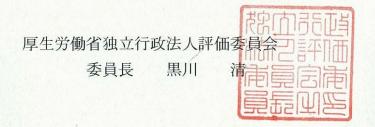
独評発第0830002号 平成17年8月30日

独立行政法人福祉医療機構 理事長 山口 剛彦 殿



独立行政法人福祉医療機構の平成16年度の 業務実績の評価結果について

標記の評価結果を取りまとめたので、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号) 第32条第3項の規定に基づき、別添のとおり通知する。

独立行政法人福祉医療機構の平成16 年度の業務実績の評価結果

平 成 1 7 年 8 月 3 0 日 厚生労働省独立行政法人評価委員会

1. 平成16年度業務実績について

(1) 評価の視点

独立行政法人福祉医療機構(以下「福祉医療機構」という。)は、特殊法人社会福祉・医療事業団の業務を承継して平成15年10月に新たに独立行政法人として発足したものである。

また、平成16年4月より、特殊法人労働福祉事業団の廃止に伴いその業務の一部である労災年金担保貸付事業を新たに承継したところである。

今年度の福祉医療機構の業務実績の評価は、平成15年10月に厚生労働大臣が定めた中期目標(平成15年度~19年度)の第2年度(平成16年4月~17年3月)の達成度についての評価である。

当委員会では、「厚生労働省所管独立行政法人の業務実績に関する評価の基準」等に 基づき、平成15年度までの業務実績の評価において示した課題等を踏まえ、評価を 実施した。

なお、福祉医療機構の業務は非常に多岐にわたり、それぞれの業務の性質が異なっていることを特記しておきたい。

(2) 平成16年度業務実績全般の評価

福祉医療機構は、福祉医療貸付事業をはじめとして、福祉医療経営指導事業、福祉保健医療情報サービス事業、長寿・子育て・障害者基金事業、社会福祉施設職員等退職手当共済事業、心身障害者扶養保険事業、年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業といった国の福祉・医療政策等に密接に連携した多様な事業を公正かつ効率的に運営していかなければならない。

平成16年度においては、ISO9001の早期認証取得への取組や目標管理型人事評価制度の本格実施など、平成15年度に行われた業務の運営管理の改善のための新たな取組が着実に進展し、成果を上げていることは評価できる。また、業務運営の効率化に伴う一般管理費等の経費節減については、中期目標の実現に向けて実績を上げている。中期目標等の確実な達成に向けて努力を期待する。

福祉医療貸付事業については、国の福祉政策及び医療政策に即して民間の社会福祉施設、医療施設等の整備に対し貸付けが行われている。審査業務及び資金交付業務の迅速化において実績を上げているが、当該貸付業務については、一層リスク管理体制を強化していくことが期待される。なお、医療貸付については、民業補完の観点から引き続き融資対象事業、融資条件等を適切に見直していく必要がある。

心身障害者扶養保険事業については、中期目標で定める当該事業の見直しについて、検討が進められることとなっている。

平成16年度から業務が移管された労災年金担保貸付事業については、従前から福祉医療機構で行われていた年金担保貸付事業の仕組みを活用した結果、サービス等が

改善され、借入申込件数の増加等の効果が認められる。

他にも、国民・利用者に対するサービスの向上についての更なる取組がなされており、事務処理期間の短縮などの実績を上げており、今後とも引き続き、計画の達成に向けて一層の努力を期待する。

これらを踏まえると、中期目標の第2年度に当たる平成16年度の業務実績については、全体としては福祉医療機構の設立目的である「社会福祉事業施設及び病院、診療所等の設置等に必要な資金の融通並びにこれらの施設に関する経営指導、社会福祉事業に関する必要な助成、社会福祉施設職員等退職手当共済制度の運営、心身障害者扶養保険事業等を行い、もって福祉の増進並びに医療の普及及び向上を図ること」及び「厚生年金保険制度、船員保険制度、国民年金制度及び労働者災害補償保険制度に基づき支給される年金たる給付の受給権を担保として小口の資金の貸付けを行うこと」に資するものであり、適正に業務を実施したと評価できる。

なお、福祉医療機構の多岐にわたる業務内容について積極的に周知に努めるととも に、今後とも時代の状況に的確に対応して業務を展開していくことを期待する。

中期目標に沿った具体的な評価結果の概要については、2のとおりである。個別項目に関する評価資料については、別紙として添付した。

2. 具体的な評価内容

(1) 各事業の共通事項に関する評価

① 効率的な業務運営体制の確立

ISO9001の認証取得に向け、中期計画を大幅に前倒しして取り組んだことについては高く評価できる(平成17年4月に認証取得)。

また、71項目に及ぶ業務改善措置を講じた業務プロセスの改善への取組や、人事評価制度の本格実施による業務への反映、トップマネジメントの機能の発揮等が認められ、時間外勤務時間を平成15年度と比較して約44%縮減するなど十分な成果を上げている。

② 業務管理の充実

業務目標の進行管理を実行し、強化しており評価できる。しかしながら、管理会計制度に関しては、導入に向けた基本的考え方の整理にとどまっており、今後の進展に期待する。

リスク管理債権比率については、債権区分別管理を実施しており、平成15年度末の1.50%から平成16年度末において1.53%と中期計画に定める目標値2.0%を下回る水準で推移している。引き続き、リスク管理体制を強化していくことを期待する。

また、りん議・決裁システム等の電子政府化については、着実な取組が求められ

る。

③ 一般管理費等の経費削減

一般管理費等の経費削減については、基準年度である平成14年度に対して4.8%削減した予算を計画し、その効率的な実施に努めた結果、計画の96.1%の執行(平成14年度に対し91.5%に相当)となった。

また、労使交渉の結果、将来に向けた給与体系等の見直しを行うなど経費削減に向けた特段の努力が認められることは評価できる。今後とも、中期目標及び中期計画において設定された経費削減目標の確実な達成に向けて継続して努力していくことを期待する。

(2) 各事業ごとの評価

① 福祉医療貸付事業

福祉医療貸付事業の業務運営の効率化については、国の福祉及び医療の政策目標 に沿った融資が行われている。また、国からの要請に基づき、新潟県中越地震等の 災害復旧融資等が実施された。事業の安定的な運営を図る観点から貸付金利体系を 見直したほか、民間資金の活用策について、福祉貸付において協調融資制度の仕組 みを導入し、平成16年度末までに全国72の金融機関と覚書を締結した。

具体的には、福祉貸付について、国の政策と密接に連携し、ゴールドプラン21、新エンゼルプラン、新障害者プランなどに基づく重点分野の施設整備に対し、優先的に貸付けを行っている(老人福祉関係施設453件、児童福祉関係施設301件、障害者福祉関係施設105件等)。

また、医療施設の地域格差の是正と機能の向上を図るために、病床等不足地域に対する融資(病院80件、診療所215件)や「医療提供体制の改革ビジョン」に掲げられた医療機能分化の観点から特定病院等への融資(精神指定病院26件、救急医療等特殊診療機能病院25件、臨床研修病院15件、療養病床を有する病院77件、純増2,579床、転換1,349床等)などに実績を上げた。

なお、医療貸付については、民業補完の観点から、引き続き融資対象事業、融資 条件等を適切に見直していく必要がある。

福祉医療貸付事業の業務の質の向上については、審査業務及び資金交付業務の迅速化において引き続き中期目標に掲げる数値を上回る実績を上げ、サービスの向上が見られた。また、融資相談会の回数を平成15年度の2倍に相当する14回開催し利用者サービスの向上と相談業務の集中的実施による業務の効率化が図られた。今後とも、業務の質の維持・向上を図りつつ、業務の効率化に向けて努力することが必要である。

② 福祉医療経営指導事業

福祉医療経営指導事業の業務運営の効率化については、集団経営指導の開催経費を受講料収入で賄う実績を上げている。また、個別経営診断の平均処理日数を中期目標に掲げる数値より14.3日短縮している。なお、収支相償になるよう、受講料については適切な収支計画に基づき設定することが適当である。

福祉医療経営指導事業の業務の質の向上については、施設経営の参考指標を2種類から4種類に増加させ、中期計画に掲げる目標の前倒し実施に成功した。また、担当職員の専門能力向上についての積極的な取組が認められるほか、集団経営指導の延べ受講者数が中期計画に沿って順調に推移している。平均満足度指標も中期計画に掲げる目標に達しているが、アンケート調査の内容等について、更なる改善を期待したい。個別経営診断、開業医承継支援事業については、平成16年度計画に掲げる目標を上回る実績を上げている。

③ 長寿・子育て・障害者基金事業

長寿・子育て・障害者基金事業の業務運営の効率化については、資金の運用実績に関して、厳しい金融環境ながら、国債の平均利回りを上回る実績を上げており評価できる。また、交付決定までの所要期間は、平成15年度と比較して16.3日短縮している。

長寿・子育て・障害者基金事業の業務の質の向上については、助成事業の事後評価を実施するなど、きめ細やかな対応がなされており、それが次年度分以降の募集要領等に生かされている。また、スペシャルオリンピックスの運営に迅速に対応した社会的意義は大きい。

④ 退職手当共済事業

退職手当共済事業については、共済契約者の負担を軽減するため、請求書等作成 支援システムの構築と試験運用の実施が行われているが、早期の運用開始を期待す る。当該事業の平均支給期間の短縮については、システムの簡素化により効率化が 図られているが、予算制約の影響による支給の遅延があった。

⑤ 心身障害者扶養保険事業

心身障害者扶養保険事業については、財務状況のホームページ等による定期的公開、安全性を重視した運用、地方公共団体事務担当者会議の開催による日常業務の正確な事務の遂行の促進が計画どおり進展しているところである。なお、当該事業の繰越欠損金については、その解消に向けて、中期目標期間中に、国において検討が進められることとなっている。

⑥ 福祉保健医療情報サービス事業

福祉保健医療情報サービス事業の業務運営の効率化については、機器等の更新による基盤の整備、厚生労働省からの委託を受けた「看護師等養成所報告管理システム」の運用準備の完了及び収入確保のための有料広告の掲載など、着実に進展している。

福祉保健医療情報サービス事業の業務の質の向上については、満足度調査において、利用者等から引き続き高い評価を得ている。また、提供情報の内容の充実、操作機能の改善等が図られた結果、平成16年度のWAM NETアクセス件数は773万件となり、中期目標に掲げる水準である700万件に達している。また、利用機関の登録数は、平成16年度計画を超える46,030件を確保し、中期目標の達成に向けて着実に進展している。

WAM NETは、従来の行政の情報公開と比べ、量、スピード、質ともに非常に優れており、多くの研究者、事業者、利用者等が活用していることから、今後とも更なる充実を期待する。

⑦ 年金担保貸付事業

年金担保貸付事業の業務運営の効率化については、当該事業の業務運営コストの 分析に基づき、平成16年度から新設定方式による金利を適用した結果、平成15 年度からの繰越欠損金を解消するとともに、平成16年度末の収支において黒字を 確保したことは評価できる。

年金担保貸付事業の業務の質の向上については、利用者の実態に即した償還制度の導入の検討が行われ、平成17年10月からの償還制度の変更が決定したほか、 当該事業に関する周知の取組が認められる。また、悪質な貸金業者に関する注意喚起を行うなどの努力が引き続きなされている。なお、業務処理方法の見直し等、電算処理プログラムの開発により、平成17年10月からの事務処理期間の短縮が実現するよう期待する。

⑧ 労災年金担保貸付事業

労災年金担保貸付事業の業務運営の効率化については、当該事業の業務運営コストの分析に基づいた金利設定方式を導入し、業務移管初年度である平成16年度から利益を計上しており評価できる。

労災年金担保貸付事業の業務の質の向上については、福祉医療機構に移管したことに伴うサービスの改善等(借入申込窓口の大幅な拡大、資金交付回数の増加等)により、借入申込件数及び貸付契約額が増加しており効果が認められる。

(3) 財務内容の改善に関する事項

予算、収支計画及び資金計画については、全ての経費について、平成16年度予算 における計画を上回る経費の削減を行っており評価できる。

また、運営費交付金以外の収入の確保策として、福祉医療経営指導事業において予算額を11.1%上回る収入(約3千万円)を確保したことや、福祉保健医療情報サービス事業において平成16年度に初めて広告収入8万4千円を確保しており、より一層の努力を期待する。

福祉医療貸付事業の貸付原資である財投機関債の発行は、計画どおり行われている。

(4) その他業務運営に関する事項

人材育成等の観点からの研修の実施については、組織的な人材育成カリキュラムを 確立しており評価できる。今後とも更なる充実を図ることを期待する。

また、職員数を抑制しながらも、各事業における事務処理日数の大幅な短縮など、効率的な業務運営のための努力がなされている。

中期目標	中期計画	16年度計画	ります。
第2 法人全体の業務運営の改善に関する事項 独立行政法人化する趣旨を十分に踏まえ、業務 実施方法の抜本的な改善を図り、機構に期待され る社会的使命を効率的、効果的に果たすことがで きるよう、経営管理の充実・強化を図ること。	第1 法人全体の業務運営の改善に関する目標を 達成するためにとるべき措置 機構に期待される社会的使命を効率性、有効性 を持って果たしていくために、独立行政法人化を 経営改革の好機ととらえ、第一期中期目標期間を 独立行政法人にふさわしい経営基盤の確立期と位 置づけ、可能な限り民間の経営手法を取り入れる ことを目指して、次のような機構の事業全般にわ たる共通の取組みを実施することとする。	第1 法人全体の業務運営の改善に関する目標を 達成するためにとるべき措置 法人全体の業務運営の改善を推進するための仕 組みの適切な運用と機能強化に努めることとす る。	第1 法人全体の業務運営の改善に関する目標を 達成するためにとった措置 法人全体の業務運営の改善を推進するための仕 組みの適切な運用と機能強化に努めた。
(1) 効率的な業務運営体制の確立 組織編成、人員配置を実情に即して見直すと ともに、業績評価等を適切に行うことにより、 効率的な業務運営体制を確立すること。		(1) より効率的な業務運営を行うため、業務の実態を踏まえつつ、組織のスリム化を図る。	【組織のスリム化等】#1 ○ 平成16年4月に組織のスリム化を実施した。 a 監査部の廃止 (監査業務の総務部への移管) b 基金事業部次長の廃止 c 基金事業部事業課の廃止 (調査広いた資金運用業務を経理部資金課へ移管) d 共済部務を回部計画課へ移管) ④ 共済業務を経理部資金課へ移管) ⑥ 融資相談体制を整備するとともに、IT化を推進するため、機構全体の電算システムを統括管理する体制強化のための組織改正を行った。 a 福祉業務課の創設 b 情報事業の企画調整とWAMNET事業の充実) (添付資料:1) ○ アウトソーシングの活用人材派遣等の活用により、正規職員数の抑制に努業務管理体制の強化業務の強化し、業務管理体制の強化業務の対験時間の大幅な縮減に努めた。 ○ 業務管理体制の強化業務の見直しを検討した。 a 保険部の廃止 (保険部で行っていた扶養保険業務を共済部へ、年金担保貸付業務を総務部へ移管) b リスク債権対策を充実するため、経営指導課の体制を強化とを発育を発表のた。 ○ 年金担保貸付業務を総務部へ移管) b リスク債権対策を充実するため、経営指導課の体制を強化 c 経営指導来を充実するため、経営指導課の体制を強化

中期目標	中期計画	16年度計画	16年度の業務の実績
第2 法人全体の業務運営の改善に関する事項	第1 法人全体の業務運営の改善に関する目標を	第1 法人全体の業務運営の改善に関する目標を	1 22 21704 2 7021
	達成するためにとるべき措置	達成するためにとるべき措置	
(1) 効率的な業務運営体制の確立	(1)継続的な業務の質の向上・業務改善を推進	(2)IS09001の中期目標期間中の認証取得を目指	【品質マネジメントシステムの運用着手】#2
組織編成、人員配置を実情に即して見直すと	するための業務管理の仕組みであるIS09001を中	し、平成15年度に実施した業務処理方法の抜本	○ 平成16年4月にIS09001に基づく品質マネジメ
ともに、業績評価等を適切に行うことにより、	期目標期間中に認証取得する。	的な見直しの結果を踏まえ、品質文書化計画、	ントシステム(以下「QMS」という。)構築のため
効率的な業務運営体制を確立すること。		品質マネジメントシステムの運用に着手する。	の実施計画をスタートし、業務の見直しを進め
			つつ、業務プロセスの文書化を行い、11月にQMS
			の本格運用を開始した。
			○ QMSの構築により、マネジメントレビューを核
			としたPDCAサイクルが確立し、QMSに基づく内部
			監査、マネジメントレビュー等を通じて業務の
			継続的な改善に取り組み、新たに顧客からの苦
			情処理の手順化を行うなど具体的成果が生まれ
			てきている。
			○ また、IS09001の認証を取得するため、審査登
			録機関の審査を平成17年3月に受け、平成17年4
			月に認証を取得できる目処が立った。
			〈添付資料:2〉
			 【業務プロセスの改善】#3
			○ 平成15年度から「ムリ・ムラ・ムダ」の発見
			とその改善を目標に進めている業務革新プロジ
			ェクトにおいて、QMSの構築に合わせて業務プロ
			セス等の見直しを行い、平成16年度において71
			項目に及ぶ業務改善措置を講じた。
			なお、主な改善項目は、以下のとおりである。
			a 業務手順・方法の簡素化、効率化 15項目
			b 決裁の廃止、簡素化、権限委譲 13項目
			c 業務文書・様式等の廃止、簡素化、見直し 12項目
			d 業務処理基準の策定、明確化 9項目

中期目標	中期計画	16年度計画	16年度の業務の実績
第2 法人全体の業務運営の改善に関する事項 (1) 効率的な業務運営体制の確立 組織編成、人員配置を実情に即して見直すと ともに、業績評価等を適切に行うことにより、 効率的な業務運営体制を確立すること。	第1 法人全体の業務運営の改善に関する目標を 達成するためにとるべき措置 (2)職員の努力を適正に評価し、組織目標を効 率的かつ効果的に達成する手段として人事評価 制度を導入する。	第1 法人全体の業務運営の改善に関する目標を 達成するためにとるべき措置 (3)人事評価制度の運用を平成16年4月から本格実施し、制度の定着化を進めるとともに、引き続き 人事管理に関する課題の把握に努める。	【人事評価制度の運用の開始】#4 ○ 組織目標の達成を図っていく一方で、職員が長期的視点で養成され、業務において動機付けられることを通じて雇用者満足を高め、組織・職員双方にメリットを求める戦略として、人事評価制度の準備を進めてきたところであるが、平成16年度から本格運用を開始した。 〈添付資料:3〉
			【制度の定着化の推進】#5 ○ 人事評価制度に対する理解の増進、評価者の評価能力の向上等を図り制度の定着化を進めるため、平成16年度において、以下の取組みを行った。 a 平成16年9月に、評価者を対象として、目標管理制度に関するケース。 b 評価者の疑問等を取りまとめて質疑応答集を作成し、平成16年9月に、全評価者を対象とした説明会を開催した。 c 平成16年度上期の人事評価結果を踏まえ、平成17年1月及び2月に、評価者を対象のための評価技法に関する実践的な研修を実施した。 d 平成16年度上期の人事評価結果を踏まえ、平成17年1月及び2月に、被評価者を対象とたの評価技法に関する実践的な研修を実施した。 d 平成16年度上期の人事評価結果を踏まえ、平成17年1月及び2月に、被評価者を対発運能力に、目標管理評価シートの書き方及び発揮能力評価の対象となる行動項目の判断の演習等実践的研修を実施した。

中期目標	中期計画	16年度計画	16年度の業務の実績
第2 法人全体の業務運営の改善に関する事項	第1 法人全体の業務運営の改善に関する目標を	第1 法人全体の業務運営の改善に関する目標を	
	達成するためにとるべき措置	達成するためにとるべき措置	
(1) 効率的な業務運営体制の確立	(3)経営管理を担う経営企画会議(仮称)を設	(4) トップマネジメント機能が有効に発揮される	【経営企画会議等の運営】#6
組織編成、人員配置を実情に即して見直すと	置するなどトップマネジメントを強力に補佐す	よう、経営企画会議及びその下部組織である企画	○ 国の政策と一体となって福祉医療分野の業務
ともに、業績評価等を適切に行うことにより、	る体制を確立するとともに、事業運営の効果を	委員会、業務管理委員会及び情報システム委員会	を多岐にわたって迅速的確に実施していくた
効率的な業務運営体制を確立すること。	高めるための企画調査部門を強化する。	の適切かつ効率的な運営に努める。	め、トップマネジメントの要として設置した経
			営企画会議を通じて、適時適切に提供される情
			報に基づき、経営判断及び各事業部門への迅速
			な対応の指示を実施した。
			○ 平成16年度においては、経営企画会議を18回
			開催し、事業計画等の基本方針の決定を行うと
			ともに、社会福祉施設整備費補助金の交付金
			化、年金住宅等債権管理回収業務等の承継、退
			職手当共済事業の見直し等の制度改正への対
			応、自治体における老人福祉関係施設への補助
			金減額措置に対する特別貸付への対応、金利体
			系の見直し、スペシャルオリンピックスへの対
			応等について迅速的確に経営判断することによ
			り、国の政策要請に応えることができた。
			○ また、経営企画会議をQMSのマネジメントレビ
			ューの場として位置づけ、QMSに基づく具体的な
			業務プロセス監視を経営企画会議で行うことに
			より、トップマネジメント機能の充実強化を図
			ることができた。
			なお、経営企画会議を支える下部委員会にお
			いては、各部横断的に業務課題の分析検討、意
			見の集約調整を行い、その成果を経営企画会議
			に提供した。
			(添付資料:4)
			【重要課題への取組み】#7
			○ 独立行政法人化に伴い理事長のリーダーシッ
			プの重要性が増大したが、平成16年度において
			は、特に、平成17年1月から実施した職員の給与
			体系の見直しについては、理事長自ら職員に対
			し説明し、理解を求めるなど、理事長の強いリ
			ーダーシップの下で、実現にこぎつけることが
			できた。
			○ また、QMSの構築と運用によるISO9001の早期
			の認証取得への取組みは、独立行政法人にふさ
			わしい職員意識の醸成と業務改革・効率化を早
			急に実現する必要があるとの理事長の強い決意
			とリーダーシップにより推進されたものであ
			る。

評価の視点	自己評定 S	評 定 A
	(理由及び特記事項)	
	【組織のスリム化等】#1	○ 人件費の削減や、時間外勤務時間の大幅な縮減(44%)など、十分な成果を上げている。
	○ 効率的な業務推進体制を整備するとともに、顧客サービスの 向上を図るため、独立行政法人化に際し行った組織のスリム化 等をさらに推進した。加えて、定型・大量な業務については、	○ 独立行政法人としてISO9001の認証を取得した点は評価できる。
	人材派遣等を積極的に活用した。 こうした措置により、業務量が増大する中で、ポスト数・職員の増員等を抑制するとともに、適切な業務運営を行った。	○ 業務プロセスの改善への取組により、実際に各処理日数の大幅な縮減を 実現している。
	貝の相負等を抑削するとともに、過男な未物連貫を行うた。	│○ 人事評価制度を導入し、業務への反映を図っている。
┃ ○中期目標期間中にIS09001を認証取得できたか。	 【品質マネジメントシステムの運用着手】#2	○ 八事中 画的及を等外し、未物 の及所を囚りている。
	○ 中期目標期間中のできるだけ早期の段階に、QMSに基づく業務 管理の確立を図る観点からQMS構築の準備作業を進めた結果、平	○ トップマネジメント機能の発揮のための取組を進めている。
	成16年11月にQMSの発効を行い、平成17年3月にISO9001の認証取得のために審査登録機関の審査を受けることができ、中期計画より大幅に前倒しして、平成17年4月に認証を取得できる目処が立った。	○ ISOの認証の早期取得に関しては、大きく評価できる。しかしながら、第三者として評価する立場からは、業務に改善があったことは理解できるものの、元々の状態が本来どの程度であったかを確認できないため、本質的・絶対的な評価が困難である。
	○ 平成17年3月の審査登録機関の審査においては、ISO9001の規格要求事項ごとに格付け(不適合・要改善・経過観察)が行われるが、今回の機構の審査では、わずかに4項目の「経過観察」が指摘されたに留まり、審査登録機関からも「機構は品質に対し高い水準のコミットメント及び認識を持っている」と評価さ	○ 給与の見直し、時間外勤務時間の縮減を行い、人員数も減らした中で、 従来以上に効率的に業務を実施し、ISO9001の認証を取得できたと いうことは、これまでの体制に問題はなかったのか。
○認証取得後は、その規格要求事項である内部監査マネジメントレビュー、予防是正措置等について、マネジメントシステムが適正に運用されたか。	れるQMSを構築することができた。 ○ 機構においては、平成15年以降、QMSの早期導入のための準備作業、平成16年11月の正式発効等を経て、ISO9001の規格要求に沿った適正なQMSの運用を行ってきた結果、以下のとおり、マネジメント、職員意識及び業務プロセス管理の面で期待どおりの効果が現れてきており、QMSの基盤を確立することができた。 a 中期計画・年度計画の達成目標とQMSの品質目標の連動を図ったことから、QMSの運用を通じて、中期計画・年度計画の執行管理を行うことができるようになった。 b 個々の職員の業務目標がQMSの品質目標と関連付けられることにより、自らの業務と顧客満足とのかかわりが明確になり、独立行政法人にふさわしい職員としての意識改革が進んだ。 c QMSの内部監査や審査登録機関からの審査等を通じて、新たな視点から顧客満足を向上させるための改善に取り組むことができた。	○ 目標を達成してしまったものについて、今後どのように評価を行っていくべきか疑問である。
	【業務プロセスの改善】#3 ○ 平成15年度から「ムリ・ムラ・ムダ」の発見とその改善を目標に進めている業務革新プロジェクトにおいて、業務手順・方法の簡素・効率化、決裁の廃止、権限委譲など71項目に及ぶ業務改善措置を講じ、機構の業務の全般にわたり業務の効率化及び顧客サービスの改善が実現できた。	

○人事評価制度が中期目標期間中に導入されたか。 【人事評価制度の運用の開始】#4 ○ 中期目標期間の2年次目から人事評価制度を本格実施すること ができた。 ○ 人事評価制度の本格運用によって、以下の通りの効果が生ま れ、年度計画の目標達成に向けた各事業の円滑な推進を図る基 盤を確立することができた。 a 組織の経営方針や経営目標を職員各個人の目標に連鎖するよ うに落としこむことで、組織目標と個人目標が一体化し、組 織・個人双方にとって目標の明確化が図られた。 b 組織目標を明確にすることで業務が円滑に遂行される経営環 境を整え実行したばかりでなく、目標の達成に向けた業務の進 排管理や必要に応じた支援・指導などを通して、上司のマネジ メント能力や職員間相互のコミュニケーション能力の向上が図 られた。 c 職員は、組織目標の達成に向けて、自律して個人目標を設定 することで自ら働く動機付けを付与するとともに、与えられた 権限のもとで業務の遂行に積極的に参画する意識の涵養が図ら れた。日常的な業務の見直しや事務の効率化についても改善が 図られた。 d 目標達成に向けて業務を遂行していく過程で職階ごとに期待 されるコンピテンシー能力が明確にされていることから、職員 は自らの職階に求められる役割を理解し行動することができ e 評価結果において、不十分な評価となった職員については、 フィードバック等を通して改善点を説明し、次期評価期間に向 けてスキルアップの向上を促すなど、上司が部下の育成を図る 仕組みを作ることができた。 ○制度導入後、組織目標達成のためにどのように活用されたか。 【制度の定着化の推進】#5 ○ 評価者及び被評価者の双方に対して、実際に制度運用する中 で生じた諸課題について実践的研修を実施したことで、制度運 用についての相互理解が深まった。 特に、目標管理や発揮能力に係る評価の視点や水準のあり方に ついて、評価者、被評価者の両者で共有化が図られた。 ○経営管理を担う会議を設置し、トップマネジメント機能が有効に 【トップマネジメント機能の発揮】#6.7 発揮されるよう適切な業務運営が行われているか。 ○ 経営企画会議等を積極的に開催し、重要案件に対し迅速的確 に経営判断を下すことにより、国の政策要請等に十分に応える ことができた。 ○ 経営企画会議をQMSのマネジメントレビューとして位置づけた ことにより、QMSに基づくトップマネジメントのコントロールが 確立し、同会議をより効果的に運用できるようになった。 ○ 理事長のリーダーシップにより、平成16年度において、職員 給与の見直し、QMSの構築が実現できたとともに、機構業務全般 にわたり高い実績を上げることができた。

○トップマネジメントが業務運営の状況を定期的に把握するシステムが確立され、適切に運用されているか。

○企画調査部門の強化を目指した組織改正が実施され、事業運営の 効果を高めるために適切に機能しているか。

【業務運営状況の定期的な把握】

- 平成15年10月に新設した業務管理課において各事業部門の業務 運営状況を取りまとめ、経営企画会議に毎月報告し、それを基に トップマネジメントが経営判断を行うシステムが確立しており、 平成16年度においても当システムを効果的に運用することができ た。
- また、平成16年11月からはQMSに基づきトップマネジメントに 必要な情報がインプットされる仕組みを確立することができた。

【企画調査部門の強化】

- 平成15年10月に新設した業務管理課においては、業務運営状況の把握及びトップマネジメントへの定期的報告を効果的に実施したほか、QMSの所管課として、平成16年11月のQMSの発効及びIS09001の認証取得への取組みを行い、企画機能の充実強化に大きな役割を果たすことができた。
- 平成15年10月に企画指導部に移管された調査室においては、同部の経営指導課と連携して、平成16年度において、新たに「医療施設の整備と福祉医療機構による医療貸付の動向」に関する調査結果を取りまとめたほか、特別養護老人ホーム及びケアハウスの施設経営の参考指標の前倒し作成に貢献するなど、調査機能の充実強化に大きな役割を果たすことができた。

	中期計画	16年度計画	16年度の業務の実績
中期目標 第2 法人全体の業務運営の改善に関する事項 (2)業務管理の充実業務の計画的な推進を図るとともに、継続的な業務改善やリスク管理の徹底のための仕組みを導入することにより、業務管理を充実させること。	第1 法人全体の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置 (4) 事業部門ごとに業務目標を設定し、業務処理の進行管理を行うことにより、計画的な業務管理を実施する。また、業務管理手法の高度化を図るため、中期目標期間中に、業務別のコストを適切に把握するための管理会計の仕組みの導入計画を策定し、段階的な導入を目指す。	第1 法人全体の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置 (5) 管理会計の仕組みの導入計画を策定するため、機構における管理会計の活用方策に関する基礎的な調査・研究に着手する。	【業務目標の適切な管理】#8 ○ 中期計画に基づき事業部門ごと各事で選問画に基づき事業部門の適切な管理】#8 ○ 中期計標を設定管理と、

中期目標 中期計画 16年度計画 16年度の業務の実績 第2 法人全体の業務運営の改善に関する事項 第1 法人全体の業務運営の改善に関する目標を 第1 法人全体の業務運営の改善に関する目標を 達成するためにとるべき措置 達成するためにとるべき措置 リスク管理体制の強化 (2)業務管理の充実 (5)業務運営におけるリスク管理の徹底を図る (6) 事務処理上の事故発生及び対応の状況把握 の仕組み並びに事故の予防措置及び事務処理方 業務の計画的な推進を図るとともに、継続的 ため、リスク管理委員会(仮称)を設置するな 【事務リスクの個別把握】#10 な業務改善やリスク管理の徹底のための仕組み ど機構業務全般にわたる仕組みを段階的に導入 法の是正措置の検討を行うため、業務管理委員 ○ 業務革新プロジェクトによる業務処理プロセ スの分析、平成16年11月に構築したQMSに基づく を導入することにより、業務管理を充実させる する。その際、業務委託先や助成先に対する監 会の下に設置された事務リスク管理部会におい こと。 査業務の成果を業務上の問題点把握に役立て機 て、機構業務全般の事務リスク等の個別把握に 内部監査及びIS09001の審査登録機関の審査を通 構業務全般にわたる恒常的なリスク管理に活用 着手するとともに、福祉医療貸付事業について して発見された改善事項等について、事務リス する。 は、リスク管理債権を債権区分別に適切に管理 ク管理部会においてその内容を整理した。 さらに、福祉医療貸付事業については、審査 する。 ○ また、苦情処理に関して、平成17年3月にQMS また、審査業務に資するためリスク管理債権 に基づく手順化が行われたことから、今後、QMS 業務におけるリスク把握手法の改善を図るとと に基づき苦情情報等を活用して、事務リスクの もに、債権管理業務における貸付先のフォロー の発生要因別の分析や診療報酬等債権担保制度 アップやリスク債権の管理の徹底、債権の保全 にかかる債権管理・回収を適切に行う。 解消等の方策を検討することとする。 方法の改善等を図ることにより、貸付残高に対 するリスク管理債権の額の比率が中期目標期間 【情報セキュリティ対策】#11 中2.0%を上回らないように努める。 ○ 「情報セキュリティポリシーに関するガイド ライン」(平成12年7月情報セキュリティ対策推 進会議決定) に基づき、機構が保有する情報資 産の安全を確保することを目的とした「情報セ キュリティポリシー」を策定し、平成17年1月か ら施行した。 ○ 機構においては、当情報セキュリティポリシ ーに基づき、情報資産の管理体制を明確に定 め、最高情報セキュリティ責任者の指揮の下、 人的セキュリティ対策、物理的セキュリティ対 策、技術的セキュリティ対策等を講じ、セキュ リティ対策を進めている。 ○ また、情報セキュリティポリシーに基づく役 職員の遵守事項については機構のイントラネッ トに掲載し周知を図るとともに、情報セキュリ ティに対する理解を深めるため、役職員に対す る説明会及び研修会を開催した。 〈添付資料:5〉 【個人情報保護対策】#12 ○ 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に 関する法律が平成17年4月から施行されることか ら、国のガイドラインに基づき、機構が保有す る個人情報を適切に管理するための規程整備等 必要な準備を行った。

中期目標中期計画	16年度計画 16年度の業務の実績
中期目標	### 16年度の業務の実績 適切な債権管理

中期目標	中期計画	16年度計画	16年度	の業務の実績
			【リスク管理債権比率】#16 ○ リスク管理債権の債権区分別の適切な管理国の実施により、以下のとおり、平成16年度にまて4,623百万円の解消を図った。	
			区分	件数 回収額又は 債権額
			回収努力により完済したる延滞又は条件緩和の解消に	5の 17件 1,207百万円
			正常化したもの債権償却したもの計	8件 109百万円 38件 4,623百万円
			ことにより、福祉医療権の状況は、以下のと平成16年	
			債権比率 破綻先債権	0. 21% 0. 14%
			 6ヶ月以上 延滞債権	0.49%
			3ヶ月以上 延滞債権	0.09% 0.03%
			緩和債権	0.70% 0.87% 7百万円 51,109百万円
				1百万円 3,341,797百万円
			(注)総貸付残高には、貸	 資付受入金を含む。

中期目標	中期計画	16年度計画	16年度の業務の実績
第2 法人全体の業務運営の改善に関する事項 (2)業務管理の充実 業務の計画的な推進を図るとともに、継続的な業務改善やリスク管理の徹底のための仕組みを導入することにより、業務管理を充実させること。	 第1 法人全体の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置 (6)福祉医療貸付の原資についての自己資金調達の拡大による金利リスクの拡大が予測されるなか、健全な財務構造を維持するため、ALM(資産負債管理)システムを活用する。そのうえで、市場動向を見極めながら、次のような方策を選択し、適用する。 ① 調達市場の金利動向を見極めながら、金利リスクを最小化するための財投機関債の発行期間を検討する。 ② 調達の状況を反映した貸付条件の改定等を行う。 ③ 貸付の動向を踏まえた長期借入金と自己資金調達の割合をコントロールする。 	第1 法人全体の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置 (7) ALM (資産負債管理) システムを用いて、機構の貸付事業に係る財務構造の状況を定期的に把握し、経営企画会議に報告するとともに、月次管理モデルや信用リスクモデルの試行的運用に着手する。	【ALMシステムの活用】#17 ○ ALMシステムについては、平成15年度に開発した月次管理モデルを用いて以下の貸付業務に係る財務構造分析を行い、経営企画会議等において平成17年度の貸付事業の基本方針を決定するための基礎資料として活用した。 a 平成17年度に福祉貸付に2年間の据置期間を導入した場合の財務への影響 b 平成17年度に発行する財投機関債の発行期間がデュレーション等へ及ぼす影響 c 平成17年度の貸付金利の変更が利子補給金へ及ぼす影響 ○ 信用リスクモデルについては、信用リスク債権データの蓄積を進め、モデル構築の基盤整備に努めた。
	また、調達に関しリスクヘッジを行う金融商品や資産担保証券 (ABS) の活用可能性を調査・研究する。	また、調達に関しリスクヘッジを行う金融商品や資産担保証券 (ABS) の活用可能性についての調査・研究に着手する。	【資産担保証券 (ABS) の活用可能性の調査・研究】#18 ○ 貸付資金を利用した資金調達手法である資産担保証券 (ABS) の活用可能性について、銀行及び証券会社からの最新情報のヒアリングを通じて、以下の具体的スキームについて、その特性、実施に伴う費用等について基礎的調査を行い、経営企画会議に報告した。 a ABS (資産担保証券:機構法第20条第1号に該当するもの) b ABL (資産担保ローン:機構法第20条第1号に該当するもの) c ABS (資産担保証券:機構法第20条第2号に該当するもの) d 住宅金融公庫型 (機構法第19条に該当するもの) ず なお、現在の環境下ではABS等の発行は財投機関債の発行よりコスト増になることが見込まれることを踏まえ、平成17年度にはABS等の発行にメリットが生じ得る資金調達局面の分析、実施に当たってのコスト削減方策等諸課題の整理などを更に進めることとした。

中期目標		中期計画	16年度計画		-	1 6年度の業務の実績
第2 法人全体の業務運営の改善に関する事項 (2)業務管理の充実 業務の計画的な推進を図るとともに、継続的な業務改善やリスク管理の徹底のための仕組みを導入することにより、業務管理を充実させること。	達成するため (7)電子政府 省の電子政府 在り方に即し	本の業務運営の改善に関する目標を かにとるべき措置 存化については、政府及び厚生労働 存構築計画における独立行政法人の し、各事業の業務の整理・合理化を 切に対応する。	第1 法人全体の業務運営の改 達成するためにとるべき措置 (8) 平成15年度に構築したりん を運用し、文書管理業務の効率	歳・決裁システム	【	の対応】#19 月からりん議・決裁システムの運用 書管理の効率化を推進した。 書内容の特性から現行システムに馴 域については、事務負担の特性を勘 が次システムの拡張を図ることにより、 推進することとしている。 月から旅費の請求及び執行管理に係 とれた。当システムの導入により、 事務の効率化が図られた。 り共有化により、旅行命令簿、旅費 きるなど、事務が省力化された。 月と会計部門との間でデータ授受が りたことにより、執行状況の把握等
評価の視点○事業部門毎の業務目標が設定され、適切な進行管理をあか。○機構にふさわしい管理会計の仕組みについて調査・対導入計画を策定し、計画に沿った取り組みを行ったが	検討を行い、	トップマネジメントは業務管理 状況を把握し、経営判断を行うこ	進行管理を行うことができたほか、 果から提供される最新の業務の進捗ことができたことから、平成16年度 高い実績を上げることができた。 たQMSにより、業務目標の進行管理	適切な進行管理 策定に関しては、トップマネジメ の対応は時代の流破綻先債権比率	基本的考え方の整理 マントがよい判断をし なれであり、やらざる 図の低下(0.21%)	ている。管理会計の仕組みの導入計画の 理にとどまっている。 していることを評価する。電子政府化へ るを得なかったものと理解する。 %→0.14%)は、貸付業務や評価シ どうか評価すべきである。

○リスク管理を担当する委員会が設置・運営されるなど、機構業務 全般にリスク管理体制が確立されているか。

その際、業務委託先や助成先も含めた業務上の問題点の把握も行われているか。

○福祉医療貸付事業については、リスク管理の改善が図られ、リスク管理債権比率が中期計画の数値を達成しているか。

なお、介護報酬及び診療報酬の大幅改定等に伴う福祉施設及び 医療施設の経営環境の著しい悪化や貸付先からの繰上償還等によ り機構の貸付残高の著しい変動が生じた場合等は、その事情を考 慮する。

○定期的な財務構造の把握、財投機関債の発行期間の検討及び貸付 条件の見直し等にALMシステムが適切に活用されているか。

○各事業の整理・合理化を踏まえ業務の電子化に適切に対応できて いるか。

なお、本事項の遂行に当たっては、厳しい経費削減目標との関係上、可能な範囲での実施となる事情を考慮する。

【事務リスクの管理】#10.11.12

- 事務リスク管理部会において、業務革新プロジェクトによる業務処理プロセスの分析、QMSの内部監査等に基づく改善事項等について、 事務リスクの観点からその内容の整理を進めた。
- 国の示したガイドラインに基づき「情報セキュリティポリシー」 を策定し、総合的に対策を進めるとともに、役職員に対する研修等 を実施した
- 個人情報管理規程を制定(平成17年4月1日施行)し、開示請求等に応えるため、審査基準を設定し、事務取扱要領を定めるとともに、併せて、実務的な手引書(マニュアル)を作り、制度の円滑な運用に備えることができた。

【リスク管理債権比率】#13.14.16

○ リスク管理債権の債権区分別管理の適切な実施、債権管理部門と 貸付担当部門との連携の強化、積極的な債権回収の実施等により、 医療施設等の経営環境が厳しい中で、平成17年3月末におけるリス ク管理債権比率は1.53%となり、平成16年3月末の1.50%から僅か な伸びに抑制することができた。

【ALMシステムの活用】#17

○ 予算要求・制度改正等のタイミングにあわせて、ALMシステムによる各種の試算を行い、平成17年度事業の貸付条件等の意思決定及び平成17年度における超長期の財投機関債の発行等に関する意思決定につなぐことができた。

【資産担保証券 (ABS) の活用可能性の調査・研究】#18

○ 資産担保証券 (ABS) の活用に関する可能性について、平成16年度から本格的に調査を開始し、ABS等の特性、実施に伴う費用等について、とりまとめることができた。

【電子政府化への対応】#19

- りん議・決裁システムを平成16年4月から稼動し、定型的な決裁については同システムで処理した。さらに、届出処理については、職員の休暇届出を同システムに組み込み、完全電子化し、人事管理業務の効率化を図った。
- また、平成16年度から出張旅費システム及びWeb版例規検索システムを導入したことにより、職員の事務負担の軽減及び規程改正作業の効率化が図られた。

福祉医療機構 評価シート 中期目標 中期計画 16年度計画 16年度の業務の実績 第2 法人全体の業務運営の改善に関する事項 第1 法人全体の業務運営の改善に関する目標を 第1 法人全体の業務運営の改善に関する目標を 達成するためにとるべき措置 達成するためにとるべき措置 (3)業務運営の効率化に伴う経費節減 (8) 一般管理費、福祉保健医療情報サービス事 (9) 一般管理費、福祉保健医療情報サービス事 一般管理費、福祉保健医療情報サービス事業 業費等の経費については、効率的な利用に努 業費等の経費については、経費節減に関する中 め、中期目標の期間の最終の事業年度におい 期目標の達成を念頭に置きつつ、引き続き効率 費等の経費については、効率的な利用に努め、 中期目標の期間の最終の事業年度において、平 て、平成14年度と比べて13%程度の節減額を見 的な利用に努める。 なお、労災年金担保貸付事業に係る一般管理 成14年度と比べて13%程度の額を節減するこ 込んだ中期計画の予算を作成する。 なお、労災年金担保貸付事業に係る一般管理 費、労災年金担保貸付業務経費等の経費につい と。 なお、労災年金担保貸付事業に係る一般管理 費、労災年金担保貸付業務経費等の経費につい ては、円滑な業務移管に配慮しつつ、節約に努 費、労災年金担保貸付業務経費等の経費につい ては、中期目標の期間の最終の事業年度におい める。 ては、中期目標の期間の最終の事業年度におい て、事業開始年度である平成16年度と比べて9% また、福祉医療貸付事業については、事業費 て、事業開始年度である平成16年度と比べて9 程度の節減額を見込んだ中期計画の予算を作成 削減に関する中期目標の達成に向けて継続的に %程度の額を節減すること。 する。 取り組みを行う。 また、福祉医療貸付事業費については、中期 また、福祉医療貸付事業費については、中期 目標の期間の最終の事業年度において、平成14 目標の期間の最終の事業年度において、平成14 年度と比べて5%程度の削減額を見込んだ中期計 年度と比べて5%程度の削減を目指すこと。こ の場合、社会経済情勢の変化等を踏まえた政策 画の予算を作成する。この場合、社会経済情勢 的要請や金融情勢の変化により影響を受けるこ の変化等を踏まえた、政策的要請や金融情勢の とについて配慮する。 変化による影響を考慮する。

【一般管理費等の削減】#20

- 機構においては、一般管理費、福祉保健医療情 報サービス事業費等の経費について、中期目標・ 中期計画に定める経費削減目標を達成するため、 以下のとおり各年度別の削減対象経費額の目標値 を定め、各年度の予算を作成することとしてい
- 平成16年度においては、平成14年度と比較し て、経費を4.8%削減した予算を作成し、その執 行に当たり、役員給与及び事務所借上料の削減、 電子化の推進、業務計画の見直し等による節約等 を行った結果、一般管理費、福祉保健医療情報サ ービス事業費等の経費を、予算に対して96.1%の 執行に抑えることができた。

一般管理費(労災年金担保貸付事業に係るものを除く)、 福祉保健医療情報サービス事業費等の経費

(単位:百万円、%)

項目	14年度 基準年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
削減対象経費	5, 901	2,889	5,618	5, 456	5, 295	5, 133
対14年度比	100.0	49.0	95. 2	92. 5	89.7	87.0

※17年度には、特殊要因分である社会福祉施設職員等退職手当共 済法改正に伴うシステム開発等経費(80百万円)は含まない。 ※15年度は、独立行政法人設立後の6ヶ月分を計上している。

【労災年金担保貸付事業に係る経費の削減】#21

- 機構においては、労災年金担保貸付業務経費等 の経費について、中期目標・中期計画に定める経 費削減目標を達成するため、以下のとおり各年度 別の削減対象経費額の目標値を定め、各年度の予 算を作成することとしている。
- 平成16年度は、経費削減を今後図っていく上で の基準年度に当たり、必要経費として36百万円を 計上した予算を作成した。

労災年金担保貸付事業に係る一般管理費、 労災年金担保貸付事業に係る業務経費等の経費

(光片, 天工田 0/)

	項目	16年度 基準年度	17年度	18年度	19年度
削	減対象経費	36	35	34	33
対	†16年度比	100.0	97.0	94.0	91.0

【福祉医療貸付事業費の削減】#22

○ 福祉医療貸付事業費については、平成16年度に おいて平成14年度と比較して8.8%削減した予算 を設定し、その範囲内での執行となった。

〈添付資料:6〉

%、その他の役員についてはその職責に応じて引き下げた。 ○ 職員給与の見直し	中期計画	16年度計画	16年度の業務の実績
	中州山四	16年度計画	【給与体系等の見直し】#23 ○ 役員報酬の引下げ 職員給与の見直しに先行して、平成16年4月1日 から役員報酬を引き下げた。 具体的には、理事長職の俸給月額について10 %、その他の役員についてはその職責に応じて引き下げた。 ○ 職員の給与体系の改正を平成17年1月1日から実施した。 なお、実施に当たっては、平成18年度までの間、必要な経過措置を講じている。 a 給与水準を参考に、これとのバランスを図る観点から必要な是正(引き下げ)を行った。 b 俸給表については、職責と給与の均衡を図るため、一職階における昇給格差の右肩上がりのカーブを抑制した。 c 管理職手当については、職階ごとに差を設けるとともに、部次長については定額とし、課長については率の引下げを行った。 なお、課長については、予働組合と交が中である。 d 身格ついては、その要件となる現行の在職年数等を見直すとともに人事評価制度等を活用して、業務実績に基づくこととした。 (添付資料:7) ○ 退職手当の引下げ 退職手当の引下げ 退職手当については、改正後の本俸月額を算定基礎額とし、併せて、退職時の特別昇給を廃止し

評価の視点

○一般管理費(労災年金担保貸付事業に係る一般管理費、労災年 金担保貸付業務経費等を除く。)、福祉保健医療情報サービス 事業等の削減対象経費について、中期計画予算における一般管 理費、人件費、各業務経費及び減価償却費の合算額が、平成14 年度の相当経費と比較して中期目標の数値を達成しているか。

なお、削減対象経費のうち自己収入を得るために要した費用については考慮する。

- ○労災年金担保貸付事業に係る一般管理費、労災年金担保貸付業務経費等の削減対象経費について、平成16年度においては、円滑な業務移管に配慮しつつ、節約に努めるとともに、平成17年度以降においては、中期計画予算における一般管理費、人件費及び業務経費の合算額が、平成16年度の相当経費と比較して中期目標の数値を達成しているか。
- ○福祉医療貸付事業費の削減対象経費について、中期計画予算に おける支払利息、業務委託費、債券発行諸費及び貸付回収金充 当費の合計額が平成14年度の相当経費と比較して中期目標の数 値を達成しているか。

なお、この場合、社会経済情勢の変化等を踏まえた政策的要請による貸付残高の変動や金融情勢の変化に伴う金利変動による影響を控除する。

自己評定

(理由及び特記事項)

【一般管理費等の削減】#20

○ 一般管理費、福祉保健医療情報サービス事業費等の経費については、平成16年度において役員給与及び事務所借上料の削減、電子化の推進、業務計画の見直し等による節約等を行った結果、一般管理費、福祉保健医療情報サービス事業費等の経費が予算額に対し96.1%の執行となり、削減を行うことができた。

Α

【福祉医療貸付事業費の削減】#22

○ 福祉医療貸付事業費の経費については、金融情勢の変化に伴う当該影響を控除した平成16年度における支払利息、業務委託費、債券発行諸費及び貸付回収金充当費の合計額が平成14年度の相当経費と比較し、8,898百万円の削減を行い、対平成14年度89.5%の執行を行うことができた。

【給与体系等の見直し】#23

○ 従前の年功を重視する給与体系を見直し、職階と等級を明確に し、あわせて昇給カーブを抑制することで、給与水準の引下げを図 った。給与水準の引下げは労働組合との交渉事項であるが、独立行 政法人を取り巻く環境の厳しさを踏まえ、社会一般の理解を得られ る制度とするとの観点から、粘り強く折衝を重ね、労働組合や職員 の理解を得て実現することができた。

なお、労使の交渉で、平成18年度末までの間、一定の方法によって改正前の給与を保障する経過措置をとることとし、職員のモラルダウンが発生しない配慮をした。

給与水準の見直しは、人事評価制度の導入と相俟って、年功などの重視から業務の業績及び成果に一層重きを置いた職員処遇への下地を形成するものとなった。

評 定 A

- 一般管理費等の削減(予算額に対し96.1%の執行)、給与体系の見直し(労使の交渉の結果)で、特段の努力が認められる。今後とも継続して努力することを期待する。
- 福祉医療貸付事業費については、平成14年度と比較して89.5%の執行となり、削減を実現している。
- 一般管理費等の経費について、平成14年度と比較して4.8%削減した 予算を作成したことの根拠が明白ではない。しかしながら、設定された目標 に対しては大幅に削減しているので評価する。

中期目標	中期計画	16年度計画	1	6 年度の業務の実績
第2 法人全体の業務運営の改善に関する事項 (4) 利用者に対するサービスの向上 個人情報保護に配慮しつつ、利用者情報の総合化や利用者に対する調査の実施により、業務 運営における利用者対応の充実を図ること。	第1 法人全体の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置 (9)利用希望者の利便性を向上させるため、各種事業における利用手続き、利用対象者、利用条件その他事業利用に当たって必要な情報を、ホームページ等を積極的に活用して迅速かつ正確に提供する。また、利用者対応の迅速化、利用者の利便性の向上に資するため、顧客情報の総合化を、各事業の横断的な連携を踏まえ、段階的に推進する。	第1 法人全体の業務運営の改善に関する目標を 達成するためにとるべき措置 (10)利用希望者の利便性を向上させるため、 各種事業における利用手続き、利用対象者、利 用条件その他事業利用に当たって必要な情報 を、引き続きホームページ等を積極的に活用し て迅速かつ正確に提供する。	供】#24 ○ 機構のサート 図の事と、 で、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	活用した迅速かつ正確な情報技 ごスの利用者等の利便性の向上を 一ムページに、全ての事業につい 制度案内、利用手続き等を掲載 E確な情報提供に努めた。 のホームページは利用者等への情 の、利用者等の関心が高い情報が やかに最新の情報を「新着情報」 その周知徹底を図った。 6年度に新設又は更新した主な重 のとおりである。
			事業	平成16年度実施状況
			福祉医療貸付事業	・貸付金利の改定情報(8回更新) ・福祉貸付における協調融資制度 の概要と契約締結金融機関 (新設:8回更新
			福祉医療経営指導事業	・平成16年度セミナーの開催案内
			長寿・子育て・ 障害者基金事業	・平成17年度募集要領 ・平成15事業年度分事後評価結果
			退職手当共済事業	・社会福祉施設職員等退職手当 済制度の改正案に関する資料
			心身障害者扶養 保険事業	・平成15年度決算に基づく心身 害者扶養保険財務状況将来予測
			年金担保貸付事業	・貸付金利の改定情報(6回更新) ・悪質な貸金業者に対する注意 起のための具体的事例
			労災年金担保貸付 事業	・貸付金利の改定情報
証 ケッカ ト	- 九つ萩	新 台		T
評価の視点	自己評定	評 定		J
○利用希望者の利便性を向上させるため、どのようられたか。	な措置が講じ	確な情報提供】#24		

中期目標	中期計画	16年度計画	16年度の業務の実績
第3 事業毎の業務運営の改善に関する事項 通則法第29条第2項第2号の業務運営の効率化に 関する目標及び同項第3号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標 のうち、事業毎に掲げるものは、次のとおりとする。	第2 事業毎の業務運営の改善に関する目標を 達成するためにとるべき措置 独立行政法人通則法第30条第2項第1号の業務運 営の効率化に関する目標及び同項第2号の国民に対 して提供するサービスその他の業務の質の向上に 関する目標のうち、事業毎に掲げるものは、次の とおりとする。	第2 事業毎の業務運営の改善に関する目標を 達成するためにとるべき措置	第2 事業毎の業務運営の改善に関する目標を 達成するためにとった措置
1 福祉医療貸付事業 福祉医療貸付事業については、国の福祉政策及 び医療政策に即して民間の社会福祉施設、医療施 設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供 すること等により、福祉、介護、医療サービスを 安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努 めること。 また、特殊法人等整理合理化計画(平成13年12 月19日閣議決定、以下「整理合理化計画」という。)に基づき、貸付資産等のリスク管理及び引 当金の開示については、引き続き適切に実施する とともに、病院等融資については、中期目標期間 中も「民間でできるものは、できるだけ民間に委 ねる」という原則の下に、融資対象事業を医療政 策上真に必要なものに限った上で、コストに応じ た金利設定の導入を検討し、段階的に実施すること。	1 福祉医療貸付事業 福祉医療貸付事業については、国の福祉政策及び医療政策に即して民間の社会福祉施設、医療施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、福祉、介護、医療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。また、特殊法人等整理合理化計画(平成13年12月19日閣議決定。以下「整理合理化計画」という。)に基づき、貸付資産等のリスク管理及び引当金の開示については、引き続き適切に実施するとともに、病院等融資については、中期目標期間中も「民間でできるものは、できるだけ民間に委ねる」という原則の下に、融資対象事業を医療政策上真に必要なものに限った上で、コストに応じた金利設定の導入を検討し、段階的に実施する。	1 福祉医療貸付事業 福祉医療貸付事業については、国の福祉政策及び医療政策に即して民間の社会福祉施設、医療施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、福祉、介護、医療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。 なお、当該事業に係る貸付契約額、資金交付額及び原資を次のとおり見込む。(参考) 区 分 平成16事業年度変更後予定額 「千円 貸付契約額 455,800,000 「資金交付額 436,800,000 「財政融資資金借入金 346,700,000 「貸付回収金等 90,100,000 (30,000,000)」	1 福祉医療貸付事業 福祉医療貸付事業については、国の福祉政策及び医療政策に即して民間の社会福祉施設、医療施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、福祉、介護、医療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めた。 なお、当該事業に係る貸付契約額、資金交付額及び原資の実績は次のとおりである。(実績) 区 分 平成16事業年度(実績) 「任 契 約 額 455,799,900 資 金 交 付 額 436,800,000 原 財政融資資金借入金 346,700,000 「貸 付 回 収 金 等 90,100,000 (29,992,000)
(1)業務運営の効率化に関する事項 ア 国の福祉政策や医療政策における政策目標を着実に推進するため、政策融資の果たすべき役割を踏まえつつ、政策効果の高い融資内容となるよう努めること。	(1)業務運営の効率化に関する目標を達成する ためにとるべき措置 ア 国の政策と密接に連携し、ゴールドプラン 21、新エンゼルプラン、新障害者プラン等に基 づく介護、子育て支援、障害者の社会参加等の 基盤整備を推進するとともに、医療制度改革に 対応し医療施設の質的向上と効率化を推進する ことにより、福祉及び医療の政策目標の推進に 積極的に貢献する。また、国の要請に基づき、 災害、民間金融機関の貸し渋り等への緊急措置 等に臨機応変に対応する。 こうした政策融資の果たすべき役割を踏まえ つつ、政策優先度に応じて重点化した融資メニ ューや合理的な金利体系への改善を図ることに より費用対効果を高めていく。	(1)業務運営の効率化に関する目標を達成する ためにとるべき措置 ア 国の政策と密接に連携し、ゴールドプラン 21、新エンゼルプラン、新障害者プラン等に基 づく介護、子育て支援、障害者の社会参加等の 基盤整備を推進するとともに、医療制度改革に 対応し医療施設の質的向上と効率化を推進する ことにより、福祉及び医療の政策目標の推進に 積極的に貢献する。	【平成16年度福祉貸付事業の実績】#25 ○ 平成16年度の福祉貸付事業における貸付審査の実績及びゴールドプラン21、新エンゼルプラン、新障害者プラン等への貢献状況は、以下のとおりである。 《貸付審査の実績》

中期目標	中期計画	16年度計画	16年度の業務の実績	
			《各プランに対する主な施設の整備状況》	
			プランの 整備目標施設 貸付整備	備した
			種類 整備	計量
			ゴールド 特別養護老人ホーム 16,898	8人分
			プラン21 認知症高齢者グループ 80	0か所
			ホーム	
			短期入所生活介護 3,623	3人分
			新エンゼル 保育所整備に併せ 240	0か所
			プラン 低年齢児の受入れ拡大	
			一時保育の推進 199	9か所
			新障害者 通所授産施設 1,730	0人分
			プラン ショートステイ 33	3人分
			グループホーム 28	8人分
			【平成16年度福祉貸付についての特記事項】#26	
			○ 平成16年度においては、一部の地方公共区	
			おける老人福祉施設関係補助金の補助率引つ	
			新潟県中越地震等災害の発生など、機構が隔	
			務を実施するに当たり、特殊な状況が生じた	
			厚生労働省と連携して、以下のとおり迅速な	ま対応
			を図り、必要な融資を行うことができた。	L <i>1</i> _
			a 老人福祉関係施設等に係る特別貸付の実施	
			・ 平成16年度老人福祉施設関係補助金の	
			に当たり、一部の地方公共団体において	
			計画の事業の一部を補助対象から除外り、補助率を引き下げたりしたことから	
			構への借入申込予定額が事業枠を大幅に	
			る事態が生じた。	一十四
			・ 上記事態を受けて、機構において、以	出下の
			とおり補助金減額分に対し特別貸付を行	
			事業者の資金ニーズに応え、必要な施設	
			に貢献した。	入止/m
			平成16年度特別貸付の審査実績85件10,174百万円	
			なお、特別貸付の金利は、財投機関債による調道	
			に基づき設定	
			b 災害復旧融資の実施	
			平成16年度に発生した災害に対する借力	入申込
			受理を行った。 (1件、38百万円)	
			【特別養護老人ホーム融資に係る政策適合性】#27	
			○ 平成16年度に国庫補助事業として新規採护	
			た特別養護老人ホーム整備事業は全体で31	
			り、そのうち機構においては平成16年度中に	
			について貸付審査を行い、15件については平	
			年度に貸付審査を行うこととした。したがっているには、	
			平成16年度の国庫補助事業の91.3%について	
			は融資を行うこととなり、国の政策目標に沿	台った
			融資を実施している。	

中期目標	中期計画	16年度計画	16年度の業務の実績
			○ 特別養護老人ホームの整備に関して、国が個室化(小規模生活単位型)の方針を打ち出していることを踏まえ、機構における平成16年度の貸付審査において、以下のとおり個室化整備に対する融資を積極的に行い、国の政策推進に大きく貢献することができた。
			平成16年度整備分 の総計(a)平成16年度の個室化 整備分(b)個室化率 (b/a)16,89816,37896.9%
			【平成16年度医療貸付事業の実績】#28 ○ 平成16年度の医療貸付事業における貸付審査の実績は、以下のとおりである。
			審査件数 158 224 124 6 512 (構成) (30.9) (43.7) (24.2) (1.2) (100.0) 審査承認
			金額 150,703 14,143 80,321 553 245,720 (構成割合)% (61.3) (5.8) (32.7) (0.2) (100.0) ※病院158件のうち機械購入資金及び長期運転資金についての単独案件が各々1件ずつ計2件有り。 ※件数とは施設件数である。
			【医療貸付に係る政策適合性】#29 ○ 国民に良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制が確保されるように、都道府県の策定した医療計画との整合を図り、特に病院の病床・診療所不足地域に対する貸付(新築資金・甲種増改築資金)には優遇金利を適用するなどして、平成16年度においては以下のとおり病院及び診療所の整備を推進した。
			施設の種類 病院病末・診療所不足地域 病院病末・診療所充足地域 計 資金の種類 新築資金 甲種曽/築資金 乙種曽/築資金
			計

中期目標	中期計画	16年度計画		16年度の	業務の実績	
			〇 平成15年	8月に厚生労働	動省が策定した	た「医療提供
			体制の改革	Ĕビジョン」 に	掲げられたカ	施策の推進に
			貢献するため、平成16年度においては、医		は、医療の機	
			能分化の観点から以下のとおり貸付審査を		審査を行い、	
			特定病院等	Fの整備促進に	努めた。平原	成16年度の特
			定病院等の	審査件数148件	‡のうち重複り	項目を除くと
			118件であ	り、全病院の	審査件数15	8件に対し、
			74.7%を占めている。			
1			病院の種類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		成16年度	
						審査の実績
			地域医療支援			2件
				病院(大学病院	원)	1件
			臨床研修病院			15件
				情神(指定)症		26件
			100床以上の医師会立開放型病院		2件	
				持殊診療機能を		25件
			有する病院	.) we shared		(1)
			療養病床を有	する病院		77件
			<u> </u>		مار حا	2,579床
				病床から療養症 ウェニュ	万休	1,349床
					10	
			※該当頃日	重複の場合有	<i>9</i> 。	
			〇 大規模派	同院に比べ必ず	"しも経営資源	原が良好とは
			いえない20	00床未満の中小	ト規模病院に き	対する貸付に
			係る平成1	6年度の審査件	:数は93件でる	あり、病院賃
			付のうち58	3.9%を占めて	いる。	
			中小規模	莫病院は資金調	達が充分とに	はいえない個
			向にあるた	こめ、通常より	高い融資率	(90%) を通
			用するなと	して、整備促	進に努めた。	
				全国	機構融資	機構審査
					対象分	実績
			全病院 (施設件数)	9, 122件	7, 718	158
			200床未満 (施設件数)	6,370件	5, 716	93
			200床未満	69.8%	74. 1	58. 9
			の割合(%)			
				統計協会「医療 月分)より	萨施設調査病院	三報告」(平 成

おお海を上して発生を呼います。 1	++ ++n +==		1.0 左座刊志	1.6 左座の坐弦の中体
 1. 実施内部を再成し起す等事業の効果と 造めるとと、定さ、中間連集の中の事態契約 介のもの。2. 大き、中間重視の中の事態契約 介のもの3. 大学を選集を通信するときにより、 さらもの3. 対学による場合を受けるというでは、 もまたまた。実施では、実施では、実施では、実施の変元、発酵的変したのようとは、 ものから、選売業別のの利益をに募する中期 「構造主法」を ものから、選売業別のの利益をに募する中期 「構造主法」を ものから、選売業別のの利益をに募する中期 「構造主法」を ものから、選売業別のの利益をに募する中期 「構造主法」を ものから、選売業別のの利益をに募する中期 「構造主法」を は、ではいまた。 「対策の対象では は、ではいまた。」 「対策の対象では は、ではいまた。」 「対策の対象では は、ではいまた。」 「対策の対象では は、ではいまた。」 「対策の対象では は、ではいまた。」 「対策の対象では は、ではいまた。」 「対策の対象では は、ではいまた。」 「対象には、対象に対象を は、ではいまた。」 「対象には、対象に対象を は、ではいまた。」 「対象に対象を は、ではいまた。」 「対象には、対象に対象を は、ではいまた。」 「対象には、対象に対象に対象を は、ではいまた。」 「対象に対象を は、ではいまた。」 「対象には、対象に対象を は、ではいまた。」 「対象には、対象に対象を は、ではいまた。」 「対象にないまた。」 「対象には、対象に対象を は、ではいまた。」 「対象には、対象に対象に対象を は、ではいまた。」 「対象には、対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対		, , , , , , ,	1	
	し、事業内容を不断に見直す等事業の効率化を 進めること。また、中期目標期間中の新規契約 分のうち、国の政策目的の達成のために特に定 めるもの以外は、将来にわたる利差益を確保す	先度が低下したものに対しては、貸付対象、貸付条件、貸付形態等を見直す。 こうした事業の効率化を進めることにより、 政策の変更、緊急措置等やむを得ない事情によるものの外、新規契約分の利差額に関する中期	を除外し、政策の変更、緊急措置等やむを得な い事情による影響を控除した上で、新規契約分	 ○特殊法人等整理合理化計画に伴う措置とした。病院等融資について、点検し、可以等限分別では、以下のとおりででは、以下のとおりででは、所院等融資を作の見直しを行った。 a 病院の新築資金のうち、療養病床を整備するものに係る融資率の引下げ(90%→80%) b 病院の離ウ業であって、病係の融資率の対して、病療の治療を整備するものに係る融資率の対象であって、病係を整備するものに係る融資率の対象であって、病係を整備事業の対象であって、病係を設定を整備するものに係る融資を定して、病療を変して、病療のとび温泉療養金について、療養病所でのとび、生産のの経過では、とめの総合的に運動施設に係る融資率の引下げ(90%→80%) ○ また、名と、と、のののでは、と、ののののでは、といるのには、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、
				(流刊貝科: 0. 9/

中期目標	中期計画	16年度計画	16年度の業務の実績
ウ 既存施設の増改築や新設施設の中長期の需要 動向を可能な限り事前予測することにより、事 業の計画的な推進を図ること。	ウ 事業の計画的な推進を図るため、国の政策動 向や国庫補助整備状況を勘案し、利用者に対す る定期調査を行うことにより中長期の需要動向 の事前予測に努める。 なお、福祉貸付については、国庫補助対象事 業による整備動向を把握し、3プラン等重点分 野に対し優先的に貸し付ける。	ウ 事業の計画的な推進を図るため、国の政策動 向や国庫補助整備状況を勘案し、医療貸付においては、利用者に対する定期調査について、平成17年3月末に調査項目の見直しを図り、福祉貸付においては、国庫補助対象事業による整備動 向を把握し、3プラン等重点分野に対し優先的に貸し付ける。	【医療貸付の需要動向予測】#32 ○ 医療貸付の中長期の需要動向の事前予測を行う ため、平成15年度上期に実施した「病院の施設整 備動向調査(アンケート調査)」の結果を踏ま え、調査内容の見直しを行い、建築工事費及び資 金調達内訳等の項目を追加し、平成17年3月に調査 票を郵送した。 ○ 調査票については平成17年5月に回収し、分析を 行い、平成17年度予算の執行及び平成18年度予算 の要求に活用することとしている。
			【福祉貸付の需要動向予測】#33 ○ 国の政策と密接に連携しつつ福祉貸付事業を実施するに当たり、限られた貸付事業枠の効率的運営を図るため、平成16年1月に、都道府県等に対し、平成16年度の機構への借入申込予定額の調査を実施した。 ○ この調査により、一部の地方公共団体において、平成16年度老人福祉施設関係補助金の執行に当たり整備計画の事業の一部を補助対象から除外したり、補助率を引き下げたりすることが判明し、機構への借入申込予定額が事業枠を大幅に上回ることが見込まれることとなったことから、平成16年度において老人福祉関係施設等に係る特別貸付を実施することとなった。
			【福祉貸付における重点分野への優先貸付】#34 ○上記【平成16年度福祉貸付事業の実績】#25及び 【特別養護老人ホーム融資に係る政策適合性】#27 の実績に同じ
エ 民業補完の観点から、貸付対象となる事業の 政策上の重要性を勘案しつつ、民間金融機関に よる融資の促進策等、民間資金の一層の活用を 図る方策を検討し、段階的に導入すること。	エ 民業補完の観点から他の政策金融の例も参考 にしつつ、民間金融機関との協調融資のあり方 等を適宜検討し、中期目標期間中に民間資金の 一層の活用を促す仕組みに改善する。	エ 民間資金の一層の活用を促す仕組みについて引き続き実態調査を行い、協調融資制度の導入等に向けた検討に活用する。 なお、福祉貸付については、社会福祉法人の基本財産の担保提供の承認の取扱いの状況を注視しつつ、民間資金の活用を図る方策を検討する。	【協調融資制度の導入】#35 ○ 平成17年度から福祉貸付において特別養護老人ホーム等に対する融資率の引下げを行うことを踏まえ、介護関連施設等の整備に係る資金需要に対応して資金調達が円滑に行えるように、機質の目の協調融資を行う協調融資を行う協調融資を行うための覚書の締結を進めた。 ○ この結果、平成16年度中に都銀、地方銀行等の本連めた。 ○ この結果、平成16年度中に都銀、地方銀行等の相談等に応じる体制が整備されたところで相談等に応じる体制が整備されたところでいくこととしている。 ○ なお、従来、社会福祉法人の基本財産の担保提供の承認については、「社会福祉法人を割り通知され、「社会福祉法人の基本財産の担保提供の承認については、「社会福祉法人の基本財産の担保提供の承認に対する基本財産の担保提供の承認に対する基本財産の担保提供については、所轄庁の承認を要しないこととれた。 (添付資料:10)

評価の視点

- ○ゴールドプラン21、新エンゼルプラン、新障害者プランや医療制度改革など、福祉及び医療の政策目標に沿った融資実績となっているか。
- ○国の要請等を受けて、政策融資として災害、民間金融機関の貸し 渋り等への緊急措置に臨機応変に対応できたか。

自己評定

(理由及び特記事項)

【平成 16 年度福祉貸付事業の実績と政策適合性】#25.27

Α

- 福祉貸付では、平成16年度において、国の政策と密接に連携し、 特別養護老人ホームの個室化整備、少子化対策としての保育所整備 を中心に、3プランに基づく施設整備に対して重点的に貸付を行 い、3プランに基づく施設整備が全体の99.1%を占めている。
- 平成16年度に国庫補助事業として新規採択された特別養護老人ホーム整備事業のうち、機構が平成16年度又は平成17年度に貸付審査を行うこととしたものは91.3%を占めている。
- 機構において平成16年度に貸付審査した特別養護老人ホームの総整備量(16,898人分)のうち、個室化整備分は96.9%(16,378人分)を占め、国の個室化推進の方針に大きく貢献している。

【国の要請等を受けての臨機応変の対応】#26

○ 平成16年度において、一部の地方公共団体における老人福祉施設 関係補助金の補助率引下げ、新潟県中越地震等災害の発生など、機 構が融資業務を実施するに当たり、想定していなかった特殊な状況 が生じたが、このような中で、厚生労働省と密接に連携して、老人 福祉関係施設等に係る特別貸付及び災害復旧融資を実施するなど、 柔軟かつ的確に対応することができた。

【平成16年度医療貸付事業の実績と政策適合性】#28.29

- 医療貸付では、平成16年度において、病院及び診療所の整備について、病床等の不足地域で295件、充足地域で85件の融資を行い、病床等不足地域の医療の普及に大いに貢献するとともに、充足地域の医療の向上にも資することができた。
- 「医療提供体制の改革のビジョン」に掲げられた当面進めるべき 施策に即して、平成16年度においては、以下のとおり、特定病院制 度に区分されている病院について貸付審査を行い、国の政策の推進 に貢献できた。

 a
 地域医療支援病院
 2件

 b
 医育機関付属病院(大学病院)
 1件

c 臨床研修病院 15件

d 200床以上の精神(指定)病院 26件

f 100床以上の特殊診療機能を有する病院

e 100床以上の医師会立開放型病院 2件

老人性精神疾患,緩和ケア) 〇 療養病床の整備については、平成16年度において、以下のとおり

25件(救急医療、

○ 療養病床の整備については、平成16年度において、以下のとおり 貸付審査を行い、 都道府県の病床許可に基づく整備及び医療の機 能分化の促進に貢献することができた。

療養病床を有する病院 77件

- 増床分 2,579床
- ・一般病床から療養病床への転換の促進 1,349床

評 定 B

- 3プランに基づく施設整備が全体の99.1%を占め、ほぼ政策目的に 沿った実績となっている。
- 福祉貸付は、国の政策と連動し、施設整備に重点的に貸付を行い、大きく貢献している。もっとも、障害者福祉施策では、今後、地域での生活の基盤としてグループホームの整備が、より支援度の高い人にはケアホームの整備が期待されている一方、平成16年度実績として、グループホームなどの整備に貸付が少ない。より一層、これからの国の施策と連動して動いていくことを希望する。
- 貸付に係る利差益の確保という命題は、中期目標期間の中で全体として どのように達成するのか。難しい問題であるが、独立行政法人となった以 上、何らかの成果を上げる必要が生じているものと理解した。
- 民間金融機関の医療機関への貸渋りは、一部を除き原則としてないものと思われる(平成15年度医療施設経営安定化推進事業参照)。例えば、大きな貸出先のない地方銀行にとって、病院は重要貸出先であり、都市銀行も融資が直接金融に流れる中で、病院への融資に積極的になってきている(ほとんどの金融機関で医療チームを立ち上げている。)。民間金融機関が積極的に貸し出そうとしている中で、福祉医療機構が主として優良病院に貸付を行う意義は何か。福祉医療機構の貸出対象先のあり方、政策金融のあり方については、今後再検討すべきではないか。

○どのような観点から融資メニューや金利体系の見直しが行われた か。

- 200床未満の中小規模の病院は、我が国の病院の69.8%を占め、そのうち医療貸付の対象となる民間病院は62.7%を占めている。中小規模病院の経営状態は必ずしも良好とはいえず、民間からの資金調達も必要十分とはいえない状況にあり、平成16年度においては、このような200床未満の中小規模病院に対して、93件の貸付審査を実施し、地域医療の確保に貢献することができた。
- ゴールドプラン21に基づく介護老人保健施設の整備については、 平成16年度において、以下のとおり、その整備推進に貢献するとと もに、国庫補助対象施設への融資を進めるなど国の政策に連動した 融資を行うことができた。また、国庫補助採択案件の整備のみなら ず、都道府県の介護保険事業支援計画にも貢献している。
 - a 機構の貸付審査実績 124施設

(国庫補助対象63施設、国庫補助対象外61施設)

b 平成16年度国庫補助事業(件数)に占める機構貸付審査の実績 86.3%

> 平成16年度国庫補助事業として採択された件数73件 機構貸付審査実績の63件

【国の要請等を受けての臨機応変の対応】

○ 厚生労働省の要請により、平成15年度に実施した「金融環境の変化に伴う運転資金に対する緊急融資」については、平成16年度への受理繰越となっていた9件の貸付実行を行い、当緊急融資を終了することができた。

当該貸付では、担保物件の種類に新たに診療報酬債権等を設定したことで、利用者が融資を受けやすくなり、機構としても利用者の資金需要に円滑に対応できたと考えており、この実績を踏まえ、平成16年度において、長期運転資金の貸付けについて診療報酬債権等の担保を引き続き維持した。

【融資メニュー及び金利体系の見直し】#30

- 特殊法人等整理合理化計画の趣旨を踏まえ、融資対象事業、融資 条件等を政策上真に必要なものにしていくとの観点から、平成16年 度においては、政策上特別に優遇していた一部の貸付条件等を標準 的な水準にする、民間資金を活用しやすい事業の融資率を引き下げ るなど、国の政策要請等を踏まえ、適切な見直しを行うことができ た。
- また、平成16年度において、金利差を確保し事業の安定的な運営 を図る観点から、福祉医療貸付事業の金利体系の見直しを行うこと ができた。

○新規貸付契約平均利率と新規調達平均利率との比較において、中期目標の定める利差益が確保されているか。

なお、貸付金利の設定において、政策の変更、緊急措置等やむを得ない事情による影響を控除する。

○医療貸付については、整備計画、資金需要等に関するアンケート 調査を実施し、中長期需要動向の予測に反映させているか。

○福祉貸付については、国庫補助対象事業による整備動向を適切に 把握し、重点分野に対する貸付が優先されているか。

○民間金融機関との協調融資のあり方等についてどのような検討が 行われ、民間資金の一層の活用を促す方向で適切な改善策が実施 されたか。

【新規契約分の利差益の確保】#31

○ 平成16年度の福祉医療貸付事業における新規契約分の利差益については、国の政策目的の達成のために特に定めるものを除外し、政策の変更、緊急措置等やむを得ない事情による影響を控除した新規契約分において、貸付金利と調達金利の金利差0.175%を確保することができた。

【医療貸付の需要動向予測】#32

○ 平成16年度に、中長期の需要動向の事前予測として全国の民間病院(7,500施設)に対し、「病院の施設整備動向調査」を送付し、当調査票では、従来の内容に建築工事費等を追加し、具体的な整備費用の把握を行うこととした。

なお、当調査票は、平成17年度初期に回収して分析を行い、平成17年度の予算執行及び平成18年度予算の要求に活用することとしている。

【福祉貸付の需要動向予測】#33

○ 平成16年1月に実施した借入申込予定額調査の結果に基づき、老人関係施設等に係る借入申込予定額が大幅に上回ることが見込まれたことから、その対応について厚生労働省と調整し、特別養護老人ホーム等に対する特別貸付を実施することでゴールドプラン21の達成に向け貢献した。

【協調融資制度の導入】#35

○ 平成17年度からの介護関連施設に対する機構の融資率の引下げに 伴い、平成16年7月に民間金融機関との協調融資の仕組みの構築を 完了し、平成16年3月末までに全国72の金融機関との間で協調融資 の覚書を締結することができた。これにより、全ての都道府県にお いて協調融資の相談等に応じられる体制を整備することができた。

中期目標	中期計画	16年度計画	16年度の業務の実績
第3 事業毎の業務運営の改善に関する事項 1 福祉医療貸付事業 (2)業務の質の向上に関する事項 ア 審査業務の迅速化により、特殊異例な案件を 除き、借入申込み受理から貸付内定通知までの 年平均所要期間を、中期目標期間中に福祉貸付 については4か月以内に、医療貸付については3 か月以内に短縮すること。	第2 事業毎の業務運営の改善に関する目標を 達成するためにとるべき措置 1 福祉医療貸付事業 (2)業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 ア 相談・審査体制の強化、審査方針の見直し、 事務の合理化等により審査業務の迅速化を進め、審査期間に関する中期目標を達成する。	第2 事業毎の業務運営の改善に関する目標を 達成するためにとるべき措置 1 福祉医療貸付事業 (2)業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 ア 審査方針の見直し、事務の合理化等により、 審査期間に関する中期目標の達成を念頭に置き つつ、審査業務の迅速化に努める。	【審査業務の迅速化】#36 ○ 平成15年度に実施した相談体制の強化、審査承認手続きの効率化、業務進行管理の徹底等の取組みが効果的に機能したことから、平成16年度の福祉貸付及び医療貸付の両貸付審査において審査期間の短縮が図られ、以下のとおり、中期計画期間の目標値を上回ることができた。 【借入申込受理から貸付内定通知までの平均所要期間】
イ 貸付契約締結後の資金交付については、請求 内容の不備が著しいもの等を除き、請求後20営 業日以内に行うこと。	イ 資金交付業務の迅速化を図ることにより、資金交付時期に関する中期目標を達成する。	イ 資金交付時期に関する中期目標の達成を念頭 に置きつつ、資金交付業務の迅速化に努める。	【資金交付業務の迅速化】#37 ○ 平成15年度に実施した契約・交付業務の進行管理の徹底、請求書の記載内容の点検業務等の効率化、福祉貸付における資金交付回数の増加等の取組みに加え、平成16年度に事務の効率的処理を図るため医療貸付において「契約・交付の事務担当者マニュアル」を作成したことなどにより、平成16年度の福祉貸付及び医療貸付の両事業に係る資金交付に係る業務処理期間について、以下のとおり、中期目標を達成することができた。 a 福祉貸付 平成16年度に資金交付した2,153件全てについて20営業日以内に資金交付した1,242件全てについて20営業日以内に資金交付
ウ 借入申込み書類の簡素合理化等により、利用者の事務手続き負担の軽減を図ること。	ウ 利用者の事務手続負担の軽減を図るため、借 入申込み書類を簡素合理化する。	ウ 借入申込書の記載事項や様式等を改正すると ともに、引き続き見直しを行う。	【借入申込書等の見直し】#38 ○ 福祉貸付においては、平成15年度の検討結果 を受けて、平成16年4月から、記載事項を大幅に 簡素化した福祉貸付単独申込み用の借入申込書 を新たに作成し、その使用を開始したほか、各 種様式、添付書類の見直しを実施した。 また、平成17年度から補助金制度が交付金に なることに伴い、借入申込書類等の見直しの検 討を開始した。 ○ 医療貸付においては、平成17年度からの実施 に向けて記載事項を大幅に簡素化した医療貸付 単独申込み用の借入申込書の作成について検討 した。

中期目標	中期計画	16年度計画	16年度の業務	の実績
エ 相談窓口の体制整備や受託金融機関への業	エ 契約前の利用者サービスを向上させるため、相	エ 相談窓口の体制を充実するため、受託金融機	【受託金融機関等に対する業務	
務指導の徹底により、契約前の利用者サービ	談窓口の体制を充実するとともに、受託金融機関	関への業務の指導を強化する実務者研修を実施	○ 受託金融機関の相談窓口	
スの向上を図ること。	への業務の指導を強化する。	するとともに、全国数か所で融資相談会を開催	ビスの向上を図るため、平	
7,20,0		する。	以下のとおり、受託金融機	
		また、福祉貸付においては、各都道府県市の	催し、受託金融機関に対	
		実務担当者を対象として貸付事業に関する説明	た。	/ W/N/1/11 (1 C 1
		会を実施する。	a 第1回受託金融機関業	務研修会議
			平成16年5月11日に東京	
			機関102機関が参加	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
			b 第2回受託金融機関業務	络研修会議
			平成16年5月13日に大阪	
			機関81機関が参加	,, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
			○ 行政機関から管轄の社会	会福祉法人等に対し
			構の融資に関し適切な指導	等が実施されるよ
			に、各都道府県市の実務担	当者を対象とした
			祉貸付事業に関する説明会	を平成16年8月に開
			した。内容としては、平成	216年度事業計画及
			融資方針のほか、平成16年	医度に実施する老人
			祉施設等に係る特別貸付実	E施要領についても
			明し、円滑な事務処理を推	進した。
			 【融資相談会の開催】#40	
			○ 申込み前の利用者サー	ビスの向上を図る
			め、相談窓口の体制整備の	一環として、平成
			年度後半及び平成17年度に	医療関係施設・介
			老人保健施設等の整備を予	定している者を対
			とした個別融資相談会を、	以下のとおり全国を
			ブロックに分けて、計14回	開催した。
			a 平成16年11月期開催分	
			全国7ブロックで開催し	ン、85件の融資相談
			行った。	
			b 平成17年2月期開催分	
			全国7ブロックで開催し	ン、81件の融資相談
			行った。	
価の視点	自己評定 A	評 定	A	
	(理由及び特記事項)			
ᄀᄺᆌᄼᄺᄺᆒᇰᇬᅼᄼᇄᇎᆥᆓᆉᆚᄼᅜᇫᄝᅷᇫᅩᇫᅩ			年度比約10%、医療貸付で36	
)相談体制の強化、審査方針の見直し、事務の合理 に実施されたか	埋化等がどのよう 【 審査業務の迅速化】#36 ○ 平成15年以降取り組んでいる相		縮し、迅速な審査実績を上げている	0 0

- に実施されたか。
- ○審査期間に関する適切な業務管理に基づき審査業務の迅速化が進 められ、中期目標が達成されたか。
- なお、特殊異例な案件については、その事情を考慮し評価対象 から除外する。

○ 平成15年以降取り組んでいる相談・審査体制の強化、審査承認手 続きの効率化、業務進行管理の徹底等により、借入申込み受理から 〇 目標に対してはよい実績であるが、目標の立て方がよく考慮されていな 内定通知までの平均所要期間について、福祉貸付で90日(平成15年 度99日)、医療貸付で39日(平成15年度75日)と前年度より短縮で きた。なお、福祉貸付及び医療貸付ともに、中期目標を大幅に上回 る実績となっている。

かったともとれる。

○資金交付期間に関する適切な業務管理に基づき資金交付業務の迅 速化が進められ、中期目標が達成されたか。

なお、請求内容の不備が著しいもの等については、評価対象から除外する。

○借入申込書等について、以前と比較して、どの程度簡素合理化が 図られているか。

○受託金融機関への業務指導が強化されたか。

- ○相談窓口体制が充実されたか。
- ○その他、契約前の利用者サービスの向上のために何か改善が図られたか。

【資金交付業務の迅速化】#37

○ 平成15年度以降取り組んでいる契約・交付業務の進行管理の徹底、 事務処理の簡素化、請求書の記載内容の点検業務等の効率化等により、福祉貸付及び医療貸付ともに、全ての案件について、請求後20営業日を超えたものはなく、中期目標を十分に達成できた。

【借入申込書等の見直し】#38

- 福祉貸付においては、平成16年度から、記載事項を大幅に簡素化した福祉貸付単独申込み用の借入申込書の使用開始などを行った。
- また、福祉貸付及び医療貸付ともに、平成17年度からの実施に向けて、各種書類の見直しを検討し、その実施の道筋をつけた。

【受託金融機関等に対する業務指導】#39

○ 福祉貸付では、社会福祉法人等に対し適切な指導が実施されるように行政機関に対する説明会を開催し、医療貸付では代理貸付業務を委託している金融機関への業務指導を強化するため、従来の「事務打ち合わせ会」を「業務指導研修会議」とし、資料及び研修内容について見直し及び変更を行い、代理貸付業務の実務に即した内容の研修会議を東京及び大阪において開催した。

【相談窓口体制整備の一環としての融資相談会の開催】#40

○ 医療貸付においては、相談窓口体制整備の一環として、融資相談会の充実に努めており、平成16年度においては平成15年度の2倍に当たる計14回の相談会を全国7ブロックにわたって開催した結果、相談会における相談件数が平成15年度の1.7倍に当たる166件に達した。これは、機構の直接貸付の年間相談件数の平均である約360件の約46%に当たり、相談者の利便の向上と相談業務の集中的実施による機構業務の効率化に大きく貢献した。

中期計画	16年度計画	16年度の業務の実績
第2 事業毎の業務運営の改善に関する目標を 達成するためにとるべき措置 2 福祉医療経営指導事業 福祉医療経営指導事業(集団経営指導(セミナー)、個別経営診断及び開業医承継支援事業)については、民間の社会福祉施設、医療施設の経営者に対し、公的な立場から経営に関わる正確な情報や有益な知識を提供し、あるいは経営状況を的確に診断することにより、福祉、介護、医療サービスを安定的かつ効率的に提供できる施設の経営を支援するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。	第2 事業毎の業務運営の改善に関する目標を 達成するためにとるべき措置 2 福祉医療経営指導事業 福祉医療経営指導事業(集団経営指導(セミナー)、個別経営診断及び開業医承継支援事業)については、民間の社会福祉施設、医療施設の経営者に対し、公的な立場から経営に関わる正確な情報や有益な知識を提供し、あるいは経営状況を的確に診断することにより、福祉、介護、医療サービスを安定的かつ効率的に提供できる施設の経営を支援するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。	2 福祉医療経営指導事業 福祉医療経営指導事業(集団経営指導(セミナー)、個別経営診断及び開業医承継支援事業)については、民間の社会福祉施設、医療施設の経営者に対し、公的な立場から経営に関わる正確な情報や有益な知識を提供し、あるいは経営状況を的確に診断することにより、福祉、介護、医療サービスを安定的かつ効率的に提供できる施設の経営を支援するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めた。
(1)業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置ア 集団経営指導については、適正な受講料を設定するとともに、必要に応じ開催経費等の見直しを行うなど効率化を図りながら、最低限実費相当経費を自己収入で賄う。また、地方における福祉・医療両経営セミナーの同時期、同一場所での開催等を含め、開催の時期、場所等を工夫することにより、効率的な開催・運営を行う。	(1)業務運営の効率化に関する目標を達成する ためにとるべき措置 ア 集団経営指導については、平成15年度の開催 経費の実績に基づき、受講料水準の妥当性につ いて検証し、収支相償の維持に努める。 また、経費の見直しの観点から業務の一部を 外部に委託する方策の検討を行う。	【集団経営指導(セミナー)における収支相償】#41 ○ 集団経営指導の受講料の水準について、平成 15年度等の実績から検証したところ、経費の変 動リスクを考慮すると、収支相償を維持する上 で現行水準は妥当であるとの結論を得た。 ○ 集団経営指導の平成16年度の収支状況につい ては、開催経費の節約に努めたこと等により、 以下のとおり収支相償を維持することができた。 受講料収入 28,000千円 開催必要経費 24,607千円 差引き 3,393千円 (注)開催必要経費:会場借料、謝金、旅費、 印刷製本費、通信運搬費
イ 個別経営診断については、必要に応じ経営診 断・指導マニュアルの見直し等を行って事務処 理の迅速化を図ることにより、所要日数に関す る中期目標を達成するとともに、最低限実費相 当経費を自己収入で賄う。	イ 個別経営診断については、引き続き処理日数の 短縮化を図るとともに、パンフレット作成費、経 営診断事業に必要な文献収集費及び施設等実態調 査費を診断料収入で賄うこととする。	【外部委託の検討】#42 ○ 大阪で開催した後期社会福祉セミナーにおいて業務の一部を外部に委託したところ、一定の経費節減効果があったことから、平成17年度においても経費節減効果があるものについて外部委託を進めることとした。 【個別経営診断の処理日数短縮】#43 ○ 平成16年度の個別経営診断の平均処理日数については、品質の維持に留意しつつ、事務処理の迅速化に努め、以下のとおり、平成15年度より短縮することができた。平成16年度処理日数:平均45.7日
	第2 事業毎の業務運営の改善に関する目標を 達成するためにとるべき措置 2 福祉医療経営指導事業 (集団経営指導(セミナー)、個別経営診断及び開業医承継支援事業の経営指導事業)については、人の設立を提供し、名福祉を療施設の確な情報を表別の主題を表別の主題を表別の主題を表別の主題を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を	第2 事業毎の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき権匿 2 福祉医療経営指導事業 (組目経営指導(セミナー)、個別経営診断及び開業医承継支援事業)については、民間の社会福祉施設、医療施設の経営者に対し、公的な立場から経営に関わる正確な情報や有益な知識を提供し、あるいは経営状況を的確に診断することにより、福祉、介護、医療サービスを安定的かつ効率的に提供できる施設の経営を支援するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。 (1) 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 ア 集団経営指導については、適正な受講料を設定するとともに、必要に応じ開催経管等の設定しを行うなど効率化を図りながら、最低限実費相当経費を自己収入で賭う。また、地方における福祉・医療同経営セミナーの同時期、同一場所での開催等を含め、開催の時期、場所等を工夫することにより、効率的な開催の時期、場所等を工夫することにより、効率的な開催の時期、場所等を工夫することにより、効率的な開催の時期、場所等を不良とにより、効率的な開催を選びる、表に、経費の見直しの製点から業務の一部を外部に委託する方策の検討を行う。 イ 個別経営診断については、必要に応じ経営診断・一切では、可支持して対しては、可支持して対しては、平成16年度の開催経済の実績に基づき、受講料が準の妥当性について検証し、収支相償の維持に努める。また、経費の見直しの製点から業務の一部を外部に委託する方策の検討を行う。 イ 個別経営診断については、必要に応じ経営診断・測が表に表して、パンフレット作成費、経費の見面との製造から業務の一部を外部に委託する方策の検討を行う。 イ 個別経営診断については、引き続き処理日数の短縮化を図るとともに、パンフレット作成費、経営診断事業に必要な文献収集費及び施設等実継割者中期目標を達成するとともに、最低限実費相

中期目標	中期計画	16年度計画			16年度の業務の実績
		· · · · · · · · · · · · · · · · · ·		○ 個別経常 は、以下の 診断料収え 診断料収 必要経費 差引き	断における収支相償】#44 営診断における平成16年度の収支状況 のとおりであり、診断に必要な経費を 入で賄うことができた。 収入 1,085千円 費 946千円
評価の視点	自己評定 A		評 定	A	
○セミナー受講料収入によりセミナー開催経費が賄われているか。	(理由及び特記事項)【集団経営指導(セミナー)における↓○ 集団経営指導においては、セミュしつつ、経費の節減を図り、開催;入を上げることができた。当超過↓妥当な水準となっている。	ナー受講者の満足度の向上に留意 経費を3,393千円上回る受講料収	○ セミナーに	こおける収支相償の観	大幅に短縮している。 見点から、約340万円の黒字は適切であ らと考える。きめ細かな見積が必要ではな
○セミナーの効率的な開催・運営のため、どのような工夫がなされたか。	【セミナーの効率的な開催】#42 ○ 大阪で開催したセミナーにおいて 行的に外部に委託した結果、経費負 後の運営において積極的に活用する	節減等の効果が図れたことで、今			
○申込書受理日から報告書提示までの所要期間が中期目標を達成しているか。	【個別経営診断の処理日数短縮】#43 ○ 平成16年度の個別経営診断の平均 持に留意しつつ、事務処理の迅速化 日数を45.7日に短縮できた。これに %(14.3/60)上回る水準となって	とに努めたことにより、平均処理 は、中期目標を14.3日、比率で23			
○実費相当経費が自己収入で賄われているか。	【個別経営診断における収支相償】#44 ○ 個別経営診断においては、必要 を上げることができた。当超過収力 当な水準となっている。	経費を139千円上回る診断料収入			

中期目標	中期計画	16年度計画	16年度の業務の実績
甲期目標 第3 事業毎の業務運営の改善に関する事項 2 福祉医療経営指導事業 (2)業務の質の向上に関する事項 ア 経営指導業務の質の向上を図るため、担当部門の調査研究能力の充実強化に努めること。	第2 事業毎の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置 2 福祉医療経営指導事業 (2)業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 ア 経営指導業務の質の向上を図るため、調査研究能力の充実強化のための体制づくりを行うとともに、担当職員の資質向上を図る。また、調査研究の成果のうち施設経営の参考指標については、その対象施設の種類を中期目標期間中に4種類以上に増加させる。	第2 事業毎の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置 2 福祉医療経営指導事業 (2)業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 ア 経営指導業務の質の向上を図るため、福祉・医療施設等の実態調査、外部セミナーへの参加及び外部機関が発行する資料の収集を行い、担当職員の専門能力を向上させる。	【施設経営の参考指標追加の前倒し実施】#45 ○ 施設経営の参考指標追加の前倒し実施】#45 ○ 施設経営の参考指標については、従来の病院及び介護老人保健施設の2種類から4種類以上に中期計画期間中に増加させる計画であったが、平成15年度に組織改正により充実強化した企画指導部標の前倒し作成な正に活用し、取り組んだ結果、等新たに作成したりスの参考指標を新たに作成することができた。 ○ なお、新たに作成した2種類の参考指標については、平成16年12月に公表した。
イ 集団経営指導については、セミナー利用者の 受講機会を確保するため、中期目標期間の平均 で遅くとも実施2か月前までに開催内容を告知 すること。 また、中期目標期間中においては、国の政 策、方針により受講対象者が変動する法人・施 設開設者向けのセミナーを除き、中期目標期間 中の延べ受講者数を、9,600人以上とするこ と。	イ 集団経営指導については、セミナーの開催の時期、場所、回数、内容等に係る関係者との調整を迅速に行うとともに、開催告知内容等を工夫し、事前告知に関する中期目標を達成する。また、アンケート調査の実施により受講希望者のニーズの把握に努め、開催の時期、場所、回数、内容等を工夫し、セミナーを毎年17回程度開催することにより、受講者数に関する中期目標を達成するとともに、アンケート調査における受講者の満足度指標を65ポイント以上にする。	イ 集団経営指導については、引き続き告知までの事務処理の迅速化を図ることにより、実施2か月前までの開催告知に努める。セミナーの開催に当たっては年17回程度開催するとともに、アンケート調査における受講者数の満足度指標を65ポイント以上、既存施設向け福祉セミナー及び医療セミナーを対象とし、延べ受講者数2,000人以上の確保に努める。	【セミナーの開催実績】#47 ○ 平成16年度においては、セミナーを18回開催した。なお、年度計画に定めた各目標の達成状況は、以下のとおりである。 a 2ヵ月前までの開催告知 平成16年度の告知日:平均68.1日前 (参考:平成15年度 平均73.8日前)中期計画期間:平均70.3日前 b 満足度指標 平成16年度:67.2ポイント (参考:平成15年度 65.8ポイント)中期計画期間:66.6ポイント c 延べ受講者数 平成16年度 :2,015人中期計画期間累計:3,737人 ○ また、アンケート調査において、受講者から寄せられた意見、要望等の多かったものは以下のとおりであり、これらの事項については平成17年度のセミナー事業に反映させていく。 a 法人創設・施設開設者向けのセミナーにおいて、施設経営等に関する実践事例紹介をして欲しい、という声が多かった。

中期目標	中期計画	16年度計画	16年度の業務の実績
			b 各セミナーとも「質問時間」を設けて欲しい との声が多かった。 〈添付資料:12〉
ウ 個別経営診断については、社会福祉や医療の制度変更、経営環境の変化等による経営者のニーズを的確に把握し経営診断の対象拡大又は診断手法の確立を行うこと。	ウ 個別経営診断については、関係団体のセミナーで個別経営診断事業をPRする等、事業の広報宣伝を充実強化することにより、中期目標期間中の延べ診断件数を150件以上とする。また、利用者ニーズに対応して診断手法の改善に努めるとともに、支援費対象施設を経営診断対象に追加するため、経営指標の策定、診断手法の確立等に関する年次計画に基づき、段階的に導入する。	ウ 個別経営診断については、34件以上の実施に 努める。 また、特別養護老人ホームに関する新たな指標を開発するとともに、各指標の共通化(特に 介護老人保健施設と特別養護老人ホーム)及び 指標分析の高度化について検討する。併せて、 支援費施設の経営診断について、所要の検討に 着手する。	【個別経営診断実績】#48 ○ 平成16年度においては個別経営診断を34件以上実施することを計画したところ、PR等の充実強化を図ったことにより、40件の実績を上げ、計画を上回ることができた。 平成16年度:40件 (福祉24件、医療16件)中期計画期間累計:58件 (福祉30件、医療28件) 【経営診断手法の改善】#49 ○ 特別養護老人ホーム及びケアハウスに関する新たな経営診断指標を開発し、平成16年度から、平成16年度から、事情であると、等別養護者人の経営診断を実施した。 ○ また、特別養護者人の経営診断にも併せて見直し、両指標項目の共通化を実施し、場合のな経営診断指標の再発にした。 経営診断指標の高度化を図るため、病院の指標項目として「損益分岐点比を図るため、「借入金度政治を検討して、方と追加することを検討した。 文援費施設に対する個別経営診断の実施に向けた作業工程等について検討を行った結果、今中期計画期間中の実施を目指して、平成17年度において支援費施設の参考指標の確定等を行い、システ
エ 開業医承継支援事業について中期目標期間中における紹介件数の総数を135件以上とするとともに、譲渡希望及び開業希望の登録後のフォローアップ・サービスを充実強化すること。	エ 開業医承継支援事業については、雑誌広告や地区医師会等に対するポスター掲示依頼など広報宣伝を充実強化することにより、紹介件数に関する中期目標を達成する。また、登録者のニーズに対応し、インターネットを通じた情報提供等を行うことにより、フォローアップ・サービスの充実強化に努める。	エ 開業医承継支援事業については、雑誌広告などの広報宣伝により、紹介件数を30件以上確保するよう努める。また、登録者に対するフォローアップ・サービスとして、引き続き譲渡希望医の物件案内についてメール配信サービスを行うとともに、インターネット等を通じた情報提供のニーズについて把握するため、登録者に対しアンケート調査を行う。	ム開発に向けた準備を完了することとした。 【開業医承継支援事業実施状況】#50 ○ 平成16年度においては紹介件数30件以上の実施を計画したところ、52件の実績を上げ、計画を大幅に上回ることができた。 平成16年度の紹介件数:52件中期計画期間累計:88件 【登録者に対するフォローアップ】#51 ○ 登録者に対するフォローアップ・サービスとして、譲渡希望医の物件案内を毎月1回開業希望医に対して郵送又はメール配信した。(郵送登録者287名、メール配信登録者68名) ○ インターネット等を通じた情報提供ニーズに関する開業希望医に対するアンケート調査の結果、情報提供手段としては現行の郵送又はメール配信が最も有効であるとの結論を得た。

評価の視点

- ○調査研究能力の充実強化のため、どのような体制づくりが行われ たか。
- ○公表した施設経営の参考指標の対象施設の種類について中期計画 の数値を達成しているか。

なお、経営参考指標については、対象施設の決算処理に起因するデータの信頼性の問題で、参考指標にまとめることが困難な場合は、その事情を考慮する。

○職員の資質向上に向け、どのような取り組みがなされているか。

- ○セミナーの開催告知について、中期目標に定められた期間内にホームページへ掲載できたか。
- ○セミナーの受講者数について、中期目標の数値を達成しているか。
- ○受講者へのアンケート調査の結果、満足度指標が中期計画の数値 を達成しているか。

自己評定

(理由及び特記事項)

【施設経営の参考指標追加の前倒し実施】#45

Α

○ 施設経営の参考指標については、中期計画期間中に従来の病院 及び介護老人保健施設の2種類から4種類以上に増加させる計画で あったが、特別養護老人ホーム及びケアハウスの参考指標を大幅 に前倒しで作成することができた。

【担当職員の専門能力向上】#46

- 施設調査を実施したことにより、社会福祉施設の経営の現状と 問題点などを把握し、経営指導・診断業務に係るノウハウの強化 を図ることができた。
- 外部から講師を招いての研修会、外部機関からの情報収集の強化を実施したことに加え、外部のセミナーに職員を講師として派遣した他、新たに設置した福祉医療経営専門員を活用した研修会を実施した。

【セミナーの開催告知】#47

○ セミナー開催に係る告知については、目標管理を徹底して取組 んだ結果、平成16年度平均で開催の68.1日前に告知することがで きた。

【セミナーの受講者数】#47

○ セミナーの延べ受講者数については、年度計画目標である2,000 人を超える2,015人を確保することができた。

【満足度指標】#47

○ セミナーの受講者へのアンケート調査の満足度指標については、アンケートの結果を踏まえた内容を取り入れるなどした結果、中期計画の目標値を上回る67.2ポイントを達成することができた。目標値としている65ポイントは、アンケート調査において「満足」と回答した人の割合が全体の60%となる水準であり、平成16年度の実績値である67.2ポイントは、「満足」の割合を68.6%(1.14倍)まで上昇させる水準である。

評 定 A

- 施設経営の参考指標追加の前倒し、担当職員の専門能力の向上についての 積極的取組、セミナーにおける満足度調査の実施など、内容改善に向けて取 り組んでいる。
- 特別養護老人ホーム及びケアハウスの参考指標を大幅に前倒しで作成する ことができた点は評価する。
- アンケート調査での顧客満足の割合は67.2ポイントであり(目標は65ポイント以上)、「満足」の割合を68.6%(1.14倍)まで上昇させる水準とあるが、目標とする水準を達成しているものと考える。その他の項目についても、目標とする水準を超えているものと思われる。
- アンケート調査における満足度の結果だけでは、十分とは考えられない。

- ○個別経営診断について、延べ診断件数が中期計画の数値を達成しているか。
- ○経営者のニーズに対応して、経営診断の対象拡大や診断手法の確立等に向けてどのような取り組みが行われたか。

- ○紹介件数について、中期目標の数値を達成しているか。
- ○インターネットを通じた情報提供等、フォローアップ・サービス の充実強化のための取り組みがなされたか。

【個別経営診断件数】#48

○ 個別経営診断については、40件を実施した。

【経営診断手法の改善】#49

- 経営者のニーズに対応して、平成16年度においては、以下のと おり、経営診断手法の大幅な改善を実施し、又は実施の道筋を付 けることができた。
 - a 特別養護老人ホームの経営診断指標の見直しに当たり、老人 保健施設の参考指標についても併せて見直し、両指標項目の 共通化を実施した。
 - b 病院の参考指標項目として「損益分岐点比率」及び「借入金 比率」を追加し、平成17年度から個別経営診断に活用するこ ととした。
 - c 支援費施設に対する個別経営診断の今中期計画中の実施を目指して、平成17年度において支援費施設の経営診断指標の確定等を行い、システム開発に向けた準備を完了する道筋を付けた。

【開業医承継支援事業の紹介件数】#50

○ 開業医承継支援については、目標管理を徹底するとともに、ユーザーへ積極的にアプローチしニーズに対応したことにより、平成16年度において52件の紹介を行った。これは、年度計画目標である30件を率にして73%上回る水準となっている。

【登録者に対するフォローアップ】#51

○ 登録者に対するフォローアップ・サービスとして、開業希望医に対し物件案内を確実に実施するとともに、従来からの懸案であった情報提供手段のあり方について、平成16年度において現行の郵送又はメール配信が最も有効であるとの結論を出すことができた。

中期目標

第3 事業毎の業務運営の改善に関する事項

達成するためにとるべき措置 達成するためにとるべき措置 3 長寿・子育て・障害者基金事業 3 長寿・子育て・障害者基金事業 3 長寿・子育て・障害者基金事業 長寿・子育て・障害者基金事業については、国 長寿・子育て・障害者基金事業(以下「基金事 長寿・子育て・障害者基金事業(以下「基金事 から出資を受けた長寿・子育て・障害者基金の運 業」という。) においては、国から出資を受けた 業」という。) においては、国から出資を受けた 用益(独立行政法人福祉医療機構法の一部を改正 長寿・子育て・障害者基金の運用益(独立行政法 長寿・子育て・障害者基金の運用益(独立行政法 する法律(平成16年法律第139号)による改正後の 人福祉医療機構法の一部を改正する法律(平成16 人福祉医療機構法の一部を改正する法律(平成16 独立行政法人福祉医療機構法(平成14年法律第166 年法律第139号) による改正後の独立行政法人福祉 年法律第139号) による改正後の独立行政法人福祉 医療機構法(平成14年法律第166号。以下「機構 医療機構法(平成14年法律第166号。以下「機構 号。以下「機構法」という。) 附則第11条第1項に 基づく場合にあっては、基金の一部を取り崩すこ 法」という。) 附則第11条第1項に基づく場合にあ 法」という。) 附則第11条第1項に基づく場合にあ とにより得られた利益とする。)を用いて、独創 っては、基金の一部を取り崩すことにより得られ っては、基金の一部を取り崩すことにより得られ 的・ 先駆的な活動など民間の創意工夫を活かした た利益とする。) を用いて、独創的・先駆的な活 た利益とする。) を用いて、独創的・先駆的な活 ボランティア団体等における自発的な福祉活動に 動など民間の創意工夫を活かしたボランティア団 動など民間の創意工夫を活かしたボランティア団 対し、次に掲げる方針の下で、効果的に資金助成 体等における自発的な福祉活動に対し、次に掲げ 体等における自発的な福祉活動に対し、次に掲げ を行うことにより、多様な福祉ニーズに対応でき る方針により本中期目標期間内における基金事業 る方針により、平成15事業年度分の助成事業の適 る社会環境の醸成に努めること。 切な評価、平成16事業年度分の助成事業の適正な を実施し、効果的に資金助成を行うことにより、 多様な福祉ニーズに対応できる社会環境の醸成に 実施、並びに平成17事業年度分の助成事業の募集 努めることとする。 及び選定の適正な実施に努めることとする。 ① 国における社会福祉施策の推進とあいまっ ① 長寿社会福祉基金、高齢者・障害者福祉基 ① 長寿社会福祉基金、高齢者・障害者福祉基 て、高齢者・障害者の在宅福祉と生きがい・健 金、子育て支援基金及び障害者スポーツ支援基 金、子育て支援基金及び障害者スポーツ支援基 康づくり、子育て支援、障害者の社会参加等、 金の4基金により、高齢者・障害者の在宅福祉と 金の4基金により、高齢者・障害者の在宅福祉と 社会福祉の振興を図ること。 生きがい・健康づくり、子育て支援、障害者の 生きがい・健康づくり、子育て支援、障害者の その際、助成団体としての専門性・自主性を 社会参加等様々な民間福祉活動からの資金助成 社会参加等様々な民間福祉活動からの資金助成 発揮して、民間福祉活動の推進が必要な分野に ニーズに対応していく。 ニーズに対応していく。 なお、この場合、次の点に留意する。 なお、この場合、次の点に留意する。 資金助成が適切に行われるように配慮するこ a 各基金の助成分野に跨る活動や従来の枠を a 世代間交流を内容とする事業や幅広い者を その中で、専門的助成団体として、地域にお 対象とする事業など、必ずしも従来の枠に留 超えた新しい活動に対しても助成対象として まらない新しい事業に係る要望についても、 ける独創的・先駆的事業への助成について、国 いくよう努める。 の政策の動向や事業評価の結果も踏まえ、毎年 行政施策や地域のニーズの動向等を踏まえ、 度4分野以上重点助成分野を設け、優先的に助成 積極的に助成する方向で選定するとともに、 関係方面に広報する。 を行うこと。 ○ 平成17年3月に、審査・評価委員会において上 b 民間福祉活動の専門的助成団体としての戦 b 平成17事業年度分の募集にあたり、4基金の 略的視点に立ち、事業評価の結果も踏まえ、 それぞれにつき、国の政策方針等を勘案した 地域における特定非営利活動法人などによる 重点助成分野を設定し、その重点助成分野に 民間福祉活動の育成・支援の観点から、重点 該当する要望について優先的に採択する。 的助成分野を設定するなど、特に必要な分野 に適切かつ重点的に助成を実施していく方策 を検討し、可能なものから実施することによ り、重点分野に関する中期目標を達成する。

中期計画

第2 事業毎の業務運営の改善に関する目標を

3 長寿・子育て・障害者基金事業

16年度計画

第2 事業毎の業務運営の改善に関する目標を

長寿・子育て・障害者基金事業(以下「基金事 業」という。) においては、国から出資を受けた 長寿・子育て・障害者基金の運用益(独立行政法 人福祉医療機構法の一部を改正する法律(平成16 年法律第139号) による改正後の独立行政法人福祉 医療機構法(平成14年法律第166号。以下「機構 法」という。) 附則第11条第1項に基づく場合にあ っては、基金の一部を取り崩すことにより得られ た利益とする。) を用いて、独創的・先駆的な活 動など民間の創意工夫を活かしたボランティア団 体等における自発的な福祉活動に対し、次に掲げ る方針により、平成15事業年度分の助成事業の適 切な評価、平成16事業年度分の助成事業の適正な 実施、並びに平成17事業年度分の助成事業の募集 及び選定の適正な実施に努めた。

16年度の業務の実績

〈添付資料:13〉

【新しい活動への助成とその広報】#52

- 平成17年度分の助成事業の募集・選定に当た り、募集要領及び選定方針に、「新しい発想に 基づく従来の枠を超えた活動について積極的に 対象とする」ことを明記し、募集内容について 機構のホームページ等を通じて周知した。
- 記選定方針に基づき選定した結果、従来の枠に 留まらない新しい事業として、27事業(参考: 平成16年度12事業)を採択した。

〈添付資料:14.15.16.〉

【重点助成分野の設定及び優先採択】#53

- 平成17年度分の助成事業の募集に当たり、募 集要領に4基金で5項目の重点助成分野を設定 し、機構のホームページ、ダイレクトメール及 び社会福祉協議会等を通じて周知した。
- また、選定方針に、「重点助成分野に関する 助成事業を優先的に選定すること」を明記し、 審査・評価委員会において選定した結果、重点 助成分野に関する助成事業として、以下のとお り121事業(参考:平成16年度88事業)を採択し

〈添付資料:17〉

中期目標	中期計画	16年度計画	16年度の業務の実績
中期目標 また、機構法附則第11条第1項に基づき、障 害者スポーツの振興のために特に必要な助成 の対象とする活動は、独立行政法人福祉医療 機構法の一部を改正する法律(平成16年法律 第139号)の制定趣旨を踏まえ、障害者スポー ツ国際大会の開催及び選手派遣(選手強化に 関する活動を含む。)に関する活動とするこ と。	中期計画 また、機構法附則第11条第1項に基づき、障害者スポーツの振興のために障害者スポーツ 国際大会の開催及び選手派遣(選手強化に関する活動を含む。)に関する活動に対し、特に必要な助成を行う。	また、機構法附則第11条第1項に基づき、障害者スポーツの振興のために障害者スポーツ国際大会の開催に関する活動に対し、特に必要な助成を行う。	基金の種類 重点助成分野 採択事業数 長寿社会福祉基金 ・認知症の高齢者を介護する家族負担軽減に関する事業 高齢者・障害者 ・障害者の自立生活・就労 44事業福祉基金 支援に関する事業 ・子育て支援基金 ・子育て支援のネットワー 63事業 ・児童虐待に関する活動への支援強化に関する事業 ・児童虐待に関する活動への支援強化に関する事業 を援基金 ・新しい障害者スポーツの支援を関する事業 を発・普及に関する事業 「障害者スポーツ国際大会の開催に関する活動への助成】#54 ○ 機構法改正後、速やかに助成手続きの改正等を行い、「2005年スペシャルオリンピックス冬季世界大会開催事業」に対する助成を行った。 ○ なお、2005年スペシャルオリンピックス冬季世界大会開催事業」に対する助成を行った。 ○ なお、2005年スペシャルオリンピックス冬季世界大会は、平成17年2月に長野県で開催された知的障害者スポーツの代表的な国際大会であり、この大会の開催を通じて、知的障害者に対する国民の理解が深まり、自立と社会参加
	c 民間福祉活動育成という趣旨に鑑み、地域における独創的・先駆的事業及び地域の実情に即したきめ細かな事業については、事業継続の能力及び意向の確認を重視した審査を行うことにより、中期目標期間内において、平均して80%以上の助成団体において助成終了後も事業が継続されるようにするものとする。	c 平成14事業年度分の地域における独創的・ 先駆的事業(特別分)及び地域の実情に即し たきめ細かな事業(地方分)の継続状況を確 認するとともに、平成17事業年度分の特別分 及び地方分助成事業の選定においても、事業 継続の能力及び意向の確認を重視した審査を 行うことにより、助成事業の80%以上につ き、助成終了後も当該団体において事業が継 続されるようにするものとする。	の環境作りに多大な成果を上げることができた。

中期目標	中期計画	16年度計画	16年度の業務の実績
			【平成17年度分助成事業の事業継続】#56 ○ 平成17年度分の助成事業の選定に当たり、選定方針に、「事業継続の能力及び意向を重視した審査を行う」ことを明記し、平成17年3月に、審査・評価委員会において助成事業を選定した。 ○ なお、平成17年度分の助成事業の事業継続状況の確認については、事業終了後1年以上継続していることを確認するため、平成19年度のフォローアップ調査において実施することとしている。
② 全国的な活動から地域の実情に即したきめ細かな活動、あるいは独創的・先駆的な活動など、多種多様に展開される民間福祉活動に幅広く対応することとすること。 このため、中期目標期間内において、地域における特定非営利活動法人等による活動の育成・支援に特に留意すること。	② 全国的な活動、地域におけるきめ細かな活動、そして独創的・先駆的活動のそれぞれへの助成の募集及び選定の方針及び方法につき、適宜見直しを行い、多様なニーズに適切に対応できる助成となるよう努め、助成のうち70%以上は、地域において特定非営利活動法人等が実施する独創的・先駆的事業や地域の実情に即したきめ細かな事業に助成するものとする。	② 平成17事業年度分の助成事業の選定において、地域における特定非営利活動法人等による活動の育成・支援に特に留意し、そのうち70%以上は、地域において特定非営利活動法人等が実施する独創的・先駆的事業や地域の実情に即したきめ細かな事業に助成するものとする。	【独創的・先駆的事業等への助成】#57 ○ 平成17年度分の助成事業の選定に当たり、選定方針に、「地域における独創的・先駆的な活動や地域の実情に即したきめ細かな事業など、地域における民間の創意工夫を活かした福祉活動を推進するため、『特別分』及び『地方分』助成事業が全助成事業の70%以上となるよう配慮する」ことを明記し、平成17年3月に開催した審査・評価委員会において、以下のとおり選定を行った。 全助成事業数
③ 整理合理化計画に基づき、助成した事業の事後評価の実施、評価結果を反映した資源配分を実施すること。 このため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。	③ 全助成事業を対象として事後評価を実施し、 その成果を、事業の採択及び基金事業運営の改善に活かしていくことにより、評価結果を反映 した資源配分を実施する。 このため、以下の点に特に留意してその適正 な実施に努めることとする。	③ 平成14事業年度分の全助成事業を対象とした 事後評価の成果を踏まえ、平成17事業年度分の 助成事業の募集要領を策定するとともに、平成 15事業年度分の全助成事業を対象とした事後評 価を実施し、その成果を平成17事業年度分の助 成事業の選定に反映する。 このため、以下の点に特に留意してその適正 な実施に努めることとする。	【平成14年度分助成事業の事後評価の成果の反映】#58 ○ 平成16年3月に取りまとめた「平成14年度助成事業に関する事後評価報告書」において提言された以下の6項目について、平成17年度分助成事業の募集要領に反映させた。 a 自己評価の義務づけ等 b 事業目的の明確化等 c 今後の事業展開に関する意向の把握 d 事業効果の確認の取組み e 「地方分」助成における物品購入費等のあり方 f 委託事業のあり方
			【平成15年度分助成事業の事後評価の実施】#59 ○ 平成15年度分助成事業の事後評価については、中間とりまとめとして、平成16年12月、「平成17年度助成事業の選定に当たっての留意事項」が取りまとめられ、その内容が、平成17年度助成事業の選定方針に反映され、平成17年度分の選定に当たっては、これらを踏まえた事業選定が行われた。

中期目標		中期計画	16年度計	 ĦÎ	16年度の業務の実績
丁 抄 日 伝		丁朔山四	10 平度司	프	また、助成団体による自己評価、審査・評価委員会(評価部会)及び機構事務局によるヒアリング評価並びに機構事務局による書面評価のプロセスを経て、平成17年3月に取りまとめられた最終報告、「平成15年度助成事業に関する事後評価報告書」(以下「事後評価報告書」という。)においては、以下の提言がなされており、これらの提言は平成18年度分助成事業の募集要領の見直しに反映させることとしている。a 事業成果の取りまとめ及び公表、普及のあり方 b 事業内容のさらなる適正化 c 先行事例を踏まえた取組みの促進 (添付資料:19)
評価の視点 ○助成対象先の選定に当たっては、従来の枠を超えを助成対象としているか。 ○重点助成分野の設定数は中期目標を達成しているか。 ○障害者スポーツの振興のため特に必要と認められ特に必要な助成が行われているか。 ○地域における独創的・先駆的事業及び地域の実情細かな事業については、助成終了後も事業を継続団体割合が中期計画の数値を達成しているか。(の翌々年度に測定) ○総助成件数に占める特定非営利活動法人等が実施先駆的事業及び地域の実情に即したきめ細かな事	る る活動に対し に即したきめ している助成 助成事業実施 する独創的・	自己評定 - (理由及び特記事項) ○ 第2-3-(2)イ(ア)の実		評 定	
数の割合が中期計画の数値を達成しているか。 ○事後評価の成果が、資源配分に適切に反映されてい	いるか。	○ 第2-3-(2)イ(イ)の実	議行で評価		

山钳日煙	山粗卦画	1.6 年度計画	16年度の業務の実績
中期目標 第3 事業毎の業務運営の改善に関する事項 3 長寿・子育て・障害者基金事業 (1)業務運営の効率化に関する事項 ア 基金の運用については、安全かつ確実な方法による運用を基本としながらも可能な限り運用効率を高めるよう努めること。	中期計画 第2 事業毎の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置 3 長寿・子育て・障害者基金事業 (1)業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 ア 以下の措置を講じることにより、中期目標期間における助成が効率的かつ安定的なものとなるようをあり、中期目標期間における各基金の運用は、助成計画を策定し、金融情勢の下に中期助成計画を策定し、金融情勢のを踏まえ、定期的にその見直しを行う。 (イ)安全かつ確実な方法による運用を基本としながらも、経済情勢や市場状況に関する・・ (イ)安全かつ確実な方法により可能な限り運用数率を高める。	第2 事業毎の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置 3 長寿・子育て・障害者基金事業 (1)業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 ア 中期助成計画及び金利情勢を踏まえ、平成17事業年度分の事業計画及び運用計画を策定する。 イ 基金の運用については、安全かつ確実な方法を基本としながら把握し、返産制の選択に努めることにより可能な限り運用効率を高める。また、新しい金融商品の開発・普及動向に留意し、基金の運用に適していると認められる金融商品があれば、積極的にその導入に向け検討する。	【事業計画及び運用計画の策定】#60 ○ 平成17年度分の事業計画及び運用計画については、平成17年3月の審査・評価委員会の審議等を経て、中期助成計画を踏まえた上で完定し、平成17年度分の助成事業の選定に当たっては、限られた財源の効果的な資源配分のために選定方針」に基づき、平成17年度分の助成事業の選定を行った。 【基金の運用効率の向上】#61 ○ 平成16年度の基金の運用については、運用計画に基づき、安全で、から、財投機関債を中心とした運用を図るとの観点から、再運用した180億円によりもに運用を行った結果、再運用した180億円にて、以下のとおり長期金利の指標であることができた。 《平均運用利回り》 16年度実績 国債で運用した場合 差引き 1.86% 1.59% 0.27% ○ 最新の金融情勢や市場状況を把握し、運用効率の向上を図るため、専門誌等の対に収集したほか、職員の専門能力の向上を図るため、外部セミナーへの職員の派遣、エコノミストを招聘した勉強会の開催等を行った。

中期目標		中期計画	16年度計画		16年度の業務の実績
イ 助成金の交付申請の受理から交付決定までの 所要期間について、事務処理の効率化を図り、 申請内容の不備などを除き、中期目標期間最終 年度において平均で30日以内で処理するよう努 めるものとする。	所要期間につ	交付申請の受理から交付決定までの ついて、事務の合理化等により、毎 こ縮減に努め、所要期間に関する中	や定までの ウ 平成16事業年度分の助成金の交付申請の受理 こより、毎 から交付決定までの所要期間の短縮について		【交付決定処理期間の短縮】#62 ○ 平成16年度分の助成金の交付申請処理に当たって、平成15年度に実施した事務処理方法の問題点の分析結果を基に事務処理方法の改善を行った結果、交付申請から交付決定までの所要期間が大幅に短縮し、中期目標に定める処理日数を上回ることができた。 なお、平成16年度に実施した事務処理方法の改善の内容及び交付決定処理期間の実績は、以下のとおりである。 《事務処理方法の改善内容》 a 交付申請書の記載内容の不備を少なくするため、助成事業の事務手引き(団体用)の見直しを実施した。 b 交付決定に当たっての決裁処理手続きの簡素化を図るとともに、従前は10日毎に取りまとめて実施していた交付決定を、随時行うこととし、処理の迅速化に努めた。 《交付決定処理期間》 a 一般分 23.3日 (前年度: 48.7日) b 特別分 37.6日 (前年度: 50.2日) c 地方分 29.9日 (前年度: 44.4日) d 全 体 29.2日 (前年度: 45.5日)
評価の視点 ○年度ごとの事業計画及び運用計画が策定されている	った。	る方針のもと、これらの助成に重 だ中期助成計画に沿って、平成17 的確に策定することができた。ま	環境を踏まえた上で、独創的・先駆きめ細かな事業への助成を重視するにのに資源配分することを見込んで年度分の事業計画及び運用計画をまた、平成16年度に引き続き、重点す源の効果的な資源配分を図ること	○ 運用判断につ運用実績を上け○ 交付決定まで	A
○金融情勢や市場状況に関する情報収集を十分に行い活かしているか。	い、運用判断に	行うことにより、再運用する際の	明会に参加し積極的な情報収集を)運用判断に活用した。その結果、 は、長期金利の指標である国債の		
○助成金交付申請書受理日から交付決定日までの所望 て、中期目標の数値を達成しているか。	要期間につい	改善を行った結果、交付申請から より短縮され、中期目標に定める ○ 交付決定までの所要期間は、全	の分析結果を基に事務処理方法の 交付決定までの所要期間が前年度 処理日数を上回ることができた。		

中期目標	中期計画	16年度計画	16年度の業務の実績
第3 事業毎の業務運営の改善に関する事項 3 長寿・子育て・障害者基金事業 (2)業務の質の向上に関する事項 ア 助成の仕組みや手続が国民に理解しやすく利用しやすいものとなるように、その見直しを進め、手続の簡素合理化、相談対応や広報の充実	第2 事業毎の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置 3 長寿・子育て・障害者基金事業 (2)業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 ア 助成の仕組みや手続が国民に理解しやすく利用しやすいものとなるよう、次の措置を講じる。 (ア)助成の募集の広報を幅広く積極的に行い、周知を図るとともに、様々な相談に対応する。このため、募集要領を募集締め切りの2か月前までにホームページなどで公開する。	第2 事業毎の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置 3 長寿・子育て・障害者基金事業 (2)業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 ア 助成の仕組みや手続が国民に理解しやすく利用しやすいものとなるよう、次の措置を講じる。 (ア)ホームページを通じた助成事業に関する情報提供のあり方を見直すなど広報を幅広く積極的に行い、周知を図るとともに、様々な相談に対応する。また、募集要領は募集締め切りの2か月前までにホームページなどで公開するなど、早期の情報提供に努める。	【情報提供のあり方の見直し】#63 ○ 国民が助成事業に関する情報に容易にアクセスし、また、その内容を理解できるように、平成16年度において、以下のとおりホームページの改善を行った。 a 助成事業に関する情報を利用しやすくするため、掲載画面をより視覚的に構成することとした。 b 応募書類等の様式をダウンロードできるようにした。 c 他団体等のホームページから容易にアクセスできるようにリンク先の追加を行った。 ○ さらに、助成事業の広報を充実するため、平成16年度において、以下の取組みを行った。 a 従来の団体に加えて、新たに、福祉分野で認証されている特定非営利活動法人(約4,700法人)、保健医療分野の事業を行っている団体等に対しても募集案内を配布することとした。 b 全国紙及び各種専門誌等での広報を、平成15年度に比し拡充させた。
	(イ) 助成の応募などの手続について電子申請の 実現に向けて準備を進める。	(イ) 助成の応募などの手続について、引き続き 電子申請に関するニーズ等の調査、分析を行 うとともに、その課題を検討する。	【募集要領の公開】#64 ○ 平成17年度分助成事業の募集に当たり、募集要領を、募集締め切りである10月末の2か月以上前である8月20日にホームページにおいて公開した。 【助成手続きの電子化の準備】#65 ○ 平成15年度の検討結果を踏まえ、平成16年度においてはホームページ上での応募書類等の様式のダウンロードを実現させた。 ○ また、助成団体のIT環境や電子申請に関する意向等の把握を行うため、平成16年度の助成団体を対象に調査を実施し、さらなる応募、申請手続きの電子化の実現に向けた課題の抽出、整理を行った。

1	福祉医療機構 評価シート
	中期目標
	イ 助成事業の事後評価を徹底し、その成果を、 助成事業採択や基金事業運営の改善、助成団体 への指導助言に活かしていくとともに、評価の 高い助成事例については、広く周知を図ること により、民間団体の活動の推進に資するととも に、有望な助成案件の把握に努めること。

- 中期目標 中期計画 F後評価を徹底し、その成果を、 イ 助成事業の選定及び事後評価について、外部 P基金事業運営の改善、助成団体 有識者の委員会を設けて一体的に審議するとと 活かしていくとともに、評価の もに、以下の措置を講じる。
 - (ア) 助成事業の選定にあたっては、客観性及び 透明性を確保するため、次の措置を講じる。
 - ・ 助成については、原則として単年度限り とし、全国的規模の事業については、事業 の内容によっては3年間まで継続を認める が、毎年度の事業終了後に行う事業評価の 結果によっては打ち切る。
 - ・ 上記委員会において、審査及び選定の方 針を定め、それに基づき選定を行う。
 - ・ 採択した事業については、毎年1回4月下 旬までにホームページや広報誌などで公開 する。

- 16年度計画
- イ 助成事業の選定及び事後評価について、外部 有識者からなる「基金事業審査・評価委員会」 (以下、「審査・評価委員会」という。) にお いて一体的に審議するとともに、以下の措置を 講じる。
- (ア) 平成17事業年度分の助成事業の選定に当た っては、客観性及び透明性を確保するため、 次の措置を講じる。
 - ・ 助成については、原則として単年度限り とし、全国的規模の事業については、事業 の内容によっては3年間まで継続を認める。 なお、平成15事業年度分からの継続事業に ついては、その事業評価の結果によっては 打ち切る。
 - 審査・評価委員会において、平成15事業 年度分の事業評価の成果も踏まえ、平成17 事業年度分の助成事業の審査方針を策定 し、多様なニーズに適切に対応できる助成 となるよう努める。
 - ・ 採択した事業については、平成17年4月下 旬までにホームページや広報誌などで公開 する。

16年度の業務の実績

【助成事業の選定】#66

○ 平成17年度分の助成事業については、平成17年 3月に開催した審査・評価委員会で審議し、788事 業(一般分146、特別分65、地方分577)を選定し た。

	要	望	採	択	採択	率%
	事業数	百万円	事業数	百万円	事業数	金額
一 般 分	159	2, 052	146	1,627	91.8	79. 3
特 別 分	439	1,605	65	236	14.8	14. 7
地方分	1, 127	1,696	577	861	51. 2	50.8
合計	1, 725	5, 353	788	2, 724	45. 7	50. 9

※地方分の「要望」については、各社会福祉協議会に申請された 件数及び金額である。

○ 一般分146事業のうち、平成19年度まで3か年 継続して事業を行うことを計画しているものは22 事業である。なお、平成15年度から3か年継続実 施している事業については、事業評価により継続 を認めた。

【多様なニーズへの対応】#67

- 平成17年度分の助成事業については、平成15年 度分助成事業の事後評価の中間とりまとめを踏ま えて平成16年12月に策定した選定方針に基づき選 定を行い、以下のとおり、多様なニーズに適切に 対応した事業に助成を行うことができた。
 - a 独創的・先駆的事業及び地域の実情に即し たきめ細かな事業の占める割合が81.5%に達 した。(参考:年度計画の目標70%以上)
 - b 従来の枠に留まらない新しい事業として、27事 業 (参考:平成16年度12事業)を採択した。
 - c 重点分野に関する助成事業として、121事業 (参考:平成16年度88事業)を採択した。

【採択事業の公開】#68

- 平成16年度分として採択した事業については、 平成16年4月26日に機構のホームページで公開す るとともに、広報誌等にも掲載した。
- 平成17年度分として採択した事業については、 平成17年4月下旬に機構ホームページ等において 公開するため、必要な準備を行った。

中期目標	中期計画	16年度計画	16年度の業務の実績
(イ) 助所価を行う ・ 事行 びにより行 ・ 評行 誌なるあた。 平均2 に、行る。 ・ 職員門家を	成事業の事後評価については、適切に評 うため、次の措置を講じる。 後評価は、助成先団体が行う自己評価並 上記委員会及び事務局が行う総合評価に と記委員会及び事務局が行う総合評価に と記委員会及び事務局が行う総合評価に と記委員会及び事務局が行う総合評価に と記委員会及び事務局が行う総合評価に と記委員会及び事務局が行う総合評価に と記委員会及び事務局が行うといる といては、本一ムページ、広報 とでない、本の当時に明記する。 をでは、特に明記するとともに、年4回 は、本の事業報告会、年4回 は、特に明記するとともに、評価の事 は、本の事により、助成団体の事業 を確保することにより、助成団体の事業 と対し的確な指導助言ができるように努	(イ) 平成15事業年度分の助成事業の事後評価については、適切に評価を行うため、次の措置を講じる。 ・ 事後評価は、助成先団体が行う自己評価並びに審査・評価委員合及び事務局が行う総合評価により行う。自己評価を踏まえ、その改善に努める。 ・ 評価結果については、ホームページ、広報誌などで公開する。また、高い事業を、20事業以上選び出し特に明記するともに、平成16事業任度又は平業報告会、年4回発行する広報誌等で紹介し、広く周知を図る。 ・ 事業評価に関する専門家による職員研修を行う。	【平成15年度分助成事業の事後評価】#69 ○ 平成15年度分助成事業の事後評価】#69 ○ で成15年度分助成事業の事後評価評価の実施に当たっては、平成14年度分助成事業の事業の事刊の実施の実施過程で把握された課題評価項目及びヒアリング評価表の記載事項の見しを行った。 ○ 平成15年度分助成事業の事後評価表の記載事項直しを行った。 ○ 平成15年度分助成事業の事後評価活動によると評価人の事業では、異常によるとおり、の事では、明成は多点をでは、現下のとおり、の事業には多点とおり、の事業にはないでは、事業には、事業では、事業の事業が達成されている。

中期目標	中期計画	16年度計画		16年度の業務の実績	
ウ 助成先の団体や、他の資金助成を行う団体などと積極的に情報交換・意見交換を行うとともに、基金による資金助成が真に必要な分野についての調査研究に努めること。	ウ 多様なニーズを踏まえた助成事業の運営を可能とするため、次の措置を講じる。 (ア)助成先の団体との意見交換により民間福祉団体のニーズを把握するとともに、他の大手の民間資金助成団体との間で、基金事業における事業の実施・評価の情報提供等、情報交換・意見交換を年2回以上行うことにより、各民間資金助成団体との事業実施ノウハウの共有化、助成の効率化に資する。 (イ)我が国の福祉施策や地域福祉の動向、さらには本基金の果たしている役割、助成事業の社会的波及効果等について調査研究を行い、今後の基金助成の方向について検討する。	ウ 多様なニーズを踏まえた助成事業の運営を可能とするため、次の措置を講じる。 (ア)助成先の団体との意見交換により民間福祉団体のニーズを把握するとともに、他の大手の民間資金助成団体との間で、基金事業における事業の実施・評価の情報提供等、情報を換・意見交換を年2回以上行うことにより、各民間資金助成団体との事業実施ノウハウの共有化、助成の効率化に資する。 (イ)民間福祉団体の現状及び課題を資金調達面を中心に調査、分析し、民間福祉活動への助成における基金事業の役割を検討する調査研究を実施する。		【民間助成団体との意見交換等】#72 ○ 助成先の団体に対する事務指導やヒアリング評価を活用し、助成ニーズ等の把握に努めた。また、民間資金助成団体との助成の効率化に資する仕組みづくり等について検討するため、(財)助成財団センター、日本財団及び中央共同募金会と3回にわたり意見交換会を開催した。 【基金事業の役割に関する調査研究】#73 ○ 民間福祉活動への資金助成のあり方を検討する基礎資料とするため、民間の福祉活動団体(福祉NP0等)の資金ニーズ等の実態を把握するためのアンケート調査等を実施し、平成17年3月に助成先と助成側との資金需給関係のギャップ、資金需要を合致させる新しい概念としての「ソーシャル・マーケット」等に関する調査報告書を取りまとめた。	
評価の視点	自己評定 S (理由及び特記事項)		評 定	A	
○募集要領の公開について、中期計画で示された期日ページへ掲載できたか。	○ 助成事業の募集に当たっては、 度の事後評価の成果に基づく提言 等に初めて反映させた募集要領を 成果を活かした助成事業の募集を○ 募集要領のホームページでの公	言を「要望に当たっての留意事項」 ☆策定することができ、事後評価の ☆行うことができた。	れ、それが次年 助成案件に対	いて事後評価を実施するなど、きめ細やかな対応がなさ度分以降の助成事業の募集等にも生かされている。 する公正な評価システムを構築している。 ームページへの期日前の公開など、想定どおりの十分な成。	

○助成金の電子申請について、どのような準備が進められたか。

- である8月20日に公開できた
- 募集要領等の周知については、従来から情報提供していた団体に 加えて、平成16年度から新たに、保健医療分野の事業を行っている 団体や、福祉関係分野で認証されている全ての特定非営利活動法人 (約4,700法人) に対しても情報提供を行い、より広範に周知するこ とができた。
- その結果、特に独創的・先駆的事業を対象とする「特別分」につ いては、前年度に比して約2倍の要望申請件数(225件→439件)になる など、周知方法の改善の効果が具体的に現れた。

【助成手続きの電子化の準備】#65

- 平成15年度の検討結果を踏まえ、平成16年度においてはホームペ ージ上での応募書類等の様式のダウンロードを実現させた。
- また、助成団体のIT環境や電子申請に関する意向等の把握を行う ため、平成16年度の助成団体を対象に調査を実施し、さらなる応 募、申請手続きの電子化の実現に向けた課題の抽出、整理を行っ た。

- している。
- など、想定どおりの十分な成
- 募集要領等の周知に努め、要望申請件数が2倍に増えている。
- □ 助成手続の電子化では、様式のダウンロードを実現させ、電子申請の実 現に向けた課題の抽出を実行している。
- 平成17年度分の助成事業については、従来の枠に留まらない新しい事 業として、平成16年度分を上回る27事業を採択するとともに、重点分 野(目標とする4分野を上回る5分野について設定)に関する助成事業と して、平成16年度分を上回る121事業を採択しており、目標を上回る 水準であると考える。
- □ 助成事業の要望申請件数1725件という多くのニーズを採択率約50 %に絞っていく作業においては、その適正さを確保するための努力がなさ れており、審査・評価委員会は十分に機能している。
- 業務改善への動きがスピーディである。また、スペシャルオリンピックス の運営に迅速に対応した社会的意義は大きい。
- 大きく評価できる。しかしながら、第三者として評価する立場からは、 業務に改善があったことは理解できるものの、元々の状態が本来どの程度 であったかを確認できないため、本質的・絶対的な評価が困難である。

○基金事業審査・評価委員会が設置され、適切に運営されている 【基金事業審査・評価委員会の運営】 ○ 審査・評価委員会については、客観性及び透明性を確保するた め、外部有識者(各福祉分野における専門家)により構成されてお り、平成16年度については、委員会3回、部会等を8回開催し、適切 かつ厳格に審議を行うことができた。 ○ また、委員会3回のうち、1回については、機構法附則第11条第1項 に基づく「2005年スペシャルオリンピックス冬季世界大会開催事 業」への助成に向けて臨時開催することにより、迅速かつ時官にか なう採択、助成を実施することができた。 これにより、世界規模の大会を成功に導くための支援を円滑に行 うことができたことで、知的障害者に対する国民の理解が深まると ともに、自立と社会参加の環境作りに多大な成果を上げることがで きた。 【助成事業の選定】#66 ○助成事業の選定については、中期計画に示されたとおり適切に行 われているか。 ○ 助成事業の募集に際して、審査・評価委員会において、前年度の 事後評価の結果による提言を初めて反映させた募集要領を策定し、 募集を実施することができた。 ○ 助成事業の選定に先立って、審査・評価委員会審査部会におい て、国の政策動向等を踏まえた効果的な資金助成を行うため、5つの 重点助成分野に関する助成事業を優先採択する等の選定方針を策定 ○ 応募された事業については、この選定方針に基づき、4回にわたる 審査・評価委員会審査部会において厳正に審査されたのち、評価委 員を加えた審査・評価委員会においてさらに審査の上、採択され ○ その結果、客観性及び透明性をもって事業の必要性、妥当性が認 められた事業を厳選採択し、助成事業の選定を行うことができた。 ○助成対象先の選定に当たっては、従来の枠を超えた新しい活動を 【新しい活動への助成とその広報】#52 助成対象としているか。(前文①) ○ 従来の枠を超えた新しい活動に対する助成については、平成17年 度分の助成に係る募集要領に明記することで積極的に周知を図ると ともに、選定方針にも当事業を積極的に助成対象とする旨を明記 し、この選定方針に基づき審査を行った結果、前年度の12事業を大 幅に上回る27事業を採択できた。 【重点助成分野の設定及び優先採択】#53 ○重点助成分野の設定数は中期目標を達成しているか。(前文①) ○ 重点助成については、平成16年度において、中期目標に掲げられ た目標である4分野を上回る5分野を重点助成分野として設定した。 また、選定方針に当分野の助成事業を優先的に選定する旨を明記 し、この選定方針に基づき審査を行った結果、前年度の88事業を大 幅に上回る121事業を採択し、国の政策動向等を踏まえた助成を行う

ことができた。

○障害者スポーツの振興のため特に必要と認められる活動に対し特 に必要な助成が行われているか。(前文①)

○地域における独創的・先駆的事業及び地域の実情に即したきめ細かな事業については、助成終了後も事業を継続している助成団体割合が中期計画の数値を達成しているか。(助成事業実施の翌々年度に測定)(前文①)

- ○総助成件数に占める特定非営利活動法人等が実施する独創的・先 駆的事業及び地域の実情に即したきめ細かな事業への助成件数の 割合が中期計画の数値を達成しているか。(前文②)
- ○事後評価については、中期計画に示されたとおり適切に行われているか。
- ○事後評価の成果が、資源配分に適切に反映されているか。(前文 ③)

【障害者スポーツ国際大会の開催に関する活動への助成】#54

○ 機構法改正後、速やかに助成手続きの改正等を行い、「2005年スペシャルオリンピックス冬季世界大会開催事業」を、法改正の趣旨を踏まえ、特に重要かつ緊急に助成すべき事業として位置付け、その円滑な開催のために、迅速かつ時宜を得た助成を実施することができた。

これにより、日本で初めて開催される知的障害者の世界規模の大会を成功に導くための支援を円滑に行うことができ、知的障害者に対する国民の理解が深まるとともに、自立と社会参加の環境作りに多大な成果を上げることができた。

【助成終了後のフォローアップ】#55

○ 平成14年度分助成事業に関して、助成終了後の事業の継続状況及び自己評価あるいは事後評価等では十分に把握できなかった事業の波及効果等について確認するため、平成16年7月にフォローアップ調査を実施し、当調査結果については平成16年11月に開催した審査・評価委員会に報告の上、年内に機構広報誌で公表することができた。

なお、平成14年度分助成事業においては、助成終了後も引き続き 事業を継続しているものの割合は、特別分で90.7%、地方分で92.0 %と、中期計画目標値である80%を超えていることが確認できた。

【独創的・先駆的事業等への助成】#57

○ 独創的・先駆的事業及び地域の実情に即したきめ細かな事業の合計件数が全助成事業件数に占める割合は81.5%に達し、前年度に引き続き中期計画で目標とした70%を大きく上回るとともに、前年度の80.7%をも上回る数値を達成し、多種多様に展開される民間福祉活動に、一層的確に対応することができた。

【平成14年度分助成事業の事後評価の成果の反映】#58

○ 平成16年3月に取りまとめられた「平成14年度助成事業に関する事後評価報告書」における提言(6項目)に基づき、平成17年度分助成事業の募集要領の見直しを行い、事後評価の成果を活かして、適切な助成申請の促進を図ることができた。

- ○民間福祉団体との意見交換の実施にあわせて、民間資金助成団体 との情報交換・意見交換を中期計画に示されたとおり実施してい るか。
- ○本基金の果たしている役割、助成事業の社会的波及効果等についての調査研究が、中期計画に示されたとおり適切に実施されているか。

【平成15年度分助成事業の事後評価の実施】#59.69

- 平成15年度分助成事業の事後評価については、助成団体による自己評価、審査・評価委員会(評価部会)及び機構事務局によるヒアリング評価並びに機構事務局による書面評価に基づく総合評価を重層的に実施した。
- 特に、平成15年度分の事後評価の特徴としては、全ての助成事業について自己評価を行うことができたことのほか、ヒアリング評価についても平成15年度助成事業全体の11.6%について実施することができたことが挙げられる。
- 平成15年度分の事後評価結果に基づき、平成17年度分助成事業の 選定方針に「成果の普及方法」、「助成事業終了後の効果検証」、 「地域への波及効果」等に留意して選定することを盛り込むととも に、平成18年度分助成事業の募集要領等について、「事業内容の更 なる適正化」、「先行事例を踏まえた取組みの促進」等を推進する 観点からの見直しを図ることとした。

このように、平成15年度分の事後評価の成果は、平成17年度分の 助成事業選定に反映され、適切な資源配分の推進が図られた。ま た、平成18年度分の助成事業の募集にも同様に反映していくことと している。

【民間助成団体との意見交換等】#72

○ 助成先の団体に対する事務指導やヒアリング評価を活用し、助成 ニーズ等の把握に努めた。

また、民間資金助成団体との助成の効率化に資する仕組みづくり 等について検討するため、(財)助成財団センター、日本財団及び 中央共同募金会と3回にわたり意見交換会を開催した。

【基金事業の役割に関する調査研究】#73

○ 調査研究については、民間の福祉活動団体(福祉NPO等)の資金ニーズ等の実態を把握するためのアンケート調査の実施等を行い、民間の福祉活動団体の資金需要と助成財団の資金供給状況との間に生じているギャップを把握した上で、この需給関係を合致させるための方法として「ソーシャル・マーケット」の視点から、基金事業の果たすべき役割を分析し、平成17年3月に調査報告書として取りまとめた。

第2 事業毎の業務運営の改善に関する目標を 達成するためにとるべき措置 4 退職手当共済事業 退職手当共済事業は、社会福祉施設等を経営す る社会福祉法人等の相互扶助の精神に基づき、社 会福祉施設等に従事する職員について退職手当共	達成するためにとるべき 4 退職手当共済事業 退職手当共済事業は、社 る社会福祉法人等の相互扶	措置	4 退職手当共済事業	
済制度を確立し、もって社会福祉事業の振興に寄与するため、以下の点に留意してその適正な実施に努める。	達成するためにとるべき措置		16年度の業務の実績 4 退職手当共済事業 退職手当共済事業は、社会福祉施設等を経営する社会福祉法人等の相互扶助の精神に基づき、社会福祉施設等に従事する職員について退職手当共済制度を確立し、もって社会福祉事業の振興に寄与するため、以下の点に留意してその適正な実施に努めた。 なお、当該事業における被共済職員数、退職手当金支給者数、退職手当金支給額及び単位掛金額の実績は次のとおりである。 (実績)	
	区分	平成16事業年度 変 更 後 予 定 額	区分	平成16事業年度 (実 績)
	4月1日現在の 被共済職員数	626, 131人	4月1日現在の 被共済職員数	626, 131人
	退職手当金支給者数	64,879人	退職手当金支給者数	65, 392人
	退職手当金支給額	78, 932, 465千円	退職手当金支給額	78, 932, 465千円
	単 位 掛 金 額	42, 300円	単 位 掛 金 額	42, 300円
			では、55,718人、62,449,6 補正予算成立(平成17年2	641千円であったが、国の 月1日)に伴い、64,879
業務の質の向上に関する目標を達成するために とるべき措置		目標を達成するために		
ア 退職手当金支給に係る事務処理の効率化を図るとともに、掛金等の給付財源が早期に確保できるよう必要な措置を講ずることによって、請求書の受付から給付までの平均所要期間に関する中期目標を達成する。	ア 退職手当金支給に要する期間を短縮するため、平成15年度に試行実施した、退職手当金決定手続きの簡素化(機械処理手順の短縮化)方策の結果を分析しつつ、引き続き実施する。		続き (書類審査を終わっ き)のシステムを簡素化 化)したことにより、日7 を、平成15年度の21.1日 短縮した。 しかしながの理といる いては、次の目とないよことから101.7日となによる でいて、関連にった でいて、国庫補助金に 17年2月)を待たなけ ②都道府県補助金に係	てから振込までの手続 (機械処理手順の短数 給手続きに要した10.9日へと1.2日間 当金の平均支給期間に 当金の平均支給期間にた り資金調達が遅延した り当か、 りが、 りが、 時間では がいる がいる がいる がいる がいる は がいる は がいる は がいる は がいる は に た り に り に り に り に り に り に り に り に り に
	業務の質の向上に関する目標を達成するために とるべき措置 ア 退職手当金支給に係る事務処理の効率化を図 るとともに、掛金等の給付財源が早期に確保で きるよう必要な措置を講ずることによって、請 求書の受付から給付までの平均所要期間に関す	に努める。 に努める。 に努める。 なお、当該事業における 当金支給者数、退職手当金を次のとおり見込む。 (参考) 区 分 4月1日現在の被共済職員数 退職手当金支給者数 退職手当金支給額単位掛金額 単位掛金額 業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 とるべき措置 で 退職手当金支給に係る事務処理の効率化を図るとともに、掛金等の給付財源が早期に確保できるよう必要な措置を講ずることによって、請求書の受付から給付までの平均所要期間に関す	に努める。 なお、当該事業における被共済職員数、退職手当金支給者数、退職手当金支給額及び単位掛金額を次のとおり見込む。 (参考) 区 分 平成16事業年度変更後予定額 4月1日現在の被共済職員数 626,131人 被共済職員数 過職手当金支給者数 64,879人 退職手当金支給額 78,932,465千円 単 位 掛 金 額 42,300円 単 位 掛 金 額 42,300円 単 位 掛 金 額 42,300円 単 で 退職手当金支給に係る事務処理の効率化を図るとともに、掛金等の給付財源が早期に確保できるよう必要な措置を講ずることによって、請求書の受付から給付までの平均所要期間に関す 策の結果を分析しつつ、引き続き実施する。	に努める。

中期目標	中期計画	16年度計画	16年度の業務の実績
イ 提出書類の簡素化等により、利用者の手続き 面での負担の軽減に努めること。	イ 提出書類の簡素化、提出書類の作成支援を進 めることにより、利用者の手続き面での負担を 軽減する。	イ インターネットホームページ上で、退職手当金請求書・被共済職員退職届(以下、「請求書・退職届」という。)の作成支援をするシステムを構築する。 また、提出書類の簡素化の観点から、提出書類の必要性の有無及び記載内容の必要性の有無をが記載内容の必要性の有無を検討する。	【請求書等作成支援システムの構築】#75 ○ 共済契約者の退職届作成に係る負担軽減を図るため、ホームページ上で利用できる退職届入力補助システムを構築し、平成17年1月に複数の共済契約者に当システムの試験運用を依頼し、改善すべき事項の洗い出しを行った。 ○ この結果を踏まえ、退職届入力補助システムの改善を行い、平成17年度からホームページ上で運用を開始することとした。
			【提出書類の簡素化等】#76 ○ 提出書類の簡素化については、社会福祉施設 職員等退職手当共済法の改正に伴い、提出書類 の内容も大幅に変更されることもあり得るた め、平成17年度に一体的に検討し、同改正法の 施行が予定されている平成18年度から実施でき るよう準備を進めることとした。
ウ 業務委託先への業務指導を徹底することにより、窓口相談、届出受理の機能強化を図ること。	ウ 年次計画を定め、順次業務委託先を通じて、 共済契約者の事務担当者に対する実務者研修を 実施することとし、研修会開催が困難な業務委 託先には、現地における事務指導を行う機会を 設けるなど全都道府県において共済契約者の事 務担当者に研修の機会を提供する。	ウ すべての業務委託契約者(都道府県社会福祉協議会等)を対象とした事務打合会を実施する。 また、約30都道府県において開催される共済契約者の事務担当者に対する実務研修会(都道府県社会福祉協議会等主催)に赴き指導するとともに、請求書・退職届の記載誤りが多い共済契約者について、個別に指導する。 なお、直近5年間において実務研修会を開催していない業務委託契約先を訪問し、個別に事務指導を行う。	【業務指導等の強化】#77 ○ 退職手当共済事業の利用者等へのより一層の適切な対応を図るため、平成17年2月に全ての業務委託契約者(都道府県社会福祉協議会等)を集め事務打合会を開催し、事務処理方法等の徹底を図った。 ○ 業務委託契約者(都道府県社会福祉協議会等)が主催する共済契約者の事務担当者に対する実務研修会(平成16年度31都府県延べ36回開催)に機構の職員が赴き、事務手続き等の指導等を行った。 ○ 直近5年間において実務研修会を開催していない業務委託契約者についても、平成16年度に研修会の実施を働きかけ開催が実現したことから、個別指導の対象となる都道府県はなくなった。

評価の視点

○請求書受付日から退職手当金の振込日までの所要期間について中 期目標を達成できているか。

なお、退職手当金の支給原資のうち、国及び地方公共団体の補 助金等の予算制約が生じた場合は、当該事情を考慮する。

- ○提出書類の作成支援がどのように進められているか。
- ○提出書類及び記載項目が以前と比較して簡素化が図られているか。 なお、手続きについては、法令等により一定の制約があることを 考慮する。
- ○業務委託先への業務指導を徹底し、窓口相談、届出受理の機能強 化が図られているか。
- ○年次計画が定められ、共済契約者の事務担当者に対する研修会が 年次計画どおりに開催されているか。

自己評定

(理由及び特記事項)

【平均支給期間】#74

○ 退職手当金の請求書受付から支給までの平均所要期間について は、請求件数の増加に伴う退職手当金支給額に係る予算不足の影響 を除外した場合、平成16年度平均で71.6日となり、中期目標である 75日以内に抑えることができた。

【請求書等作成支援システムの構築】#75

В

○ 請求書・退職届の作成に係る共済契約者の負担を軽減するため、 退職届入力補助システムを構築し、試験的運用を実施した。これに より、平成17年度からの運用に目処をつけることができた。

【提出書類の簡素化等】#76

○ 提出書類の簡素化については、検討の結果、共済法の改正に伴う 事務取扱の変更に合わせて行うこととした。

【業務指導等の強化】#77

○ 事務打合会については、業務委託者への業務指導を徹底するた め、内容を充実し2日間(例年1日)にわたり開催した。

また、実務研修会への派遣については、31都府県(延べ36回)に 及び、年度計画の30都道府県を上回った。

なお、直近5年間において実務研修会を開催していない業務委託 契約者については、平成16年度に研修会を開催したことにより個別 指導の対象となる都道府県をなくすことができた。

評 定 В

- 平均支給期間は、中期目標に掲げる目標値に達していない(101.7) 日)が、予算不足の影響を考慮すれば、目標値の範囲内である。
- 請求件数の増加に対して良好に業務処理が行われたものと判断した。
- 請求書等作成支援システムの構築は、平成17年度からの運用に目処が ついた程度である。
- 業務指導等の強化については、目標とする水準程度の達成とみられる。

福祉医療機構 評価シート 中期目標 中期計画 16年度計画 第3 事業毎の業務運営の改善に関する事項 第2 事業毎の業務運営の改善に関する目標を 第2 事業毎の業務運営の改善に関する目標を 達成するためにとるべき措置 達成するためにとるべき措置 5 心身障害者扶養保険事業 5 心身障害者扶養保険事業 5 心身障害者扶養保険事業 心身障害者扶養保険事業(以下「扶養保険事 心身障害者扶養保険事業(以下「扶養保険事 心身障害者扶養保険事業(以下「扶養保険事 業」という。) については、地方公共団体が実施 業」という。) については、地方公共団体が実施 業」という。) については、地方公共団体が実施 する心身障害者扶養共済制度(以下「扶養共済制 する心身障害者扶養共済制度(以下「扶養共済制 する心身障害者扶養共済制度(以下「扶養共済制 度」という。) によって地方公共団体が加入者に 度」という。)によって地方公共団体が加入者に 度」という。) によって地方公共団体が加入者に 対して負う共済責任を保険する事業に関する業務 対して負う共済責任を保険する事業に関する業務 対して負う共済責任を保険する事業に関する業務 を安定的に行うことにより、心身障害者の保護者 を安定的に行うことにより、心身障害者の保護者 を安定的に行うことにより、心身障害者の保護者 の不安を解消し、保護者死亡後の心身障害者の生 の不安を解消し、保護者死亡後の心身障害者の生 の不安を解消し、保護者死亡後の心身障害者の生 活安定に寄与することを目的とし、以下の点に特 活安定に寄与することを目的とし、以下の点に特 活安定に寄与することを目的として、以下の点に に留意してその適正な実施に努めること。 に留意してその適正な実施に努める。 特に留意してその適正な実施に努める。 また、扶養保険事業の財務状況について、加入 また、扶養保険事業の財務状況について、加入 また、中期目標に掲げるとおり事業が見直され ることに向けて、国とともに必要な検討を行う。 者等に対し定期的に公表すること。 者等に対し定期的に公表する。 【事業見直しの検討】#78 平成15年度の決算を踏まえ、財務状況検討会で なお、中期目標期間の出来るだけ早い時期に事 業が見直されるものとすること。 報告書を取りまとめ、国に提出するとともに、同 報告書について、①道府県・政令指定都市に対し ては、事務担当者会議において報告、②加入者等 に対しては、インターネットホームページで公 表、③障害者関係団体(親の会等)に対しては、 情報提供を行う。

> なお、当該事業における新規加入者数その他を 次のとおり見込む。

(参老)

<u> </u>	
区分	平成16事業年度
新規加入者数	1,455人
新規年金受給者数	1,848人
保険対象加入者数	99,777人
年金給付保険金	39,563人
支払対象障害者数	
死亡•障害保険金額	6,809,900千円
年金給付保険金額	9,418,440千円
	0, 110, 110 1

16年度の業務の実績

5 心身障害者扶養保険事業

心身障害者扶養保険事業(以下「扶養保険事 業」という。) については、地方公共団体が実施 する心身障害者扶養共済制度(以下「扶養共済制 度」という。) によって地方公共団体が加入者に 対して負う共済責任を保険する事業に関する業務 を安定的に行うことにより、心身障害者の保護者 の不安を解消し、保護者死亡後の心身障害者の生 活安定に寄与することを目的として、以下の点に 特に留意してその適正な実施に努めた。

○ 事業の見直しに向けて、障害者死亡率等の基 礎率について分析し、国とともに検討を行っ

【財務状況の検討と公表等】#79

- 平成16年7月22日に財務状況検討会を開催 し、平成15年度決算に基づく心身障害者扶養保 険財務状況将来予測を取りまとめ、同月28日に 厚生労働省に報告するとともに、以下のとおり 関係者への説明及び情報の公表等を行った。
 - a 障害者関係団体(親の会等)に平成16年10 月20日及び25日に説明した。
 - b 道府県・指定都市に対し、平成16年10月22 日及び11月10日に開催した事務担当者会議に おいて報告した。
 - c 平成17年1月27日に機構のホームページで 公表した。

なお、当該事業における新規加入者数その他の 実績については、次のとおりである。

(実績)

() (/)(/)	
区 分	平成16事業年度 (実 績)
新規加入者数	1,874人
新規年金受給者数	2,302人
保険対象加入者数	100,450人
年金給付保険金	40, 156人
支払対象障害者数	
死亡•障害保険金額	8,339,700千円
年金給付保険金額	9,584,760千円

中期目標	中期計画	16年度計画	16年度の業務の実績
(1)業務運営の効率化に関する事項 扶養保険資金の運用については、市場動向を 考慮し、中期目標期間中において、安全性を重 視した運用に努めること。	(1)業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 扶養保険資金については、制度に起因する資金の特性を十分に踏まえ、厚生労働大臣の認可を受けた金銭信託契約の内容に基づき、市場動向を考慮し、安全性を重視した運用を行う。また、運用の適正な実施を確保するため、共同受託者に対し定期的な運用成績等の報告を求めるとともに上記方針等に従って適切に指導を行う。	(1)業務運営の効率化に関する目標を達成する ためにとるべき措置 扶養保険資金については、制度に起因する資 金の特性を十分に踏まえ、厚生労働大臣の認可 を受けた金銭信託契約の内容に基づき、市場動 向を考慮し、安全性を重視した運用を行う。ま た、運用の適正な実施を確保するため、共同受 託者に対し定期的な運用成績等の報告を求める とともに上記方針等に従って適切に指導を行 う。	【扶養保険資金の運用】#80 ○ 扶養保険資金の運用については、金銭信託契約の内容に基づき、以下のとおり安全性を重視した運用を行うことができた。 《運用の資産構成割合実績:平成16年度末》・債券などの安全資産73.1%【50%以上】・株式、外貨建資産26.9%【30%以下】・不動産0%【20%以下】・不動産0%【20%以下】・不動産6沖減に変して、定期的に運用成割合である。
(2)業務の質の向上に関する事項 心身障害者及びその保護者に対するサービス の向上を図るため、扶養共済制度を運営する地 方公共団体と相互の事務処理が適切になされる ように連携を図ること。	(2)業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 心身障害者及びその保護者に対するサービスの向上を図るため、扶養共済制度を運営する地方公共団体と相互の事務処理が適切になされるよう連携を図るため、事務担当者会議(年間2か所)を開催する。	(2)業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置ア保険料免除者の現況調査を行うことにより、死亡等の異動状況を的確に把握し、保険給付の請求漏れを防ぐなど、適正な事務処理を行う。	【適正な事務処理の実施】#81 ○ 平成16年6月に保険料免除者の現況調査を実施した結果、加入者の家族等の制度や手続きに関する理解不足等により、保険金の請求漏れや請求手続きの大幅な遅延が多く見られた。 ○ 現況調査の結果について、平成17年3月に保険部長名により、道府県・指定都市へ報告するとともに、制度の周知徹底、定期的な現況の把握及び適正な事務処理について依頼した。
		イ 事務担当者会議を2か所で開催し、適切に事務 処理を行うための留意事項の徹底等きめ細かに 対応する。	【事務担当者会議の開催】#82 ○ 平成16年度においては事務担当者会議を以下のとおり2回開催し、適正に事務処理を行うための留意事項の徹底を図るなど、地方公共団体との密なる連携に努めた。 a 開催日 : 平成16年10月22日開催場所 : 青森市出席者数 : 37名 b 開催日 : 平成16年11月10日開催場所 : 高知市出席者数 : 32名

評価の視点	自己評定 B	評 定 B	
	(理由及び特記事項)	·	
		○ 財務状況のホームページでの公開を	実現している。事業において繰越欠損
○加入者等に対し、財務状況が定期的に公開されているか。	【財務状況の検討と公表等】#79	金が発生しているが、中期目標期間中は	こ事業の見直しを予定している。
	○ 財務状況については、機構のホームページ等に財務諸表を掲載		
	し公開している。	○ 安全性を重視した運用を行っている。	
	また、平成15年度決算に基づく心身障害者扶養保険財務状況将	○ 本数担収せ入業とのとまる問題とつ	. 7
	来予測を取りまとめ、国、道府県・指定都市に報告するととも に、障害者関係団体への説明、機構のホームページでの公開を実	○ 事務担当者会議を2か所で開催してN	`る。
	に、障害有関係団体への説明、機構のホームペーンでの公開を美 施した。	 ○ 目標がはっきりせず、それに対しての	り達成度も明確でない
			フ 建成反 ひ 引催 C な V 。
○金銭信託契約に基づいて安全性を重視した運用が行われているか。	【扶養保険資金の運用】#80		
	○ 扶養保険資金の運用については、共同受託者からの運用成績等		
	の定期的な報告を受けるとともに適切な指導を行うことにより、		
	安全性を重視した運用を行うことができた。		
	【適正な事務処理の実施】#81		
	○ 適正な事務処理を実施するため、保険料免除者の現況調査を実施し、死亡等による保険給付の請求漏れの実態を把握した。		
	また、調査結果に基づき、請求漏れの防止策を取りまとめ道府		
	県・指定都市に通知した。		
○地方公共団体の担当者を対象とした事務担当者会議が中期計画ど	【事務担当者会議の開催】#82		
おり開催されているか。	○ 中期計画どおり、事務担当者会議を2箇所で開催した。		
	なお、会議に当たっては、記入誤り・漏れがないよう届出様式		
	の記載例を工夫するなど、きめ細かな対応を行った。		

中期目標	中期計画	16年度計画	16年度の業務の実績
第3 事業毎の業務運営の改善に関する事項 6 福祉保健医療情報サービス事業(WAM NET事業) WAM NET事業については、福祉及び保健医療に関する情報システムの整備及び管理を行い、行政機関や福祉保健医療に関係する民間団体に対して全国規模での共通の基盤を提供することにより情報交換の推進を支援し、併せて福祉・介護及び保健医療サービスの利用者に対する提供情報の拡充を目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。	第2 事業毎の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置 6 福祉保健医療情報サービス事業(WAM NET事業) WAM NET事業については、福祉及び保健医療に関する情報システムの整備及び名民理間団とが、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	第2 事業毎の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置 6 福祉保健医療情報サービス事業(WAM NET事業) WAM NET事業については、福祉及び保健医療に関する情報システムの整備及び管理を行い、行政機関や福祉保健医療に関係する民間団体に対して全国規模での共通の基盤を提供することにより情報交換の推進を支援し、併せて福祉・介護及び保健医療サービスの利用者に対する提供情報を拡充することを目的として、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。	6 福祉保健医療情報サービス事業 (WAM NET事業) WAM NET事業については、福祉及び保健医療に関する情報システムの整備及び管理を行い、行政機関や福祉保健医療に関係する民間団体に対して全国規模での共通の基盤を提供することにより情報交換の推進を支援し、併せて福祉・介護及び保健医療サービスの利用者に対する提供情報を拡充することを目的として、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めた。
(1)業務運営の効率化に関する事項 福祉及び保健医療情報の利用者ニーズに対応するため、効率的な情報提供基盤の整備及び活用に努めること。	(1)業務運営の効率化に関する目標を達成する ためにとるべき措置 ア WAM NET事業の運営に当たっては、事 業の効率的な運用及び管理のために必要な機器 等基盤の整備に努める。	(1)業務運営の効率化に関する目標を達成する ためにとるべき措置 ア WAM NET利用者のニーズに応えるため に、平成11年度に取得した介護保険事業者情報 システムのデータベース管理に必要な機器の更 新を行う。	【機器の更新】#83 ○ 介護保険事業者情報システムのデータベース管理のために平成11年度に取得した機器の更新により、システムの性能アップを図るとともに、併せて、一部機能について従来専用サーバで運用していたものを、厚生労働省ホームページと整合を図ったパッケージソフトによる運用に変更した。この機器の更新等により、今後、以下の効果が見込まれる。 a 中期目標の年間700万件以上のアクセスに十分対応できる。 b 専用サーバの設置が不要になり、設置経費の削減ができる。 c パッケージソフトの導入による運用環境の簡素化に伴い、新機能追加時のシステムテストの経費を抑えることができる。

中期目標	中期計画	16年度計画	16年度の業務の実績
	イ 支援費事業者情報システム等については、行 政機関や関係団体がWAM NETに直接入力 することにより、情報の蓄積、活用が同時に行 えるという特性を活かし、情報収集の効率化や 利便性の向上を図っているところであるが、今 後は、他の事業についてもこのような特性を適 用していく。	イ 平成16年度に厚生労働省が実施を計画している福祉保健医療事業のうち、実際にWAM NET基盤の利活用による受託が可能である事業を選定し、委託を受けてWAM NET上にシステムの構築を行う。 併せて、平成17年度に厚生労働省が実施を計画している福祉保健医療事業の中からWAM NETの特性を活かすことが期待できる事業をリストアップし、WAM NETの利活用の可能性について検討を行う。	【WAM NETの利活用】#84 ○ WAM NET基盤の利活用について検討した結果、平成17年度から厚生労働省からの委託を受けて「看護師等養成所報告管理システム」をWAM NET上で管理運用することとなり、その準備を完了させた。 ○ また、平成17年度に厚生労働省が実施を計画している福祉保健医療事業におけるWAM NET基盤の更なる利活用の可能性について検討を行い、可能性のある事業の絞込みを行った。なお、平成17年度には、当該事業におけるWAM NET基盤の利活用の実現に向けて、関係者との調整を進めることとしている。
	ウ 福祉及び保健医療分野において多様で多数の利用者が存在するというメリットやセキュリティーの高いイントラネットの環境を活かし、他の機関の事務事業について、その執行の便宜性、効率性の観点からWAM NETの基盤を利活用することが有効と判断されるものについて、本事業の目的を損なわない範囲で委託を受け入れること等により収入の確保を目指す。	ウ 平成15年度に策定した方針を踏まえ、その実施に必要な課題の検討を行い、収入を確保するために試行実施する。	【収入確保のための試行実施】#85 ○ 平成16年度上期にWAM NETにおけるバナー広告等の無料掲載を試行的に開始し、広告効果、アクセス数、利用者の反応、評価等を分析した結果、事業化が可能との結論を得て、平成16年度中の有料化に向けて、広告掲載基準、掲載料金等の体系を整備した。 ○ これらの精力的な取組みにより、平成17年3月から有料広告の掲載を開始し、平成16年度において84千円の広告収入を計上できた。また、平成17年度における有料広告についても広告主を確保した。 ○ なお、広告掲載のほか、WAM NETにおいて独自情報を提供する場合、WAM NET情報基盤を他者の利用に供する場合等においても利用料等を徴収できるように規程等の整備を行った。

評価の視点	自己評定 A	評 定 A
	(理由及び特記事項)	○ WAM NETは、従来の行政の情報公開と比較して、量、スピー
○事業の効率的な運用及び管理のために必要な基盤整備が適切に行われているか。 おお、本事業の遂行に当たっては、厳しい経費削減目標との関係上、可能な範囲での実施となる事情を考慮する。	【機器の更新】#83 ○ 介護保険事業者情報システムのデータベース管理のために必要な機器等の更新を行い、年間700万件以上のアクセスに十分対応できる基盤を整備できた。 ○ 機器更新に当たり、専用サーバ削減などによる機器構成の見直し、パッケージソフトの導入等を行ったことにより、専用サーバ設置経費及び今後の新機能追加時の経費の削減を図ることができた。	ド、質ともにたいへん優れている。多くの研究者、事業者、利用者が活用している。 ○ アクセス件数からみると評価できる。 ○ 機器の更新、WAM NETでの看護師等養成所報告管理システムの運用管理の準備が完了した段階であること、広告収入の確保など、いずれも目標とする水準を達成している。
○WAM NETの特性を活かして情報収集の効率化や利便性の向上が適切に図られているか。	【WAM NETの利活用】#84 ○ WAM NET基盤の利活用として、厚生労働省医政局看護課の所管する「看護師等養成所報告管理システム」について、WAM NET上で運用管理する準備を完了し、平成17年度からの運用に目処をつけた。 ○ また、平成17年度に厚生労働省が実施を計画している福祉保健医療事業におけるWAM NET基盤の更なる利活用の可能性について検討を行い、可能性のある事業の絞込みを行った。	
○既存コンテンツの見直しを含めた新たな有料コンテンツの構築、 又は外部からの業務受託により収入確保につながっているか。	【収入確保のための試行実施】#85 ○ 有料広告の試行的運用の結果を踏まえ、当初計画を前倒しして 有料広告の掲載を開始し、収入計上することができた。また、平 成17年度における有料広告についても広告主を確保した。(年度 末までに3社、2,124千円)	

中期目標	中期計画	16年度計画	16年度の業務の実績
第3 事業毎の業務運営の改善に関する事項 6 福祉保健医療情報サービス事業(WAM NET事業) (2)業務の質の向上に関する事項 ア 福祉及び保健医療情報の総合的な情報窓口として、網羅的かつ速やかな情報提供と内容の充実に努めること。	第2 事業毎の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置 6 福祉保健医療情報サービス事業(WAM NET事業) (2)業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 ア 従来の福祉介護分野にとどまらず保健医療分野にであるとに対する支援を基本としつつ、他の機関のホームページ等とリンクを拡張することにより、福祉及び保健医療を網羅する情報の充実に努め、・ 今後の医療制度改革に伴う医療機関の情報開示の一環として、行政機関情報の有効利用等による医療機関情報の提供 ・ 利用者の健康管理のための保健医療情報とリンクすることにより、時宜を得た迅速な情報提供などにより、利用者の利便性の向上を図っていく。	第2 事業毎の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置 6 福祉保健医療情報サービス事業(WAM NET事業) (2)業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 ア 福祉保健医療分野の行政情報について、厚生労働省と調整を行い、網羅性及び迅速性の更なる向上を図る。また、国民の医療機関選択を支援するための医療機関情報提供システムの円滑な運用を行い、利用促進を図っていく。	【行政情報の網羅性及び迅速性の確保】#86 ○ 平成16年度においては、福祉保健医療分野の最新の行政情報を合計1,237件掲載し、このうち817件については厚生労働省ホームページへの直接リンクを設定することにより、利用者の利便の向上を図り、効率的な情報提供を行った。 なお、平成16年度においては、情報提供の網羅性及び迅速性を図る観点から、以及M NE T利用者の専門性等を考慮し、厚生労働省ホーム・ジに掲載がない情報420件について、WAM NE T独自の情報として掲載することができた。 b 迅速性の観点から、厚生労働省ホームページとWAM NE Tの両方に掲載された情報629件のうち、326件についてWAM NE Tの方が早期に情報を掲載することができた。 【保健医療情報の他機関とのリンク】#87 平成17年3月から医療機関自らがWAM NE T上にリンクを登録できる仕組みを構築した。 【医療機関情報提供システムの機能拡充】#88 ○ 国民の医療機関選択を支援するため、医療機関情報提供システムの機能拡充】#88 ○ 国民の医療機関選択を支援するため、医療機関情報提供システムの機能拡充】#88 ○ 国民の医療機関選択を支援すると対した。 【医療機関情報提供システムの機能拡充】#88 ○ 国民の医療機関選択を支援すると対した。 「医療機関情報提供システムの機能が高」#88 ○ 国民の医療機関選択を支援すると対した。 「医療機関情報提供システムの機能が高」#88 ○ 国民の医療機関選別を支援すると対した。 「本療機関情報に対して、表情報の資の向上を図った。」

中期目標	中期計画	16年度計画	16年度の業務の実績		
			○ また、医療機関情報システムに掲載している情報を以下のとおり更新し、システムの円滑な運用を行った。		
			情報の種類 更新の時期 更新の内容		
			病院基本情報 毎月 全件9,100件を 更新		
			診療所基本情報 平成16年9月 全件163,869件を 更新		
			施設基準情報 平成17年1月 全件を更新		
			高度先進医療情報 データ提供に 合わせて随時 全件を更新		
			日本医療機能 評価機構情報 データ提供に 合わせて随時 全件を更新		
			【医療機関情報提供システムの利用促進】#89 ○ 医療機関情報提供システムの利用を促進するため、以下の取組みを行った。 a 病院・診療所情報システムの機能拡充についてのトップページ、機関誌等による周知 b 病院・診療所情報システムの利用促進のためのリーフレットの配布 c 医師会等関係団体への周知と利用促進の働きかけ ○ なお、病院・診療所情報システムの平成16 年度における利用状況は、以下のとおりである。 アクセス数 : 537,864件 ヒット数 : 4,884,005件 (参考)平成15年度 アクセス数 : 353,583件 ヒット数 : 759,160件		
イ 利用者の利便性の向上を図るとともに、WAMNETの利用促進策を積極的に講じ、中期目標期間中に年間アクセス件数700万件以上、利用機関登録数5万件以上を達成すること。	イ WAM NET利用機関の中からモニターを 抽出し、操作性、コンテンツなどについてのア ンケート調査を定期的に実施、意見聴取するこ とにより、操作性の向上及びコンテンツの整備 充実を図り、情報利用者の満足度を高め、利用 者の拡大に繋げる。	イ WAM NETモニター調査を実施し、操作性、コンテンツ等について意見聴取を行うことにより、利用機関登録数やアクセス件数の増加に役立てる。また、機構の顧客等を対象に、WAM NETの有効活用を説明し、利用機関登録の促進を図るとともに、平成15年度に実施したWAM NET満足度調査の結果を踏まえ、操作性の向上及びコンテンツの整備充実を図る。 これらによって年度末の利用機関数44,000件、平成16年度のアクセス件数490万件の確保を目指す。	【操作性の向上とコンテンツの整備充実】#90 ○ 平成15年度に実施したWAM NET満足度調査の結果を踏まえ、要望の多かった以下の事項について、平成16年度に改善を行った。 a 検索機能の強化を図るため、サイト内検索機能を追加した。 b 「人材採用・研修」、「レクリエーション」等に関する情報を新たに追加した。 ○ また、平成16年12月にNTTのLモード(インターネット対応の家庭用電話機向けサービス)の公式サイトに登録し、これにより、WAM NETへのアクセス方法を従来の2通り(パソコン・iモード)から3通りに拡大することができた。		

中期目標	中期計画	16年度計画	16年度の業務の実績
			○ さらに、利用者の意見聴取と満足度の把握のため、平成16年7~9月にアンケート調査、平成17年1月にモニター調査を実施した。アンケート調査においては、643人から回答があり、集計結果の概要をインターネットに公開した。モニター調査においては、アンケート調査における意見を参考に、「操作性」と「利用目的と活用方法」に関して調査を実施したところ、82名から回答があり、調査結果の概要をインターネットに公開した。なお、これらの調査で要望の多かったWAMNET全体を検索する機能については、平成16年度中に改善を実施したほか、平成17年度にも整備改善等を行うこととしている。
			【利用機関登録の促進と登録状況】#91 ○ WAM NETの利用機関登録を促進するため、WAM NETのパンフレットを作成し、福祉医療貸付の新規契約者、福祉医療経営セミナー等の参加者、退職手当共済の契約者等に配布するとともに、貸付契約者に対する働きかけを充実した結果、以下のとおり、年間アクセス数において中期目標を達成し、利用機関登録数についても平成17年度における中期目標達成が射程に入った。 a 利用機関登録数:平成16年度末46,030件(平成16年度の増加件数3,216件) b アクセス数: 平成16年度7,729,776件(平成16年度の増加件数1,557,165件)
	ウ 利用者の利便性の向上を図るとともに、WAMNETの利用の促進を図るため、次の措置を講じることにより、年間アクセス件数及び利用機関登録数に関する中期目標を達成する。 ・ 医療貸付事業における利用者に対し利活用を勧めることにより、保健医療分野における利用機関登録の促進を図る。 ・ 利用頻度の低い地方を中心に利用機関等を対象とした活用講習会を年2回以上開催する。 ・ WAMNETのコンテンツの充実について審議を行う学識経験者で構成する委員会を年1回開催し、幅広い分野での利用を可能とする。	ウ WAM NETの利用の促進を図るため、接続回数が少ない都道府県を対象にWAM NETの利用促進を図る講習会を開催する。また、WAM NETのコンテンツやネットワークの充実について、学識経験者の意見を聴取するWAM NET事業推進専門委員会を開催し、今後のWAM NET事業の展開に役立てる。	【WAM NETの利用促進】#92 ○ WAM NETの利用促進を図るため、平成 16年度において、以下の取組みを行った。 a 平成16年7月にWAM NET都道府県センター担当者会議を開催し、WAM NETの活用事例の紹介を行った。 b WAM NETの利用が低調な2県及び特に開催要望のあった4県において講習会を開催した。 ○ WAM NETのコンテンツ及びネットワークの充実を図るため、平成17年1月26日にWAM NET事業推進専門委員会を開催し、平成17年度の事業実施における検討課題の抽出を行った。また、委員会委員との間で、コンテンツの個別的検討も行い、メールマガジンの充実等を行うことができた。

中期目標	 中期計画	16年度	 計画		16年度の業務の実績	
り、提供情報が正確で最新の内容となるよう努 うほかめること。 他全デ	の改定に併せて情報更新や内容確認を行利用頻度の高い基本情報は月1回、その一夕については年1回、情報の正確性、最っいての検証作業を行う。	エ 情報の改定に併せて情 うほか、利用頻度の高い に、その他全データは年 正確性、最新性についての	基本情報は月1回月末 1回年度末に、情報の	○ C	及び検証】#93 NET情報については、平成16年度 最新の情報の掲載、既掲載情報の更 最新の情報の掲載、既掲載情報の更	
評価の視点	自己評定 A (理由及び特記事項)		評 定	A		
 ○保健医療情報については、他機関とのリンクの拡張が図られてるか。 ○医療機関の情報提供がどのように充実されたか。なお、本事業遂行に当たっては、厳しい経費削減目標との関係上、可能な範での実施となる事情を考慮する。 	【行政情報の網羅性及び迅速性の確保 一機構のかまでででででででででででででででででででででででででででででででででででで	【行政情報の網羅性及び迅速性の確保】#86 ○ 機構のホームページの掲載情報のうち、厚生労働省ホームページへの直接リンクを設定したものは、全体の66.0% (817/1,237)であり、前年度の39.8% (528/1,328)を大幅に上回る水準となっている。 ○ 厚生労働省ホームページに掲載がない情報420件を、WAMNET独自の情報として掲載した。 ○ 厚生労働省ホームページとWAMNETの両方に掲載された情報の半分以上について、WAMNETの方が早期に情報		 ○ WAM NETの情報データの質、量、スピードは、従来の行政情報とは比べものにならないほど優れている。 ○ WAM NETの内容の網羅性は、平成15年度を大きく上回っている。 ○ WAM NET全体の年間アクセス件数は、平成16年度計画で目標とする490万件を大幅に上回る773万件という水準を達成している。 ○ 医療機関情報提供システムについて、医療機関自らがリンクを登録できる仕組みを構築しており、年間アクセス件数が353,583件から537,864件へと大幅に増加している。 ○ 広報やWAM NET等の充実は、当然のこととして期待されている。医療機関情報提供システムの機能も拡充されている。 		

○アンケート調査を実施し、その結果をどのように反映したか。

○中期計画に示されたとおりの利用促進措置が講じられたか。

○年間アクセス件数及び利用機関登録数に関する中期目標の数値を 達成しているか。

- ○情報の改定に併せて情報更新及び内容確認が適切に行われている か。
- ○中期計画に示された更新周期で検証作業が行われているか。

【医療機関情報提供システムの利用促進】#89

○ システムの機能向上と相俟ってリーフレットの配布等利用 促進に努めた結果、病院・診療所情報提供システムへのアク セス件数は54万件となり、前年度の35万件の約1.5倍に増加し た。

【アンケート調査結果の反映】#90

○ WAM NETアンケート調査及びモニター調査の結果を踏まえ、要望の多かった検索機能向上等について、平成16年度中に迅速に機能を追加した。なお、アンケート調査におけるWAM NETの満足度は88.2%であった。

【利用促進措置】#92

- WAM NETの利用促進を図るため、パンフレットを作成 し、福祉医療貸付の契約予定者、退職手当共済契約者等の機 構顧客へ配布した。
- WAM NETへのアクセス手段として新たに家庭用電話機向けのサービスのLモードを追加したことにより、アクセス手段は3通りに拡大した。
- WAM NETの利用促進を図るため、WAM NET都道 府県センター担当者会議で、WAM NETの活用事例を紹介 したほか、利用が低調な2県を含む6県において講習会を開催 した。
- WAM NETの充実を図るため、WAM NET事業推進 専門委員会を開催し、平成17年度の事業実施における検討課 題を抽出するとともに、メールマガジンの充実等を行った。

【年間アクセス件数と利用機関登録状況】#91

- 利用機関登録数については、年度計画目標である44,000件 を大幅に超える46,030件を確保し、平成17年度における中期 目標の達成が射程に入った。
- アクセス件数については、年度計画目標である490万件を大幅に超える773万件を確保し、中期目標を大幅に前倒しして達成することができた。

【情報の更新及び検証】#93

○ WAM NET情報については、最新の情報の掲載及び既掲載情報の更新を迅速かつ的確に行った。

福祉医療機構 評価シート 中期目標 中期計画 16年度計画 第3 事業毎の業務運営の改善に関する事項 第2 事業毎の業務運営の改善に関する目標を 第2 事業毎の業務運営の改善に関する目標を 達成するためにとるべき措置 達成するためにとるべき措置 7 年金担保貸付事業 7 年金担保貸付事業 7 年金担保貸付事業 7 年金担保貸付事業 年金担保貸付事業については、公的年金の受給 年金担保貸付事業については、公的年金の受給 年金担保貸付事業については、公的年金の受給 者に対し、その受給権を担保にする特例措置とし 者に対し、その受給権を担保にする特例措置とし 者に対し、その受給権を担保にする特例措置を用 て低利で小口の資金を貸し付けることにより、高 て低利で小口の資金を貸し付けることにより、高 いて低利で小口の資金を貸し付けることにより、 齢者等の生活の安定を支援することを目的とし 齢者等の生活の安定を支援することを目的とし 高齢者等の生活の安定を支援することを目的とし て、以下の点に留意してその適正な事業実施に努 て、以下の点に留意してその適正な事業実施に努 て、以下の点に留意してその適正な事業実施に努 めること。 める。 める。 めた。 また、業務運営に当たっては、利用者の利便性 また、業務運営に当たっては、利用者の利便性 また、業務運営に当たっては、利用者の利便性 に配慮するとともに、年金受給者にとって無理の に配慮するとともに、年金受給者にとって無理の に配慮するとともに、年金受給者にとって無理の ない返済となるよう配慮した運用に努めること。 ない返済となるよう配慮した運用に努めることと ない返済となるよう配慮した運用に努めることと する。 する。 なお、当該事業における貸付契約額、資金交付 額及び原資を次のとおり見込む。 (宝績) (参考) 区 分 平成16事業年度 千円 貸付契約額 255, 900, 000 資金交付額 255, 900, 000 財政融資資金借入金 52, 200, 000 貸付回収金等 203, 700, 000 (うち財投機関債) (30,000,000)(1)業務運営の効率化に関する事項 (1)業務運営の効率化に関する目標を達成する (1)業務運営の効率化に関する目標を達成する ためにとるべき措置 ためにとるべき措置 年金担保貸付事業における業務運営コストを 年金担保貸付事業における業務運営コストを 年金担保貸付事業の安定的で効率的な業務運 【利率設定方式の見直し】#94 分析し、その増加を抑制するとともに、貸付金 分析し、その増加を抑制するとともに、貸付金 営を行うため、業務運営コストを分析し、その

利の水準に適切に反映することにより、安定的 で効率的な業務運営に努めること。

利の水準に適切に反映することにより、安定的 で効率的な業務運営に努める。

増加を抑制するとともに、年度当初においてそ れを貸付金利に適切に反映させるため、利率の 設定方式を見直す。

16年度の業務の実績

年金担保貸付事業については、公的年金の受給 者に対し、その受給権を担保にする特例措置を用 いて低利で小口の資金を貸し付けることにより、 高齢者等の生活の安定を支援することを目的とし て、以下の点に留意してその適正な事業実施に努

また、業務運営に当たっては、利用者の利便性 に配慮するとともに、年金受給者にとって無理の ない返済となるよう配慮した運用に努めた。

なお、当該事業における貸付契約額、資金交付 額及び原資の実績は次のとおりである。

	区 分	平成16事業年度
		(実績)
		千円
	貸付契約額	239, 778, 720
	資金交付額	239, 778, 720
原	財政融資資金借入金	32, 200, 000
資	貸 付 回 収 金 等 (うち財投機関債)	207, 578, 720 (30, 000, 000)

- 平成15年度に損失金が発生したことから業務 運営コストを分析し、安定的で効率的な業務運 営を図るため、貸付利率の設定方式を平成16年 4月から次のとおり改正した。
- a 平成15年度の欠損金の解消及び急激な金利 変動が生じた場合の資金調達リスクへの対応 を図るため、新たに金利設定の積算に「財務 を安定化するためのコスト」を加えることと し、平成16年度においては当該財務安定化措 置分として0.1%を見込み、従来の金利に上 乗せした。この結果、貸付金利を1.4%から 1.5%に引き上げた。
- b 資金の調達期間と運用期間のミスマッチに よる金利リスクを回避するため、既往の財政 融資資金借入コスト等を踏まえて、1.4%の 下限金利を新たに設定した。

中期目標	中期計画	16年度計画		1 64	年度の業務の実績
				について、四半期 た結果、当初のり 平成16年度におい	定方式による金利水準の妥当性 期ごとに収支状況の検証を行っ 見込みどおりの実績が得られ、 いて前年度の欠損金の解消が図 、年度末において黒字を確保で 〈添付資料:25〉
評価の視点	自己評定 A (理由及び特記事項)		評 定	A	
 ○業務運営コストを分析し、その増加を抑制するための管理が適に行われているか。なお、本事業は年金受給者の増大に伴って事業量の増、コスの増大が見込まれるが、オンコスト金利によって充てられる事を考慮するとともに、単位あたりコストの状況も考慮する。 ○貸付金利に業務運営コストを適切に反映する利率の設定方式とっているか。 	 ○ 業務運営コストの管理として係る委託費について適切な契約た上で委託契約を締結した。 【貸付金利の設定】#94 ○ 業務運営コストの分析に基づ平成16年度から新設定方式による 	て、平成16年度においても電算処理に 対額となるよう見積書等の精査を行っ づき、金利設定方式の見直しを行い、 よる金利を適用した結果、平成16年度 当するとともに、年度末の収支におい さ。	確保している		∞の設定方式となり、収支で黒字を

7 年金担保貸付事業

中期目標

第3 事業毎の業務運営の改善に関する事項

(2)業務の質の向上に関する事項	(2)業務の質の向上に関する目標を達成するた	(2)業務の質の向上に関する目標を達成するた	○ 年金担保貸付制度の周知を図り、かつ悪質
ア 年金担保貸付制度の周知を図るとともに、受託金融機関の窓口等における利用者への適切な対応に努めること。	(2) 実務の負の同工に関する目標を達成するだめにとるべき措置 ア 悪質な貸金業者が年金証書等を預かり高金利で融資を行う問題についての国の注意喚起とあいまって、リーフレット等により、年金担保貸付制度の周知を図る。また、受託金融機関事務打ち合せ会議を年4回以上開催し受託金融機関に対する指導を強化する。	(2) 乗務の員の同工に関する目標を達成するにとるべき措置 ア 年金担保貸付制度の周知を図り、かつ悪質な貸金業者に対する注意を促すためパンフレットやリーフレットを作成し、関係各機関に配布する。また、申込窓口等における利用者への適切者対応に努めるため、受託金融機関の形力会議を開催することにより、受託金融機関への指導を強化する。	中金業者に対する注意を促すため、以無理の取組みを行った。
			の償還方法を廃止し、利用者の生活実態に即して利用者が1万円単位で償還額を自由に設定できる定額償還方式(満額償還方法を含む)を導入することとした。

16年度計画

第2 事業毎の業務運営の改善に関する目標を

達成するためにとるべき措置

7 年金担保貸付事業

16年度の業務の実績

【制度周知及び悪質貸金業者に対する注意喚起等】#95

中期計画

第2 事業毎の業務運営の改善に関する目標を

達成するためにとるべき措置

7 年金担保貸付事業

中期目標	中期計画	16年度計画	16年度の業務の実績
			【受託金融機関への指導強化】#97 ○ 申込窓口等における利用者への適切な対応に 努めるため、以下の取組みを行い、受託金融機 関の指導の強化を図った。 a 金融機関の窓口担当者が効率的に事務処理 の要点をマスターできるように、事務取扱マニュアルの中から重要事項を抽出してまとめた「事務のポイント」を新たに作成し、労災年金担保貸付事業とあわせ約10万部配布した。 b 受託金融機関事務打合会議への参加を促すため、従来の東京及び大阪での開催に加えて、仙台及び福岡でも開催するとともに、開催回数を平成15年度の4回から5回に増やした。この結果、受託金融機関の参加率は昨年度の58%から70%に向上した。
イ 事務処理方法の見直し等により、借入申込みから貸付実行までの期間を、平成15年度(概ね 4週間)に対し、1週間(事務処理日数5日)短縮することを目指すこと。	イ 事務処理方法の見直し及び電算処理システム の改善等を行うことにより、借入申込みから貸 付実行までの事務処理期間の短縮に関する中期 目標を達成する。	イ 借入申込から貸付実行までの期間を短縮する ため、引き続き事務処理方法の改善等の検討を 行い、受託金融機関や電算業務委託会社等の関 係機関と連携を図りながら、期間短縮に向けた 電算処理システムのプログラムを開発する。	【事務処理期間短縮に向けての取組み】#98 ○ 借入申込みから貸付実行までの期間短縮に向けて、平成15年度の検討結果を基に、アンケート調査による各受託金融機関の個別事情の把握、電算業務委託会社等とのシステム上の財法を改善することがり、平成17年10月から事務処理日数を5日短縮することが可能であるとの最終結論を得た。 a 受託金融機関における事務処理を変更し間を短縮 b エラー照会に対する回答入力を機構事の当時を短縮 c 受託金融機関への貸付決定通知を郵送からFAX送信に変更する、フロッピーディスク等で振込データ(全銀フォーマット)の関間を短縮 ○ 上記の結論を受けて、期間短縮に向けた準備作業を進め、平成16年度においては、期間短縮に向けた準備作業を進め、平成16年度においては、期間短縮のための電算処理システムの基本プログラムの開発が完了した。 (添付資料:28)

	白口韧带	▼
評価の視点	自己評定 A (理由及び性的東西)	評定 A
	(理由及び特記事項)	○ 無理のおい写法が示えて勝思知度。の本事と表現よっ
	【毎四のかいで文だったる機響が中央の本書】 400	○ 無理のない返済ができる償還制度への変更を評価する。
	【無理のない返済ができる償還制度への変更】#96	
	○ 機構法の法案審議においての附帯決議に則し、利便性の向上とよ	○ 目標どおり、リーフレット等による制度周知等が行われている。
	り無理のない返済を行えるように、利用者の生活実態に即して償還	
	額を自由に設定できる方式の導入について検討を行った。その結	○ 受託金融機関との打合せ会議の実施回数は、目標とする水準並みである
	果、平成17年10月から、現行の償還方式を廃止し、利用者の生活実	と考える。
	態に即して利用者が1万円単位で償還額を自由に設定できる定額償還	
	方式(満額返済を含む)を導入することとした。	○ 電算処理プログラムが開発された段階であり、事務処理期間の短縮化の
		実現は今後のことである。
○利用者に対し、リーフレット等による制度周知が適切に行われ	【制度周知及び悪質貸金業者に対する注意喚起等】#95	
ているか。	○ 利用者に対する制度等の周知については、以下のとおり、適切な	
	情報提供をタイムリーに行うことができた。	
	a 違法な年金担保融資の被害にあった方への一助とすべく相談	
	窓口等を紹介した「違法年金担保融資被害事例集」を新たに作	
	成・配布するとともに、受託金融機関打ち合せ会議において被	
	害防止に向けて周知を図った。	
	b 貸金業法の改正時に、改正内容に関する「お知らせ」を作成	
	し、周知を図った。	
	c 本人確認法の導入に合わせて、申込時の本人確認資料を写真	
	付きのものに限定したことをお知らせするポスターを配布し、	
	周知を図った。	
	, = ,	
	d リーフレットを窓口での申込締切日や融資予定日を掲載した	
	ものに改めて利便性を大幅に高めた。	
○巫赵人融機関与た人は人業について、中郷計画で示された同数	【京式人計機用。の比道34ル】 407	
○受託金融機関打ち合せ会議について、中期計画で示された回数	【受託金融機関への指導強化】#97	
を開催しているか。	○ 受託金融機関の指導を徹底するため、受託金融機関打ち合せ会議	
	への参加率の向上を目指して、新たに仙台と福岡の2会場を加えると	
	ともに、開催回数を中期計画の4開催から5開催に増加させた。	
	その結果、平成15年度58%であった参加率が70%へと大幅に上昇	
	した。	
	○ 利用者に対して確実で効率的な対応ができるよう窓口担当者向け	
	のマニュアルを配布することにより、窓口業務の適正化を推進し	
	た。	
○業務処理方法の見直し及び電算処理システムの改善がどのよう	【事務処理期間短縮に向けての取組み】#98	
に行われているか。	○ 機構、受託金融機関及び委託電算会社の3者で協議を重ねるとと	
○借入申込から貸付実行日までの所要期間短縮について中期目標	もに、受託金融機関へのアンケートを行うなどして調整を行い、そ	
の数値を達成できているか。	れぞれの事務作業工程を見直し、中期目標に掲げた数値を達成すべ	
	く電算処理プログラムを開発した。その結果、中期計画を大幅に前	
	倒しして平成17年10月実行分から事務処理期間の短縮を実現できる	
	こととなった。	

福祉医療機構 評価シート 中期目標 中期計画 第3 事業毎の業務運営の改善に関する事項 第2 事業毎の業務運営の改善に関する目標を 達成するためにとるべき措置 8 労災年金担保貸付事業 8 労災年金担保貸付事業 労災年金担保貸付事業については、労災年金の 労災年金担保貸付事業については、労災年金の 受給者に対し、その受給権を担保にする特例措置 受給者に対し、その受給権を担保にする特例措置 として低利で小口の資金を貸し付けることによ として低利で小口の資金を貸し付けることによ り、労災年金受給者の生活を援護することを目的 り、労災年金受給者の生活を援護することを目的 として、以下の点に留意してその適正な事業実施 として、以下の点に留意してその適正な事業実施 に努めること。 に努める。 また、業務運営に当たっては、年金担保貸付事 また、業務運営に当たっては、年金担保貸付事 業と併せて実施するというメリットを活かして効 業と併せて実施するというメリットを活かして効 率的な業務運営に努めること。 率的な業務運営に努めることとする。 (参考) (1)業務運営の効率化に関する事項 (1)業務運営の効率化に関する目標を達成する ためにとるべき措置 労災年金担保貸付事業における業務運営コス 労災年金担保貸付事業における業務運営コス トを分析し、その増加を抑制するとともに、貸 トを分析し、その増加を抑制するとともに、貸

第2 事業毎の業務運営の改善に関する目標を 達成するためにとるべき措置

16年度計画

8 労災年金担保貸付事業

労災年金担保貸付事業については、労災年金の 受給者に対し、その受給権を担保にする特例措置 を用いて低利で小口の資金を貸し付けることによ り、労災年金受給者の生活の安定を支援すること を目的として、以下の点に留意してその適正な事 業実施に努める。

また、業務運営に当たっては、年金担保貸付事 業と併せて実施するというメリットを活かして効 率的な業務運営に努めることとする。

なお、当該事業における貸付契約額、資金交付 額及び原資を次のとおり見込む。

:考)					
	区		分		平成16事業年度
					千円
鱼	首 付	契	約	額	6, 400, 000
	金	交	付	額	6, 400, 000
原					
//,	貸付	一回	収	金等	6, 400, 000
資					, ,

付金利の水準に適切に反映することにより、安 定的で効率的な業務運営に努めること。

付金利の水準に適切に反映することにより、安 定的で効率的な業務運営に努める。

(1)業務運営の効率化に関する目標を達成する ためにとるべき措置

労災年金担保貸付事業の安定的で効率的な業 務運営を行うため、業務運営コストを分析し、 その増加を抑制するとともに、年度当初におい てそれを貸付金利に適切に反映させるため、利 率の設定方式を見直す。

また、労災年金担保貸付事業にかかる債権の 保全及び利用者の利便性の向上を図るため、信 用保証制度を導入する。

8 労災年金担保貸付事業

労災年金担保貸付事業については、労災年金の 受給者に対し、その受給権を担保にする特例措置 を用いて低利で小口の資金を貸し付けることによ り、労災年金受給者の生活の安定を支援すること を目的として、以下の点に留意してその適正な事 業実施に努める。

16年度の業務の実績

また、業務運営に当たっては、年金担保貸付事 業と併せて実施するというメリットを活かして効 率的な業務運営に努めた。

なお、当該事業における貸付契約額、資金交付 額及び原資の実績は次のとおりである。

(実績)

-/1 <u>-</u>	
区 分	平成16事業年度 (実 績)
貸付契約額資金交付額	千円 6,041,710 6,041,710
原貸付回収金等資	6, 041, 710

【利率設定方式の見直し】#99

- 平成16年4月の事業開始に当たり安定的で効 率的な業務運営を行うため、貸付利率の設定方 式を以下のとおり見直した。
 - a 労災年金担保貸付事業の貸付金利の基準金 利は、従来どおり、財政融資資金(5年・据 置なし)の金利とすることとした。
 - b しかしながら、機構への業務移管を機に必 要最小限の範囲で業務経費について受益者負 担を導入することとし、平成16年度において は業務委託費及び貸倒引当金をオンコスト対 象経費とすることに伴い、当該コストを賄い 得る金利として、0.6%を下限金利として設 定した。
 - c 平成16年度においては、財政融資資金(5 年・据置なし)の金利水準が下限金利である 0.6%を下回ったことから、貸付金利は年間 を通して0.6%の下限金利となった。
- 上記の利率設定方式による金利水準の妥当性 について、四半期ごとに収支状況の検証を行っ た結果、当初の見込みどおりの実績が得られ、 年度末において黒字を確保できた。

〈添付資料:25〉

中期目標	ф1	期計画	16年度計画		1.6年	度の業務の実績
中朔日保	T	<u>初 p 四</u>	10年度計画		【信用保証制度の導入 ○ 労災年金担保貨 来、個人しか連帯 ったが、機構への 連帯保証人にでき 権の保全と利用者	】#100 資付事業の借入申込者は、従 保証人にすることができなか 業務移管を機に、保証機関を る信用保証制度を導入し、債 の利便の向上に大きく貢献で 16年度における信用保証制度
評価の視点 ○業務運営コストを分析し、その増加を抑制するために行われているか。 なお、本事業は利用者サービスの向上に伴ってリストの増大が見込まれるが、オンコスト金利による事情を考慮するとともに、利用者の増減を踏まえ、ストの状況も考慮する。 ○貸付金利に業務運営コストを適切に反映する利率のっているか。	の管理が適切 事業量の増、コ ってられる 単位あたりコ つ設定方式とな つ設定方式とな 「貸付金 を切受に 【信用係 91.	をび特記事項) 運営コストの管理】#99 美務運営コストを抑制する観点 と係る委託費については適切た でで委託契約を締結した を利の設定】#99 区成16年4月の事業開始に当た で反映する金利設定方式を導力 けた初年度として、利益を計し 保証制度の導入】#100 機構での業務開始に当たり信用	り、安定的かつ効率的な業務運営 分析に基づき、業務運営コストを適 した結果、機構として業務移管を	上している。	A コストを適切に反映するを 営に関し、まずまずの評価	利率の設定方式となり、利益を計価ができる。

(2)業務の質の向上に関する事項 (2)業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 ア 労災年金担保貸付制度の周知を図るとともに、受託金融機関の窓口等における利用者への適切な対応に努めること。	ではる利用者への適切な対応に 年金担保貸付事務取扱等を見 金融機関事務打合会議を開催 受託金融機関への指導を強化 (機構への業務移管を機に、以下の措置を講じることにより、利用者の利便の向上が図られ、平成15年度実績に対し、借入申込件数が25%増、貸付契約額が20%増と大幅に
ア 労災年金担保貸付制度の周知を図るととも に、受託金融機関の窓口等における利用者への 適切な対応に努めること。 ア 労災年金担保貸付制度の周知を図るととも に、受託金融機関事務打ち合せ会議を年4回以 上開催し受託金融機関に対する指導を強化す る。 することにより、する。 また、申込窓口等にお	ではる利用者への適切な対応に 年金担保貸付事務取扱等を見 金融機関事務打合会議を開催 受託金融機関への指導を強化 (機構への業務移管を機に、以下の措置を講じることにより、利用者の利便の向上が図られ、平成15年度実績に対し、借入申込件数が25%増、貸付契約額が20%増と大幅に
	増加した。

中期目標	中期計画	16年度計画	16年度の業務の実績
			【無理のない返済ができる償還制度への変更】#103 ○ 年金担保貸付事業と同様に、現行の償還方式 は年金額の全額又は半額償還方式に限られてい るが、年金受給者がより無理のない返済を行え るように、利用者の生活実態に即して償還額を 自由に設定できる方式の導入について検討を行 った。 ○ 上記検討の結果、平成17年10月から、現行の 償還方式を廃止し、利用者の生活実態に即して 利用者が1万円単位で償還額を自由に設定でき る定額償還方式(満額償還を含む)を導入する こととした。
			〈添付資料:27〉
			【受託金融機関への指導強化】#104 ○ 申込窓口等における利用者への適切な対応に 努めるため、以下の取組みを行い、受託金融機 関の指導の強化を図った。 a 労災年金担保貸付事業の開始に合わせ、労 災年金担保貸付を含めた年金担保融資事務取 扱(マニュアル)を作成し、受託金融機関等 に2万7千部配布した。 b 金融機関の窓口担当者が効率的に事務処理 の要点をマスターできるように、事務取扱マニュアルの中から重要事項を抽出してまとめた「事務のポイント」を新たに作成し、年金 担保貸付事業と合わせて約10万部配布した。 c 新たに年金担保貸付事業と合わせて受託金融機関事務打合会議を開催した。
イ 事務処理方法の見直し等により、借入申込み から貸付実行までの期間を、平成15年度(概ね 4週間)に対し、1週間(事務処理日数5日)短 縮することを目指すこと。	イ 事務処理方法の見直し及び電算処理システム の改善等を行うことにより、借入申込みから貸 付実行までの事務処理期間の短縮に関する中期 目標を達成する。	イ 資金交付回数を原則月1回から月3回とするほか、借入申込から貸付実行までの期間短縮について、年金担保貸付と合わせて事務処理方法の改善、電算処理システムのプログラム開発を進める。	【事務処理期間短縮に向けての取組み】#105 ○ 機構への業務移管を機に、受託金融機関への 資金交付回数を月1回から原則月3回に増加した ことにより、従来最大で2ヶ月を要していた借 入申込みから貸付実行までの事務処理期間を、 概ね4週間にまで短縮できた。 ○ また、借入申込みから資金交付までの事務処 理期間の更なる短縮に向けて、年金担保貸付事 業と同様の改善を行うこととし、平成16年度に おいては、期間短縮のための基本プログラムの 開発が完了した。

評価の視点 自己評定 評 定 Α Α (理由及び特記事項) ○ 無理のない返済ができる償還制度への変更を評価する。 【機構への業務移管に伴うサービスの改善等】#101 ○ 平成16年4月の事業開始に当たり、借入申込窓口なる受託金融機 ○ サービスの申込、契約が大幅に増加し、サービスへのアクセスの改善 関を74機関から440機関に拡大したほか、資金交付回数を1回から3 (借入申込窓口の大幅な拡大、資金交付回数の増加等)による効果がみら 回に増やしたこと等により、利用者の利便性が大幅に向上し、平成 れる。 15年度に対し借入申込件数が25%増、貸付契約額が20%増と大幅に 増加した。 ○ 利用者の利便性の向上に向けた取組が行われている。 【無理のない返済ができる償還制度への変更】#103 ○ 業務がきめ細やかな事項にまで及んでいる。 ○ 機構法の法案審議においての附帯決議に則し、利便性の向上とよ り無理のない返済を行えるように、利用者の生活実態に即して償還 額を自由に設定できる方式の導入について検討を行った。その結 果、平成17年10月から、現行の償還方式を廃止し、利用者の生活実 熊に即して利用者が1万円単位で償還額を自由に設定できる定額償 還方式(満額返済を含む)を導入することとした。 ○利用者に対し、制度周知が適切に行われているか。 【制度周知及び悪質貸金業者に対する注意喚起等】#102 ○ 利用者に対する制度等の周知については、以下のとおり、適切な 情報提供をタイムリーに行うことができた。 a 違法な年金担保融資の被害にあった方への一助とすべく相談 窓口等を紹介した「違法年金担保融資被害事例集」を新たに作 成・配布するとともに、受託金融機関打ち合せ会議において被 害防止に向けて周知を図った。 b 貸金業法の改正時に、改正内容に関する「お知らせ」を作成 し、周知を図った。 c 本人確認法の導入に合わせて、申込時の本人確認資料を写真 付きのものに限定したことをお知らせするポスターを配布し、 周知を図った。 d リーフレットを窓口での申込締切日や融資予定日を掲載した ものに改めて利便性を大幅に高めた。 ○受託金融機関打ち合せ会議について、中期計画で示された回数を 【受託金融機関への指導強化】#104 ○ 受託金融機関の指導を徹底するため、受託金融機関打ち合せ会議 開催しているか。 への参加率の向上を目指して、新たに仙台と福岡の2会場を加える とともに、開催回数を中期計画の4開催から5開催に増加させた。 【事務処理期間短縮に向けての取組み】#105 ○業務処理方法の見直し及び電算処理システムの改善がどのように 行われているか。 ○ 年金担保貸付事業に合わせて電算処理プログラムを開発し、その ○借入申込から貸付実行日までの所要期間短縮について中期目標の 結果大幅に前倒しして平成17年10月実行分から事務処理期間の短縮 数値を達成できているか。 を実現できることとなった。

中期目標	中期計画	16年度計画	16年度の業務の実績
第4 財務内容の改善に関する事項	第3予算、収支計画及び資金計画	第3 予算、収支計画及び資金計画	第3 予算、収支計画及び資金計画
通則法第29条第2項第4号の財務内容の改善に関する目標は、次のとおりとする。 1 運営費交付金以外の収入の確保運営費交付金を充当して行う事業については、それぞれの事業目的を損なわない範囲で、利用者負担その他の自己収入を確保することに努めること。 2 貸付原資についての自己資金調達の拡大福祉医療貸付事業及び年金担保貸付事業における所養を調達の拡大に努めること。 3 貸付事業におけるリスク管理の徹底(1)リスク管理債権の適切な処理福祉医療貸付事業については、審査業務におけるリスク把握手法の改善を図るととに、債権管理業務における貸付先のフォローアップやリスク債権の管理の徹底、債権の保全方法の改善等を図ることにより、貸付残高に対するリスク管理債権の額の比率が中期目	第3 予算、収支計画及び資金計画 1 予算 別表1のとおり 2 収支計画 別表2のとおり 3 資金計画 別表3のとおり	第3 予算、収支計画及び資金計画 1 予算 別表1のとおり 2 収支計画 別表2のとおり 3 資金計画 別表3のとおり	【予算、収支計画及び資金計画】#106 ○ 予算執行については、業務の進行状況及び予算執行状況を把握し、適宜見直しを行った。 予算、収支計画及び資金計画の実績は、平成16事業年度決算報告書のとおりである。 ○ 平成16年度における勘定別の収支状況については、6勘定のうち2勘定において欠損が生じたが、その発生原因は以下のとおりである。 a 共済勘定においては、平成16年度補正予算に伴う退職手当給付金の追加支給に係る都道府県補助金の未入金相当分を機構が短期損失となったが、翌年度の都道府県補助金に上乗せして受入れ補てんされ解消する予定である。 b 保険勘定においては、心身障害者扶養保険責任準備金繰入が発生したことに伴い、当期損失が発生した。 なお、責任準備金に対応する資産の積立不足に基づく欠損金については、中期目標において定められている心身障害者扶養保険事業の見直しにより対応することとされている。
標期間中2.0%を上回らないように努めること。 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業については、信用保証制度等を活用することにより、貸倒れリスクの抑制に努めること。 (2)適切な資産負債管理(ALM)の実施福祉医療貸付の原資についての自己資金調達の拡大による金利リスクの拡大が予測されるなか、健全な財務構造を維持するため、ALM(資産負債管理)システムを活用して、調達や運用のポートフォリオを設定すること。			【運営費交付金以外の収入の確保】#107 ○ 福祉医療経営指導事業において、PR活動の充実を図った結果、経営指導事業収入について、以下のとおり予算額以上の収入を得ることができた。実績額 29,580千円(予算額26,629千円)収入増加額 2,951千円(増加率11.1%) ○ 福祉保健医療情報サービス事業(WAM NET事業)において、平成15年度に策定した基本方針を踏まえ、平成16年度においてバナー広告の掲載を実施し、新たに広告収入として84千円を得ることができた。
			【貸付原資についての自己資金調達の拡大】#108 ○ 福祉医療貸付事業及び年金担保貸付事業における貸付原資については、自己資金調達の拡大
			を図るため、財投機関債の増額発行を行った。 ・一般勘定 300億円 (平成15年度 200億円) ・年金担保貸付勘定 300億円 (平成15年度 200億円)

中期目標	中期計画	16年度計画	16年度の業務の実績
第4 財務内容の改善に関する事項	第4 短期借入金の限度額	第4 短期借入金の限度額	第4 短期借入金の限度額
	1 限度額 128,700百万円 2 想定される理由 1)運営費交付金の受入れの遅延等による資金 不足に対応するため。 2)一般勘定、年金担保貸付勘定及び労災年金 担保貸付勘定において、貸付原資の調達の遅 延等による貸付金の資金不足に対応するた め。 3)共済勘定において、退職者の増加等による 給付費の資金不足に対応するため。 4)予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支 給等、偶発的な出費に対応するため。	1 限度額 128,700百万円 2 想定される理由 1)運営費交付金の受入れの遅延等による資金 不足に対応するため。 2)一般勘定、年金担保貸付勘定及び労災年金 担保貸付勘定において、貸付原資の調達の遅 延等による貸付金の資金不足に対応するた め。 3)共済勘定において、退職者の増加等による 給付費の資金不足に対応するため。 4)予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支 給等、偶発的な出費に対応するため。	【短期借入金の実績】 共済勘定において退職者の増加により、給付費 の資金不足が生じたため、平成16年度中に短期借 入金10,035百万円を借入れ対応した。うち、4,721 百万円については平成16年度中に都道府県補助金 を受け入れたため返済を行ったが、5,314百万円に ついては平成17年度に繰り越した。 なお、平成15年度から繰越した4,944百万円につ いては、平成16年6月に返済した。
	第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しよう とするときは、その計画 なし	第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しよう とするときは、その計画 なし	第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しよう とするときは、その計画 なし
	 第6 剰余金の使途 ・全勘定に共通する事項 業務改善にかかる支出のための原資 職員の資質向上のための研修等の財源 ・長寿・子育て・障害者基金勘定に係る事項 剰余金が生じた年度の翌年度以降の助成の業務の財源 ・労災年金担保貸付勘定に係る事項 将来の資金需要の増加に対処するための貸付原資 	 第6 剰余金の使途 ・全勘定に共通する事項 業務改善にかかる支出のための原資 職員の資質向上のための研修等の財源 ・長寿・子育て・障害者基金勘定に係る事項 剰余金が生じた年度の翌年度以降の助成の業務の財源 ・労災年金担保貸付勘定に係る事項 将来の資金需要の増加に対処するための貸付原資 	第6 剰余金の使途 なし

評価の視点	自己評定 A		評 定	A	
	(理由及び特記事項)		1		
		0	予算、収	【支計画、資金計画は、計画水道	準並みを達成している。
○予算、収支計画及び資金計画について、各費目に関して計画と実	【予算、収支計画及び資金計画】#106				
績の差異がある場合には、その発生理由が明らかになっており、	○ 平成16年度において、①一般管理費、福祉				額を11.1%上回る収入(約3
合理的なものであるか。	事業費等の経費、②労災年金担保貸付業務経				事業の広告収入については8万4
	療貸付事業費の全てについて、平成16年度予費額を超える削減を達成することができた。	プリス 単一	十円を得て	[おり、計画水準並みを達成し	ている。
	○ 一般勘定においては、金利体系を一部見直	. したこと等により、貸 ○	予想以上	の経費削減が行われ、ALM	システムも活用している。
	付金利と調達金利の利差益を確保したこと及		1 10.01	TO THE TIME THE PROPERTY OF TH	• 7 · 7 • · 0 · 11/13 • • • • • • • • • • • • • • • • • • •
	算の範囲内に止まったことにより、結果とし	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	福祉保健	医療情報サービス事業の広告	収入などは、まだかなり低いと考
	なかった。		える。		
	○ 平成16年度の勘定別収支状況において、2	勘定において欠損が生			
	じたが、共済勘定及び保険勘定の欠損の発生	理由は以下のとおりで			
	ある。				
	a 共済勘定の欠損は国の平成16年度補				
	り、平成17年度には解消する制度的要因				
	b 保険勘定の欠損は心身障害者扶養保険	:制度の制度的要因に基			
	づくものである。	***			
	○ 年金担保貸付勘定においては、貸付金利を 理法へびし、20日に ※要ねびまされた。				
	調達金利との間に必要な利差益を確保し、平	・放16事業年度の裸越グ			
	損141,521千円を解消することができた。	ルウナれたG00倍円の財			
	○ 資金計画については、平成16年度予算で記 投機関債の発行を年度内に全額実施するなど	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •			
	大阪 大阪 大	、川岡とわりの天順を			
	工() 分 C C // C C // C c				
○福祉医療経営指導事業及び福祉保健医療情報サービス事業につい	【運営費交付金以外の収入の確保】#107				
ては、それぞれの事業目的を損なわない範囲で自己収入の確保に	○ 福祉医療経営指導事業については、平成10	6年度においてPR活動の			
努めているか。	強化等により、予算額を11.1%上回る収入				
	た。				
	○ 福祉保健医療情報サービス事業については	、自己収入の確保方策			
	の検討を進めた結果、当初計画を前倒しして				
	広告収入として84千円を得ることができた。				
	【貸付原資についての自己資金調達の拡大】#10g				
	○ 財投機関債の発行については、平成16年月				
	億円について、年度内に全額発行することが				

中期目標	中期計画	16年度計画	16年度の業務の実績
第5 その他業務運営に関する事項 通則法第29条第2項第5号のその他業務運営に 関する重要目標は、次のとおりとする。	第7 その他主務省令で定める業務運営に関する 事項 独立行政法人福祉医療機構の業務運営並びに財 務及び会計に関する省令(平成15年厚生労働省令 第148号)第4条の業務運営に関する事項は、次の	第7 その他主務省令で定める業務運営に関する 事項	第7 その他主務省令で定める業務運営に関する 事項
大事に関する事項 職員の専門性を高め、その勤務成績を考慮した 人事評価を実施するとともに、業務の量・質に対 応した適正な人員配置を行うこと。	とおりとする。 1 職員の人事に関する計画 (1)方針 ① 職員の努力を適正に評価し、組織目標を効率的かつ効果的に達成するための人事評価制度を構築すること。	1 職員の人事に関する計画 (1)方針 ① 人事評価制度の運用を実施し、定着化を推 進すること。	○ 組織としての経営目標の達成を図っていく一方で、職員が長期的視点で養成され、業務において動機付けられることを通じて雇用者満足を高めること等を基本方針とし、試行的運用をしていた人事評価制度を、平成16年度から本格運用することができた。またその定着を図るために、各種研修等を行った。 (第1 法人全体の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとった措置 【人事評価制度の運用の開始】#4 【制度の定着化の推進】#5 参照
	② 有為な人材の育成や能力の開発を行うための研修を実施すること。	② 人材育成等の観点から職階毎の実践的な研修を充実すること。	○ 独立行政法人として組織目標を達成するためには、職員個々の意識改革や業務能力の向上を図ることが重要であることから、従前の研修体系を抜本的に見直し、次のような新たな研修の体系を整備した。 ① 能力開発研修 課長、課長代理、係長、係員の各職階毎に必要とされるとを目的とする。 集合研修 課長、課長代理、係長、係員のそれぞれの職階毎にテーマを設定して、実践的な研修を実施。 公開セミナーへの参加 職員の自主的なスキルアップの努力を支援するため、自らテーマを選択して助成し、能力開発や技能習得の向上を図る。 通信教育 職員が自発的に業務能力の向上を図るために選択する通信講座を支援。 ② 専門研修業務の遂行に直接的に必要な専門知識や技能の習得を図る。(54コース)

中期目標	中期計画	16年度計画	16年度の業務の実績
			○ 平成16年度の研修参加の実績は次のとおりであり、新たな研修体系の実施に当たって順調なスタートとなった。 なお、研修終了後にプログラム内容について検証したところ、「集合研修」については、参加者の約67%が研修内容に満足しており(5段階評価で「大変良かった」「良かった」の合計)、「公開セミナー」については、ほとんどの参加者から「有意義であった」という結果が得られた。
			集合研修 (7回 参加人数184人) 公開セミナー (7コース 参加人数19人) 通信教育 (12コース 参加人数50人) 専門研修 (内部研修30回、外部研修50回 参加人数67人) (添付資料:30)
	③ 業務処理方法の改善を図り、業務の量・質に対応した、より適正な人員配置を行うこと。	③ 業務処理方法の改善を図ることにより、業務の量・質に対応した、より適正な人員配置を行うこと。	○ 業務プロセス等の見直し及び業務の電子化等により業務の効率化を図り、組織のスリム化を行うとともに、業務の質・量に応じた適切な人事配置を行った。 第1 法人全体の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとった措置 【組織のスリム化等】#1 【業務プロセスの改善】#3 【電子政府化への対応】#19 参照
	(2)人員に係る指標 期末の常勤職員数は、期初の常勤職員数及び 労災年金担保貸付事業の業務移管に伴う常勤職 員数の100%以内とする。 (参考1) 期初の常勤職員数 264人 労災年金担保貸付事業の業務移管に伴い 増員した常勤職員数 1人 期末の常勤職員数 265人以内 (参考2) 中期目標期間中の人件費総額見込み9,809 百万円 ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員 基本給、職員諸手当及び時間外勤務手当に相 当する範囲の費用である。	(2)人員に係る指標 平成16年度末の常勤職員数を年度当初の100% 以内とする。	○ 業務の実態を踏まえつつ、可能な限り職員数の抑制を図った結果、期末の常勤職員数は252人となった。
	2 施設及び設備に関する計画なし	2 施設及び設備に関する計画なし	
	3 積立金の処分に関する事項 なし	3 積立金の処分に関する事項 なし	

評価の視点 自己評定 評 定 Α Α (理由及び特記事項) ○ 職員数の抑制については、中期計画における期末の常勤職員数に対して約5 ○人事に関する計画の実施状況はどのようなものか。 【人材育成等の観点からの研修の実施】 %下回っており、目標とする水準の範囲内であると考える。実施されている研 ○人件費の実績が予算を上回った場合にはその発生理由が明らか ○ 集合研修では各職階に期待される役割の認識が深められたこ 修活動も、目標とする水準並みである。 になっており、それが合理的なものであるか。 と、公開セミナーや通信教育では自己啓発の機会を積極的に提 供したことなどで、組織の活性化を図る上で効果があった。 ○ 能力開発研修のような各職階ごとに必要とされる個人の業務能力に着目した 研修の実施を評価する。 【適正な人員配置】 ○ 各事業において業務プロセスの見直しを行い、業務の質・量 ○ 組織的な人材育成カリキュラムを確立し、職員数を削減しながらも、各事業 に応じた適材・適所の人員配置及び人材派遣等の活用により時 における処理日数を大幅に削減するなど、業務の効率化を実現している。 間外勤務時間を縮減する中で、各事業において中期目標、中期 計画を上回る実績を上げた。 ○ 公開セミナー7コースの参加人数が19人である点が、少々気になるところ である。 【職員数の抑制】 ○ 業務プロセス等の見直し及び業務の電子化等による業務の効 率化並びに人材派遣等の活用を行い、また、欠員補充を極力抑 えることにより、期末の常勤職員数は、中期計画の常勤職員数 の95.1%となった。